

田辺市中心市街地活性化基本計画

和歌山県 田辺市

平成 21 年 3 月策定

認 定	平成 21 年	3 月 27 日
第 1 回変更	平成 21 年	6 月 26 日
第 2 回変更	平成 22 年	3 月 23 日
第 3 回変更	平成 23 年	3 月 31 日
第 4 回変更	平成 24 年	3 月 29 日
第 5 回変更	平成 25 年	3 月 29 日
第 6 回変更	平成 25 年	11 月 29 日

○基本計画の名称	(1)
○作成主体	(1)
○計画期間	(1)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) 田辺市の概況	(1)
(2) 中心市街地の形成と変遷	(6)
(3) 中心市街地の歴史的・文化的資源等の既存ストックの状況	(8)
(4) 地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析	(12)
(5) 地域住民のニーズ等の把握・分析	(32)
(6) これまでの中心市街地活性化への取り組み	(37)
(7) 中心市街地の課題	(53)
(8) 中心市街地活性化の基本方針	(55)

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置	(57)
[2] 区域	(58)
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	(59)

3. 中心市街地の活性化の目標

(1) 中心市街地活性化の目標	(64)
(2) 計画期間の考え方	(64)
(3) 数値目標の指標設定の考え方	(65)
(4) 具体的な目標数値の考え方	(66)

☆. 田辺市中心市街地活性化基本計画の骨子	(74)
-----------------------	------

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性	(75)
[2] 具体的事業の内容	(76)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性	(85)
[2] 具体的事業の内容	(86)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	
〔1〕 街なか居住推進の必要性	(95)
〔2〕 具体的事業の内容	(96)
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	
〔1〕 商業の活性化の必要性	(99)
〔2〕 具体的事業の内容	(100)
8. 4 から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	(117)
〔2〕 具体的事業の内容	(118)
9. 4 から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
〔1〕 市町村の推進体制の整備	(123)
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	(128)
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	(133)
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
〔1〕 都市機能集積促進の考え方	(135)
〔2〕 都市計画手法の活用	(135)
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	(136)
〔4〕 都市機能集積のための事業等	(137)
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	(138)
〔2〕 都市計画手法との調和等	(139)
〔3〕 その他の事項	(140)
12. 認定基準に適合していることの説明	(141)

- 基本計画の名称：田辺市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：和歌山県田辺市
- 計画期間：平成 21 年 3 月から平成 26 年 3 月まで（5 年 1 月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

（1）田辺市の概況

（1）位置・地勢・沿革

本市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置し、平成 17 年 5 月 1 日の 5 市町村（田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町）の合併に伴い、東西約 45km、南北約 46km、面積 1,026.77k m²と、近畿で最も広大な面積を有する市となった。

西よりの海岸部に面した市街地を中心として、左会津川等に沿って中山間地域が形成され、さらに日高川、富田川、日置川、熊野川の流域に山村地域が広がり、全体の 89.3%を山林が占めている。

穏やかな気候と豊かな自然に恵まれ、古くは、平安時代の中頃より熊野三山への参詣の要衝として栄え、現在も、商業、医療、福祉の分野において重要な都市的基盤が備わるなど、紀南地域の政治、経済、交通、文化の中心地となっている。

人口は 82,499 人（平成 17 年国勢調査）で、県下で 2 番目に多い人口を有している。



(2) 交通

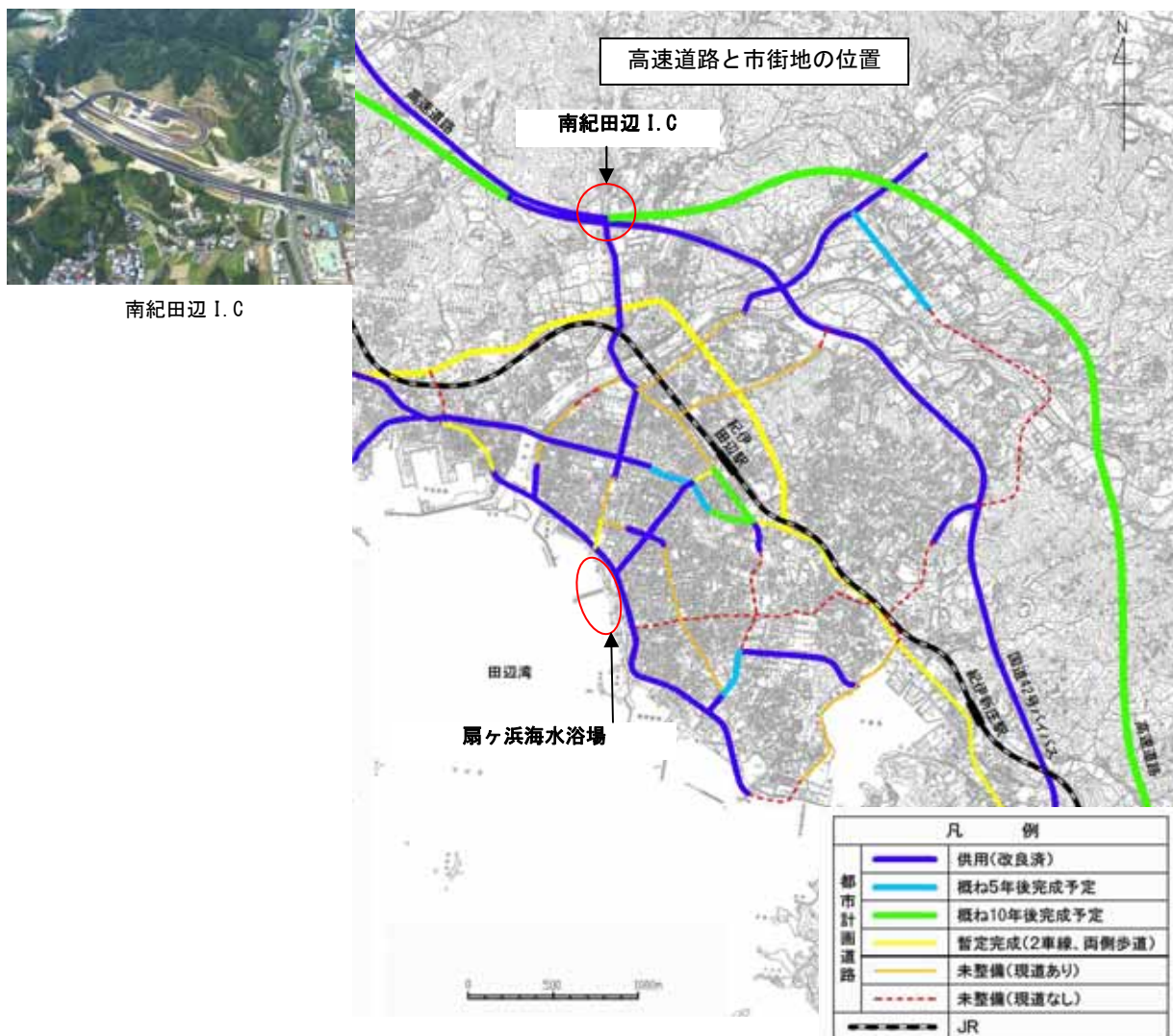
鉄道輸送は、海岸部に沿ってＪＲ紀勢本線が通っており、一日 20 本の特急列車が運行し、紀伊田辺駅から大阪市内への所要時間は約 2 時間となっている。

また、航空輸送では、隣接の白浜町の南紀白浜空港から東京国際空港（羽田）までの直行便が一日２往復（夏期には３往復）就航しており、約１時間で東京と結ばれている。

高速道路は、平成 19 年 11 月に「近畿自動車道紀勢線」の南紀田辺 IC が開通したことで田辺市まで延伸され、大阪から約 120 分、京都・神戸から約 150 分と、時間的距離が短縮されている。

市内の道路網は、紀伊半島の大動脈である国道 42 号が海岸部に沿って走り、国道 311 号及び県道田辺龍神線で山村地域とつながり、県道龍神中辺路線等により山村地域間がつながっている。

バス輸送は、路線バスがＪＲ紀伊田辺駅を中心として運行しており、広大な市域のなかで市民生活の大きな役割を担っている。



(3) 地域資源（世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」）

平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野本宮大社や熊野古道（熊野三山への参詣道）は、田辺市にとって貴重な歴史・文化資源であり、田辺市では、この世界遺産登録を契機として、熊野古道をはじめとした歴史・文化資源を生かした様々なまちづくりを行っている。

なお、田辺市街地は、熊野三山（本宮・那智・新宮）への主要な参詣道である中辺路と大辺路の分岐点にあたり、宿場町として多くの史跡が残されている。

①もてなしの心

熊野古道は「蟻の熊野詣」と言われたほど、多くの人々が参詣していた。現在、熊野古道の周辺には、「道の駅ふるさとセンター大塔」、「熊野古道館」、「道の駅奥熊野古道ほんぐう」など、観光客が気軽に立ち寄って休憩し、熊野古道の情報をチェックできる施設が整備されている。

また、中辺路、本宮では、地元ボランティアによる「語り部」など、伝統的なふるさとのもてなしが観光客の人気を集めている。

②環境や文化的景観の維持

田辺市の有する登録遺産は、霊場としての「熊野本宮大社」と「中辺路」、「小辺路」などの総延長約 60 k m の参詣道である。現在、これらの景観を後世に残すため「田辺市歴史文化的景観保全条例」を設け、環境や文化的景観の維持に努めている。



参詣道



熊野本宮大社



参詣の様子



道の駅奥熊野古道ほんぐう



(4) 先進的な自然の保全運動

中心市街地の近くには、日本のナショナル・トラスト運動発祥の地として有名な天神崎を始め、高度経済成長期の時代からいち早く自然環境を保全する活動が行われている。

《天神崎とナショナル・トラスト運動》

「天神崎」は、田辺湾の北側の岬で、白浜温泉の対岸にある景勝の地である。丘陵地の海岸自然林と平らに広がる岩礁、太平洋につながる海からなり、多くの動植物が生息している。

昭和 49 年に天神崎での別荘地開発計画が持ち上がったことに端を発して、この自然を守るために「天神崎の自然を大切にする会」が結成され、全国からの募金による買い取り運動がスタートした。昭和 58 年には、田辺市で「ナショナル・トラストを進める全国の会（第 1 回全国大会）」が開催され、昭和 62 年には、自然環境保全法人（通称：ナショナル・トラスト法人）の第 1 号に認定されている。

現在では、行政による買い取りも含め、約 7.3ha を保全地として購入している。

ナショナル・トラスト運動とは、美しい自然や歴史的建造物を、市民の寄金で買い取り保全していく運動であり、日本語に訳すると「みんなの大事な預かり物」という意味である。



天神崎



天神崎（全景）



天神崎（夕景）



天神崎（全景）

(5) 自然の恵みを活かした産業や特産物

田辺市は、豊かな自然に溢れ、こうした自然の恵みを生かした産業が古くから盛んであった。そして、それらの産業が地域産業を支え、商工業の発展を促してきた。

①里山の恵み（梅とみかん）

田辺・みなべ地方の南高梅や古城梅は、江戸時代、田辺藩主が、米作に適さないやせ地が多い地域事情を考慮して、梅の栽培を奨励したことが始まりで、現在の梅の生産量は、和歌山県において 62,000 トンに達し、全国 1 位であり、田辺市では、そのうち 35%の梅を生産している（平成 19 年度）。

田辺市におけるみかん（かんきつ類）は、梅と同じく古くは江戸時代の「安藤みかん」が元祖と言われ、現在もみかんは梅と並ぶ田辺市の特産品である。



梅干し



みかん

②黒潮の恵み（なんば焼）

田辺市の漁港は黒潮紀南分流が流れる太平洋に面し、カツオやイセエビなどの水揚げがある。漁業従事者の高齢化とともに後継者対策が課題ではあるものの、特産魚のブランド化による付加価値化等の取り組みを進めている。

また、田辺特産の高級かまぼこ「なんば焼」は、近海産の新鮮なエソ、グチの身を練り上げたもので、中心市街地内には、通称「かまぼこ通り」がある。



なんば焼

③森の恵み（紀州備長炭）

広大な紀州の山並みに囲まれた田辺市は、古くから林業・製材業が盛んで、龍神材、熊野材として特に杉、檜の植林、伐採が地域産業の主翼を担ってきた。高度経済成長期以降、全国的に林業・製材業は厳しい現状にはあるが、職人の技術を活かした工芸品の創造など新たな取り組みが芽生えている。

また、田辺市の木であり県木でもあるウバメガシを素材とする紀州備長炭は、田辺市が発祥の地であると伝えられ、強い火力で食材のうまみを引き出し、硬度・純度ともに最高水準の炭として有名である。



紀州備長炭



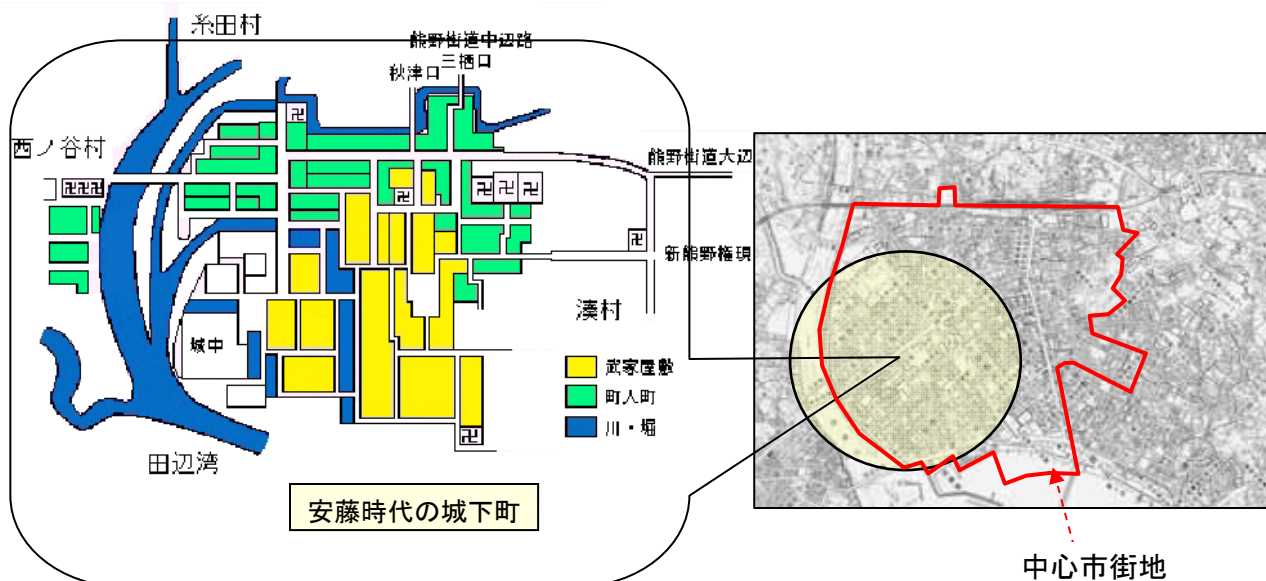
紀州備長炭の炭焼き

(2) 中心市街地の形成と変遷

(1) 中心市街地の形成

現在の町並みの形成は、江戸時代、紀州大名・浅野幸長(よしなが)の家来、浅野左衛門佐(さえもんのすけ)が田辺領主となり、慶長 11(1606)年、城を湊の砂丘の上に移した頃に始まる。その際、それ以前の城下町であった江川も併合され、本丸、丸の内、町人町(本町、船町、袋町、紺屋町、長町)がつくられた。

その後、元和 5(1619)年、浅野氏に変わって紀州の大名となった徳川頼宣の付家老・安藤帯刀が田辺領三万八千石の領主となると、与力屋敷、足軽屋敷が設けられ、新町(のちの北新町、南新町)もでき、徐々に城下町が形作られるようになった。



(2) 商店街の形成

武家屋敷の外堀北側には商家が配置され、武士の生活資糧を確保するために特定の町や商人に「座」が与えられた。

最初に袋町に「魚の座」、続いて片町に「塩の座」、南新町に「破物(陶器)の座」が認められ、特定の問屋商人には「多葉粉座」や「罌(かせ)座」、「鉄砲薬座」、「釜の座」といった特権が与えられた。こうした町割りが後の商店街形成の基礎となった。



北新町のにぎわい(紀伊名所絵図)

(3) 中心市街地の変遷

歴史的な町の形成過程から、当初、本町や栄町などの市街地の西側地区が商業地として栄えた。明治 15 年頃の栄町では、およそ 70 戸の町に郵便局や通運会社、銀行、度量衡器や舷灯(げんとう)の売捌所、大きな商家や小売商、料理屋、旅籠(はたご)屋が軒を並べ、印判彫刻や染物、仕立屋などの職人の中に新聞記者や医師、薬舗といった新しい職種の人も集まり、市街地 13 町のなかでも最も賑わいのある町となっていた。

その後も、田辺市街地は紀南の商業拠点として着実に発展し、商店数、商業従事者とともに年々増加を続けていく。高度経済成長期には、好景気と人口増加に支えられて田辺市の商業は繁栄を極め、昭和 33 年から 51 年までの間に、商店数で 1.5 倍、従業員数で 2 倍、年間販売額で 11 倍の伸びを示した。またこの間には、飲食店の数もその従業員数も大きく増加している。

昭和 33 年頃からは「県一屋」や「主婦の店」といった食品スーパーが登場し、昭和 40 年には北新町商店街に、百貨店「切荘」が誕生して、周辺商店街も含めて多くの買い物客で賑わった。

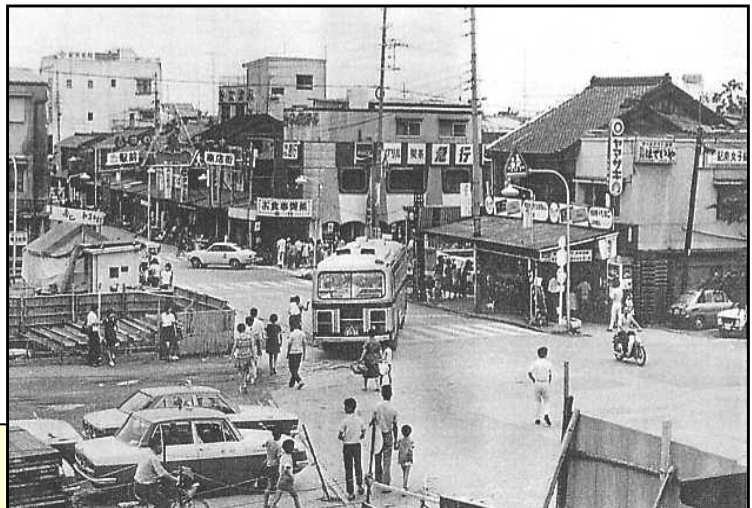
しかし、商業の中心は、その後の道路整備や駅前広場の整備による町の移り変わりを背景としながら、湊本通りや駅前といった田辺駅を中心とする東側地区へと移って行き、続く大型店の郊外出店や居住地域の郊外移転などを経て、商店街地域は徐々に求心力を失って行くこととなった。



昭和 47 年の栄町商店街



昭和 37 年の北新町商店街



昭和 46 年、和歌山国体を前に拡幅整備が進む JR 紀伊田辺駅前

(3) 中心市街地の歴史的・文化的資源等の既存ストックの状況

(1) 田辺の歴史に登場する人物

中心市街地及びその周辺においては、田辺の歴史に登場する人物の足跡とその縁(えにし)を訪ねることができる。



武蔵坊弁慶



南方熊楠



植芝盛平

① 歴史上の豪傑「武蔵坊弁慶」

武蔵坊弁慶は、800 年の昔、熊野別当「湛増」の子として田辺に生まれたと言われている。

中心市街地には、主君源義経を守り、壮烈な最期をとげた弁慶のために植えたと言われる弁慶松や闘雞神社をはじめとする弁慶にまつわる史跡がいたるところに散在している。



6 代弁慶松



J R 紀伊田辺駅前の弁慶像



弁慶産湯の井戸



湛増弁慶の像



闘雞神社

② 世界的な博物学者「南方熊楠」

和歌山市に生まれた南方熊楠は、大英博物館の嘱託職員となるなど 19 歳から 33 歳まで米国や英国で活躍した。植物学や博物学・民俗学をはじめあらゆる分野にわたる研究に従事し、新種の変形菌(粘菌)を発見するなど世界的業績を挙げている。

米英遊学から帰国後の明治 37 年より「田辺市」を研究の拠点とし、海辺から山間まで精力的に採集・研究生活を送った。中心市街地には、晩年を過ごした南方熊楠旧邸や、翁の業績を称え、残された資料を保存する南方熊楠顕彰館がある。



南方熊楠顕彰館



南方熊楠旧邸

③ 合気道開祖「植芝盛平」

植芝盛平は、田辺市元町に生まれ、若い頃から武道にはげみ、19 歳で修行の旅に出て各流の武術を習得しつつ独自の武術修練を重ね、気・心・体が一体となる「合気武術(合気道)」を生み出した。

中心市街地内の扇ヶ浜公園には、植芝盛平翁像があり、中心市街地隣接地の高山寺には、植芝盛平の墓地がある。



植芝盛平翁像

(2) 点在する歴史・文化資源

中心市街地には、長い歴史に育まれた魅力的な資源が数多く残されている。

また、海・山・川の豊かな自然の下に生まれた食品は、地域のこだわりと個性的な魅力を求める旅行客を満足させるものであり、住民にとっても誇りや自信につながる資源でもある。

①南方熊楠顕彰館

平成 18 年に開設され、南方熊楠が遺した貴重な蔵書・資料が多くあり、研究者から小学生までが熊楠について、知り、学ぶことができる。

②闘雞神社

源平の戦いに、弁慶の父・熊野別当堪増が社前で、紅白の鶏を戦わせたと伝えられ、平家物語に名高い鶏合壇浦合戦の舞台である。

③扇ヶ浜海水浴場

平成 17 年度に扇ヶ浜海水浴場が整備され、夏場に家族連れを中心として県内や京阪神地域から多くの海水浴客が訪れている。

④田辺新地

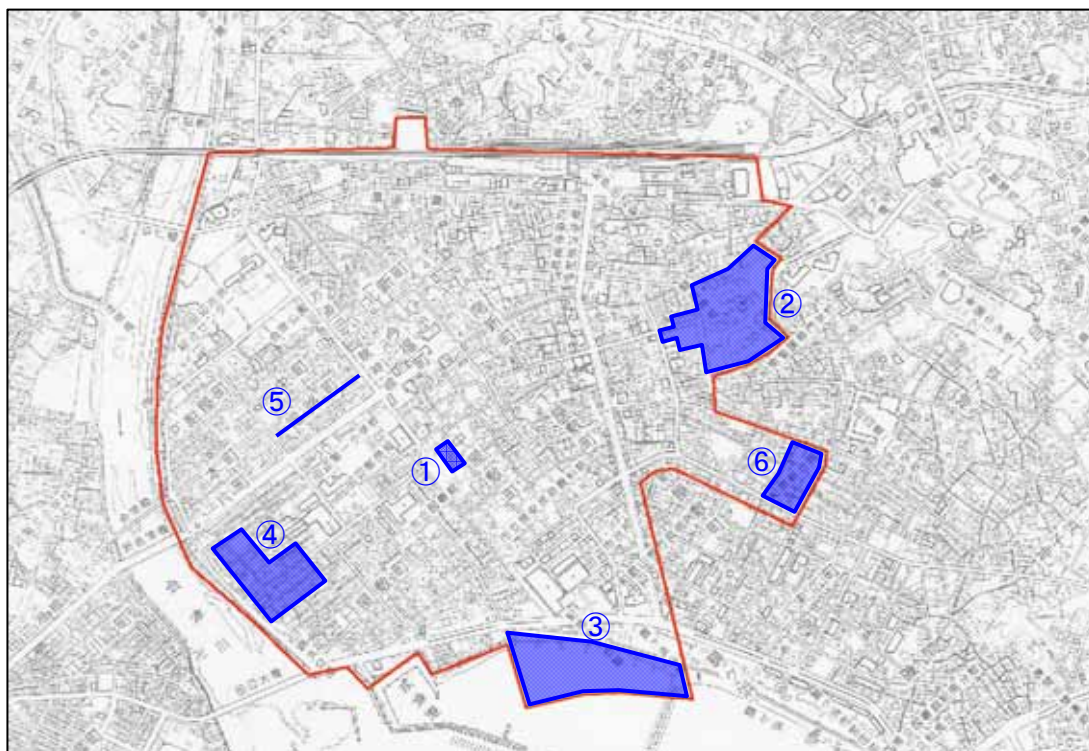
大正 9 年、当時の田辺町内に散在していた料亭を集めてでき、かつては「花街」と言われた街並みが残る。

⑤かまぼこ通り

田辺名産の「なんば焼」「ごぼう巻」などのかまぼこを製造販売する店舗が並び歴史的な街並みが残る。

⑥複合文化施設の予定地

市立図書館と市立歴史民俗資料館の機能を併せ持つ施設として、市街地での付加価値を向上させる役割が期待されている。



(3) 中心市街地内で開催されるイベント

①田辺祭

田辺祭は、「平家物語」の鶏合せで名高い闘雞神社の例大祭で、400 年余の歴史をもち、毎年 7 月 24 日・25 日に行われる。旧城下の各商人町から 8 基の「お笠」と言われる京都祇園祭のような笠鉾（山車）が町中を練り歩き、江川への神輿渡御、暁の祭典などの行事が行われる。田辺を代表する紀南地方で最大の夏祭りで、約 1 万 6 千人の集客がある。



田辺祭



田辺祭

②弁慶祭

弁慶祭は、源平合戦期に弁慶と湛増を中心に繰り広げられた熊野水軍のドラマを壮大な時代絵巻として再現する祭で、華やかな時代行列の他、弁慶下駄踊りや弁慶よさこい踊り、弁慶鬼若太鼓などがにぎやかに行われ、約 6 万人の集客がある。



弁慶下駄踊り



弁慶よさこい踊り

③夏の風物詩

平成 17 年に扇ヶ浜海水浴場がオープンしたのを契機に、夏のイベントとして「扇ヶ浜の夕べ」が催されている。特設ステージで和太鼓やよさこい踊り、バンド演奏が繰り広げられ、最後には精霊供養花火約 1,500 発が打ち上げられ、約 3 万人の集客がある。



扇ヶ浜の夕べ

また、300年以上の歴史を持つとされる伝統行事「紀州田辺の柱松」が、8月15日の夜、海難者の供養、豊漁祈願、新仏の送り火のために、江川の田辺漁港で行われる。片町（戎地区）の若手の漁師達によって行われていた盆の行事で、1969年に途絶えていたが、1976年に7年ぶりに再開され、2001年には本格的に地元有志と当時の田辺漁協（現和歌山南漁協）青年部員らによって復活した。

観客や地域住民、精霊舟送りに訪れた人たちが見守る中、高さ約15メートルの柱松の先端目掛けて、次々と紐で結んだ松明が投げ込まれ、さながら炎の演舞となる。

④田辺・弁慶映画祭

田辺・弁慶映画祭は、日本、そしてアジアの映画産業を担う次世代の監督、映像作家の作品を上映する映画祭で、約4千人が集まる。

東京国際映画祭を中心とする「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」に、唯一地方から参加し、映像文化を切り口とした観光振興、情報発信を図っている。田辺市の情報が田辺市のみならず東京、大阪等の大都市から発信できる数少ない事業である。



オープニング式典でのフォトセッション風景



特別審査員賞と映検審査員賞
トロフィー（チェンソーアート）

(4) 地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析

(1) 人口及び世帯数の推移

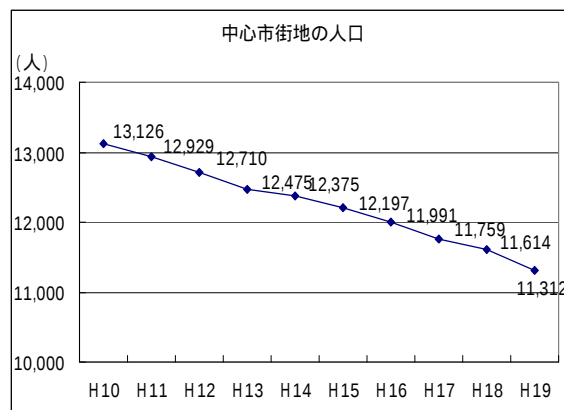
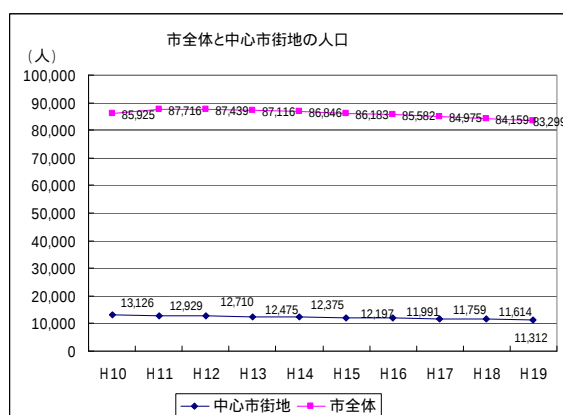
①人口の推移

人口を、住民基本台帳の昭和 60 年度と平成 19 年度とで比較した場合、市全体では 7 % の減少に対し、中心市街地では 37 % の減少となっており、中心市街地での人口減少が著しい。

	人口(人)		増減率(%)
	S 60	H19	
田辺市	89,955	83,299	-7
中心市街地	17,869	11,312	-37

さらに人口減少の推移を平成 10 年度から平成 19 年度の数値で比較した場合、市全体では 2,626 人が減少し、横ばいから微減傾向であるが、中心市街地では 1,814 人が減少し、市全体と比較すると減少傾向が急激で、依然として下げ止まっていないことがわかる。

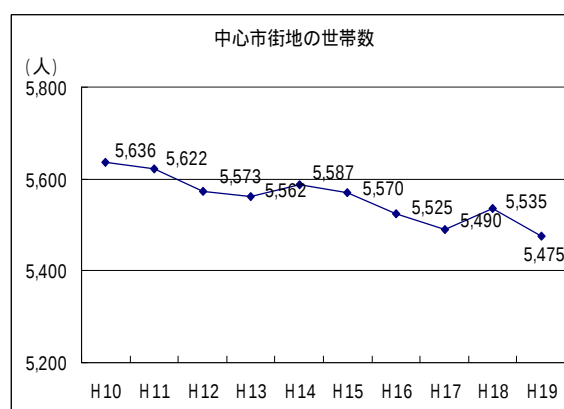
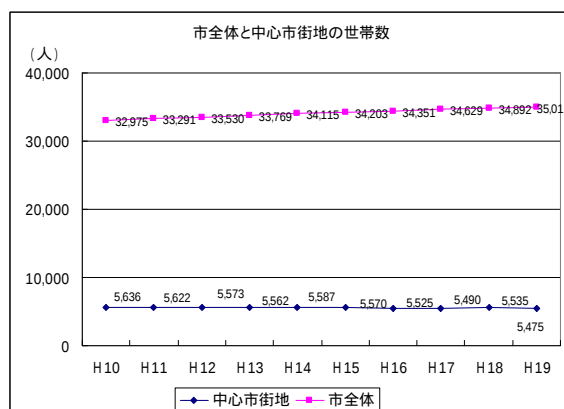
こうした背景には、中心市街地での世帯分離に伴う若年世帯の郊外移転や、市内転入者が中心市街地ではなく郊外に居住していることなどがある。



(資料：住民基本台帳)

②世帯数の推移

世帯数については、市全体としては年々増加傾向が続いている反面、中心市街地は減少となっている。これは、世帯分離が進み、郊外の住宅地に居住を移していることや、市内転入者が郊外に居住していることが背景にある。



(資料：住民基本台帳)

③年齢別階層別人口の推移

年齢構成を平成19年度数値でみると、高齢化率（65歳以上の割合）は、市全体の26.4%に対し、中心市街地では36.5%と高くなっている。さらに、年少人口割合（14歳以下の割合）は、市全体の13.5%に対し、中心市街地では9.1%である。

また、平成17年度から平成19年度の数値推移から、中心市街地では少子高齢化が急速に進んでいる状況や、子育て世代が年々少なくなっている状況がうかがえる。

(単位:人)

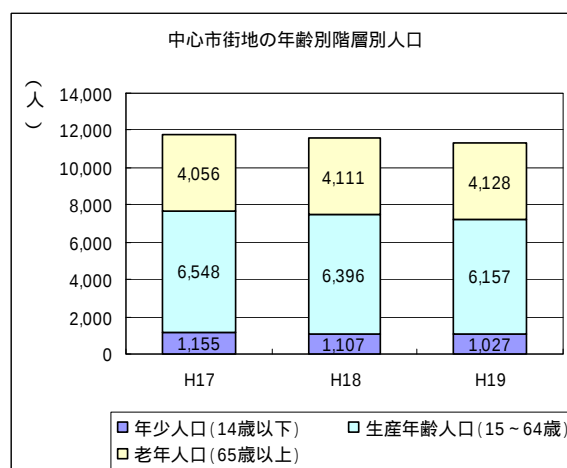
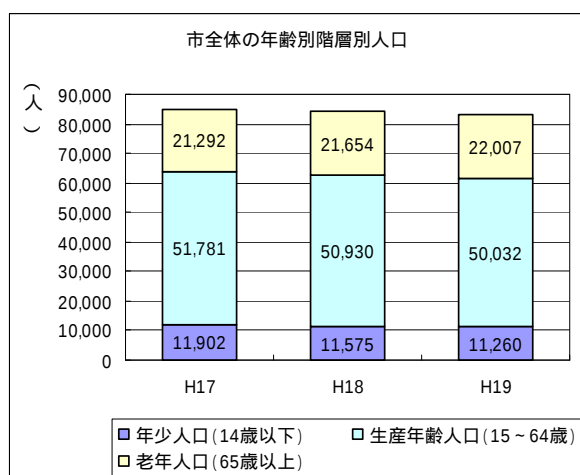
市全体	H17	H18	H19
年少人口(14歳以下)	11,902	11,575	11,260
生産年齢人口(15～64歳)	51,781	50,930	50,032
老年人口(65歳以上)	21,292	21,654	22,007
合計	84,975	84,159	83,299

資料:住民基本台帳(各年度末現在)

(単位:人)

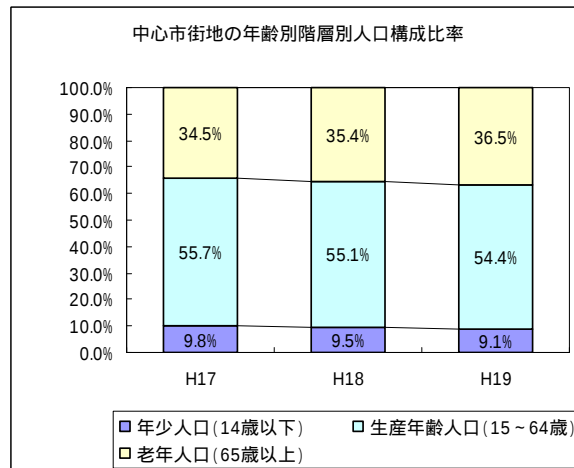
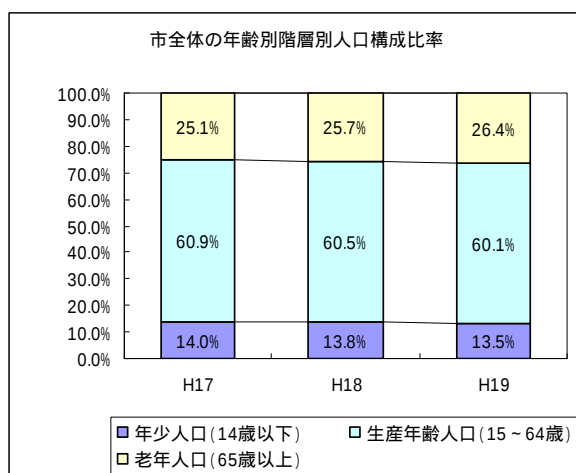
中心市街地	H17	H18	H19
年少人口(14歳以下)	1,155	1,107	1,027
生産年齢人口(15～64歳)	6,548	6,396	6,157
老年人口(65歳以上)	4,056	4,111	4,128
合計	11,759	11,614	11,312

資料:住民基本台帳(各年度末現在)



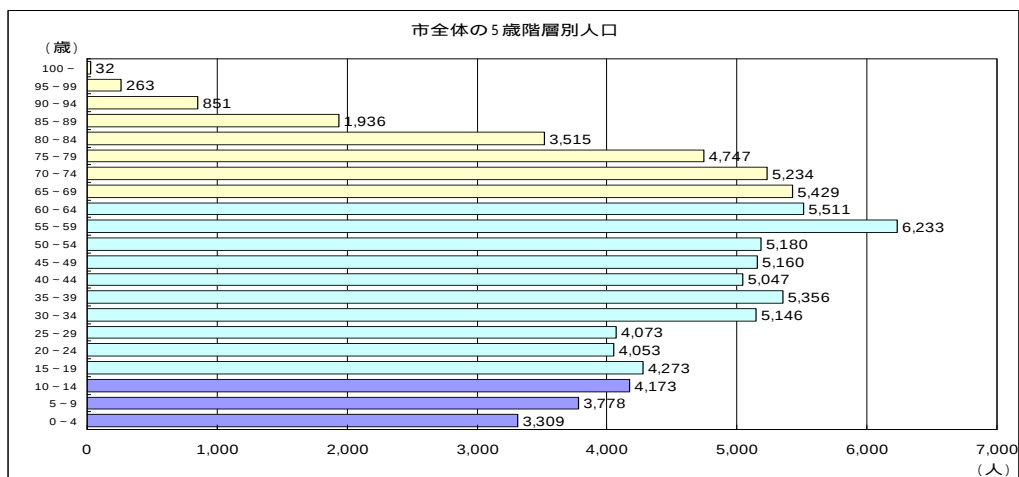
市全体	H17	H18	H19
年少人口(14歳以下)	14.0%	13.8%	13.5%
生産年齢人口(15～64歳)	60.9%	60.5%	60.1%
老年人口(65歳以上)	25.1%	25.7%	26.4%

中心市街地	H17	H18	H19
年少人口(14歳以下)	9.8%	9.5%	9.1%
生産年齢人口(15～64歳)	55.7%	55.1%	54.4%
老年人口(65歳以上)	34.5%	35.4%	36.5%

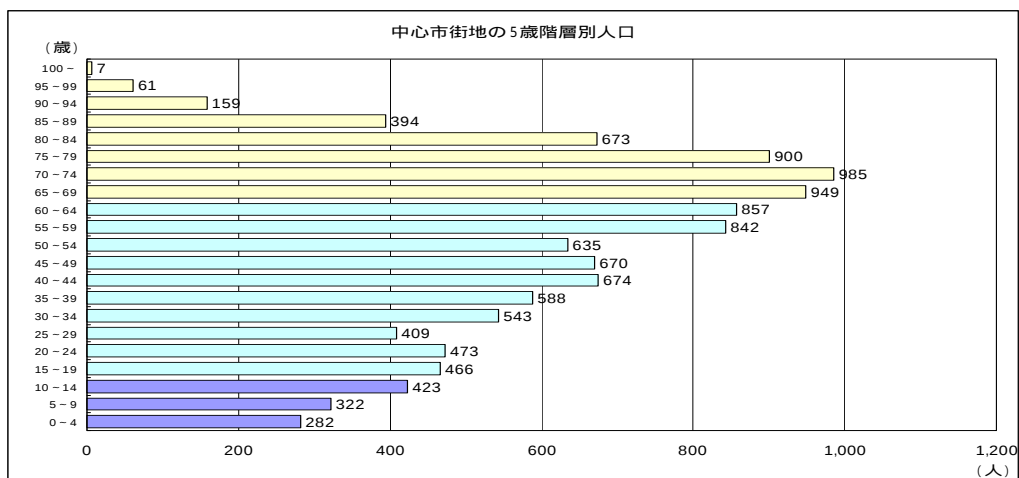


④ 5 歳階層別人口

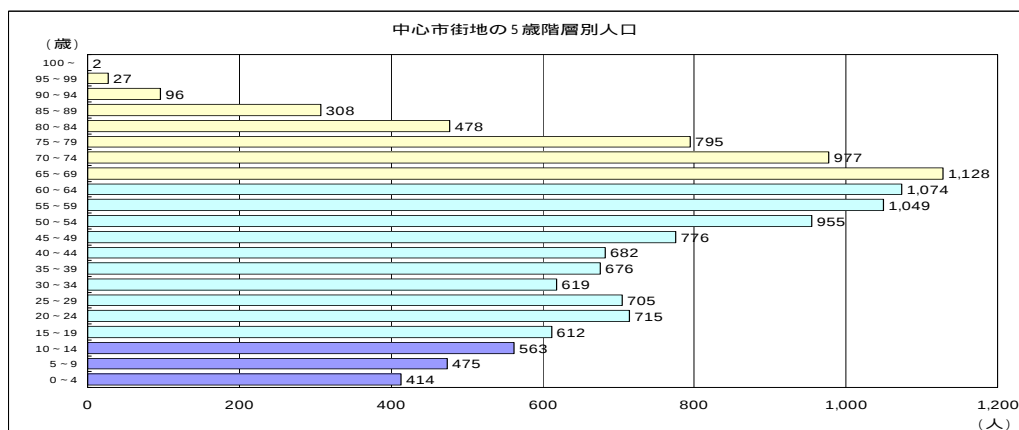
少子高齢化の進展状況を、さらに詳しく 5 歳階層別人口で見ると下記のようなになる。市全体の構成に比べ、中心市街地では、老年人口（65 歳以上）の比率が高く、年少人口（14 歳以下）の比率が低い。中心市街地の平成 10 年度と平成 19 年度の生産年齢人口（15 歳～64 歳）に含まれる子育て世代を比較しても激減していることがうかがえる。



(資料：平成 19 年度末住民基本台帳)



(資料：平成 19 年度末住民基本台帳)



(資料：平成 10 年度末住民基本台帳)

⑤人口集中地区(DID)内での年齢階層別人口構成

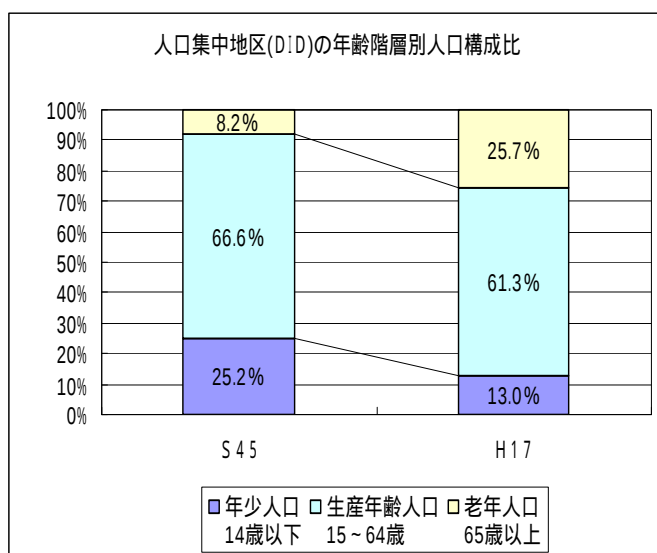
国勢調査による昭和45年と平成17年の人口集中地区(DID)内の年齢階層別人口構成をみると、全体としては961人減少し、年少人口(14歳以下)が25.2%から13.0%に低下、生産年齢人口(15~64歳)が66.6%から61.3%に僅かに低下、老年人口(65歳以上)が8.2%から25.7%に大幅に高まっている。

	人口集中地区(DID)の年齢階層別人口構成比			
	年少人口 14歳以下	生産年齢人口 15~64歳	老年人口 65歳以上	合計
S45	8,999人	23,819人	2,926人	35,744人
H17	4,512人	21,319人	8,952人	34,783人
増減	4,487人	2,500人	6,026人	961人

(資料：国勢調査)

	人口集中地区(DID)の年齢階層別人口構成比			
	年少人口 14歳以下	生産年齢人口 15~64歳	老年人口 65歳以上	合計
S45	25.2%	66.6%	8.2%	100.0%
H17	13.0%	61.3%	25.7%	100.0%

(資料：国勢調査)



平成17年の市全体、人口集中地区(DID)内及び中心市街地において、年齢階層別人口構成を見た場合、年少人口(14歳以下)の構成比率は、14.0%、13.0%、9.8%と、市全体と人口集中地区(DID)内の比率はほぼ同じであるが、中心市街地の比率が低く、中心市街地には子育て世代が少ないことがうかがえる。生産年齢人口(15~64歳)の構成比率は、60.9%、61.3%、55.7%と、人口集中地区(DID)内の比率が高い反面、中心市街地の比率が低くなっており、中心市街地外の人口集中地区(DID)内に多く居住していることがうかがえる。老年人口(65歳以上)の構成比率は、25.1%、25.7%、34.5%と、市全体と人口集中地区(DID)内の比率はほぼ同じであるが、中心市街地の比率が高くなっている。

以上のことから、中心市街地には、子育て世代が少ない上に高齢者が多く居住しているため、子育て世代や高齢者にとって住みやすい住環境づくりが求められている。

(2) 商業の集積と推移

《商店街》

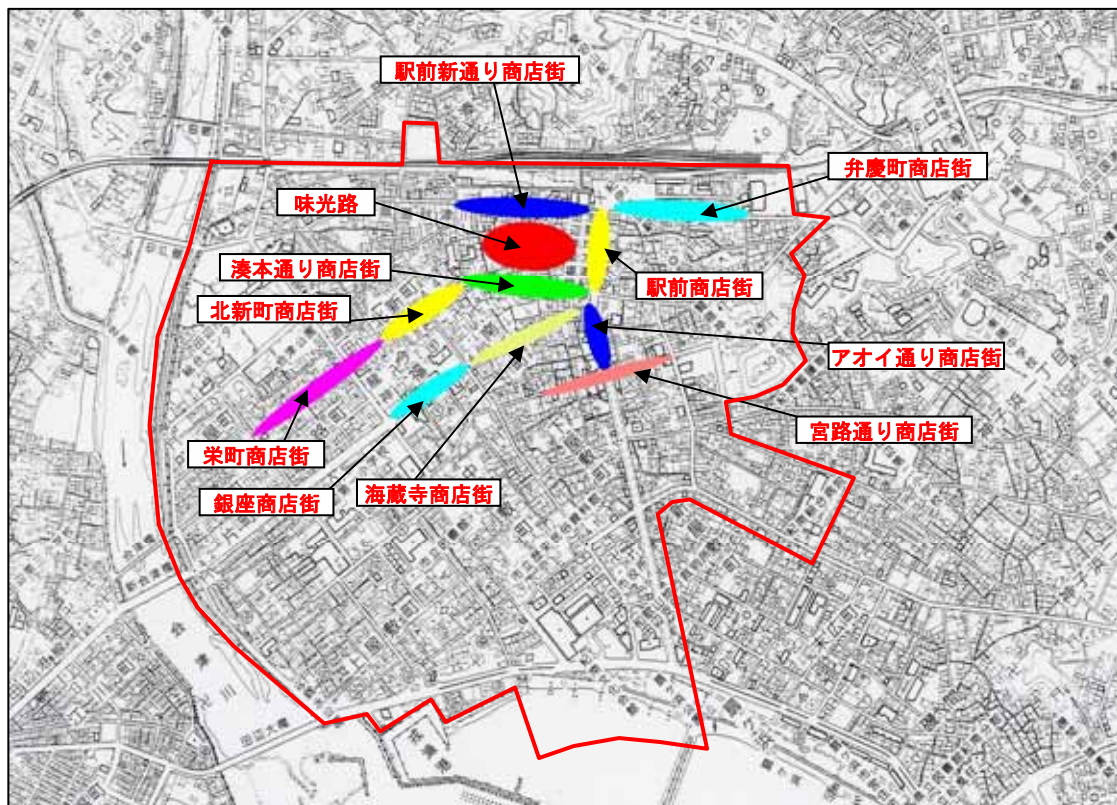
田辺市は紀南の商業の中心地として栄え、中心市街地の商店街地域には極めて高い商業集積が見られた。また、その業種構成についても、日用品から衣料品に至るまで多種多様な部門が立地し、飲食や土産物等が揃う駅前商店街、衣料やファッション等の生活を中心とした湊本通り商店街など、各商店街で少しずつ業種が異なり、地域の消費者ニーズに幅広く応えることのできる環境が作られていった。時代を経るに従って、郊外への消費の移行や通信販売が盛んになり、次第にその求心力を失っていくが、依然として多くの店舗が軒を連ね、また、近代化によって街の再生を図る動きも見られている。

《味光路》

J R 紀伊田辺駅前の南側エリアには、御坊市近郊からも訪れる県下有数の飲食店街「味光路」があり、飲食店やスナックなど約 150 店舗が集積している。平成 10 年にタイル舗装や埋設照明、案内サインの設置といった環境整備を実施し、紀南の名所づくりに向けた取り組みを進めているが、地域経済の低迷による客足の減少、若者の酒離れといった生活スタイルの変化から売上が低下するなど、厳しい状況となっている。



味光路

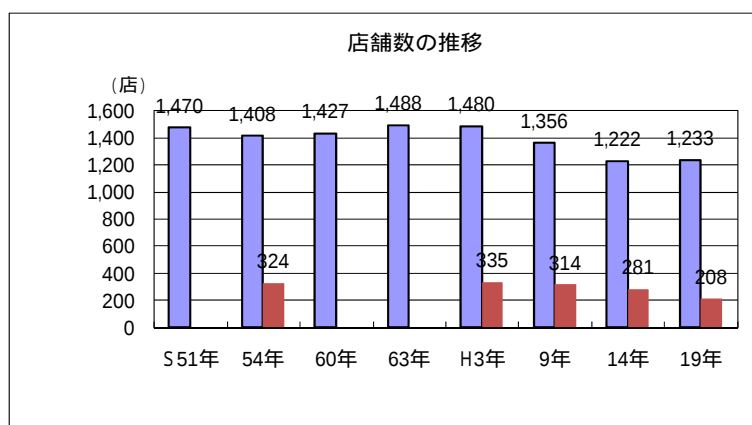


①小売店舗数の推移

店舗数は、市全体では横ばいから僅かに減少している。

市全体に対する中心市街地の状況を見ると、平成3年では市全体の1,480店に対し、中心市街地では335店で、その割合は23%となっていたが、平成19年では1,233店に対し208店と、17%まで低下している。

これは、長引く不況の影響や経営者の高齢化と後継者不足による廃業等を背景として、店舗から住宅への移行が進んでいる状況などを示している。

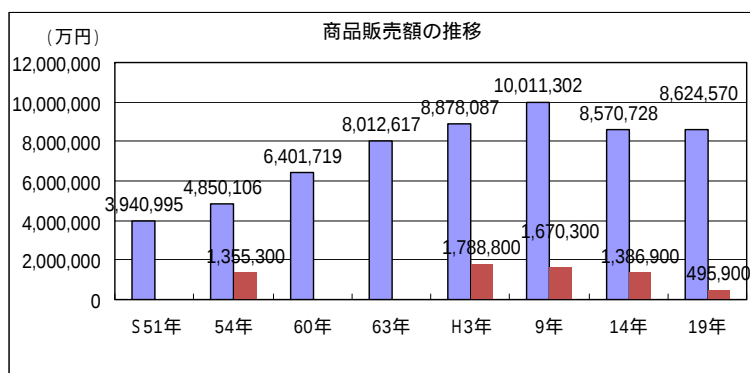


②小売販売額の推移

販売額については、平成9年までは増加傾向にあったが、その後消費の伸び悩み等で横ばいとなっている。

この数値においても、平成3年では市全体の88,781百万円に対し、中心市街地では17,888百万円で、その割合は20%となっていたが、平成19年では86,245百万円に対し4,959百万円と、6%まで低下している。

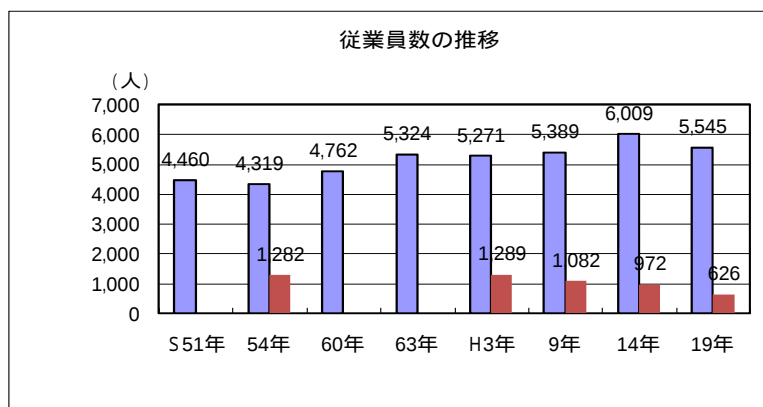
これは、平成8年のパビリオンシティ田辺店（株）オークワの開店など、郊外大型店舗の出店が大きく影響しており、さらに経済不況による購買力の低迷やインターネットの普及による消費行動の変化もまたその要因と考えられる。その後の平成9年には小売販売額が市全体として伸びたものの、中心市街地では依然として小売店舗数が減少するとともに小売販売額も年々減少を続けている。



③小売従業員数の推移

従業員数は、市全体では増加の傾向が見られるが、中心市街地との比較では、平成3年の市全体の5,271人に対し、中心市街地では1,288人で、その割合は24%、平成19年では5,545人に対し626人で、11%となっている。こうしたことから、中心市街地の就業場所としての地位は低下していることがうかがえる。

これは、長引く不況の影響や経営者の高齢化と後継者不足による廃業を背景として、空き店舗化が進展し、また、店舗から住宅への移行が進んだことから、中心市街地での従業員数が減り、その一方で、郊外の新たな店舗へと就業場所が移っていったことが背景にある。

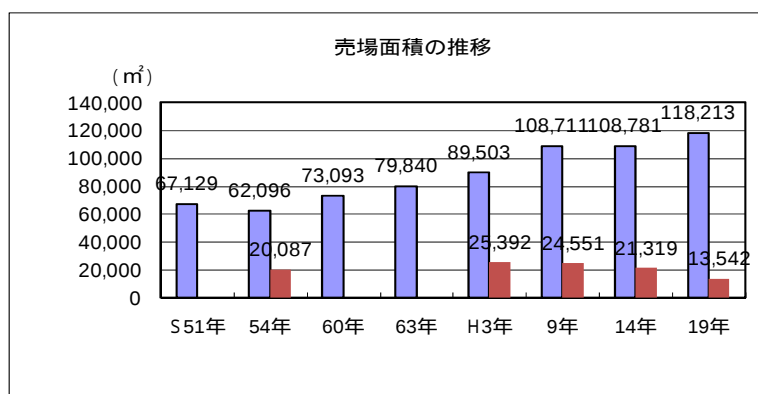


④小売業売場面積の推移

売り場面積については、市全体では増加傾向にある。

これに対し中心市街地の状況は、平成3年では市全体の89,503㎡に対し、中心市街地では25,392㎡で、その割合は28%となっていたが、平成19年では117,997㎡に対し13,542㎡と、11%まで低下している。

中心市街地の数値の低下の背景には、平成8年に郊外の大型店であるパビリオンシティ田辺店（株）オークワ）が出店したことや、ロードサイド専門店の進出などがある。その影響を受けて、中心市街地では小売店舗数が減少するとともに小売売場面積も年々減少している。



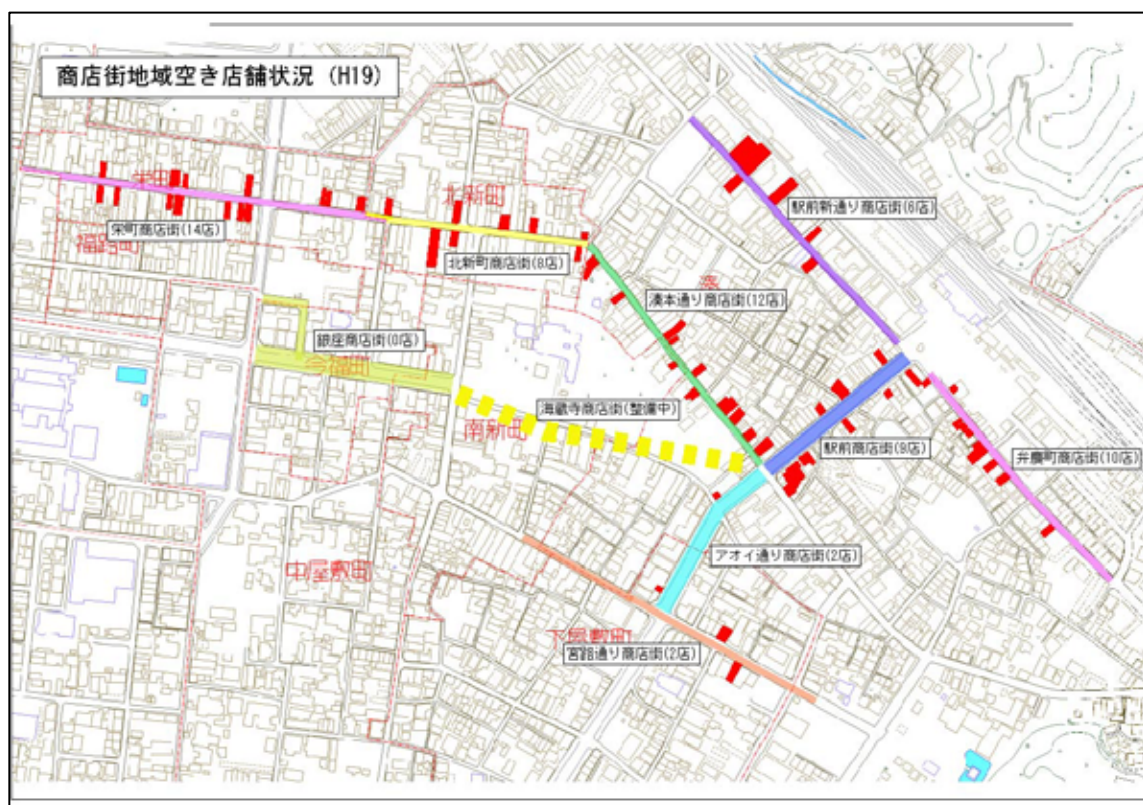
⑤空き店舗の状況

商店街地域では、郊外化の進展や消費の多様化、経営者の高齢化等の要因が重なって空き店舗が増加している。特に、買い回り業種が多く集積していた商店街では、こうした傾向が顕著に見られ、空洞化に拍車をかけている。

商店街での空き店舗の推移 (A:空き店舗数 B:商店数 率:空き店舗率)

商店街名	H8 年	12 年	14 年			17 年			18 年			19 年		
	A	A	A	B	率	A	B	率	A	B	率	A	B	率
駅前	0	1	8	61	13%	8	62	13%	8	62	13%	13	63	21%
駅前新通り	5	3	6	161	4%	5	143	3%	4	141	3%	7	141	5%
弁慶町	-	-	5	47	11%	6	44	14%	7	44	16%	11	49	22%
湊本通り	5	8	9	59	15%	15	63	24%	15	64	23%	13	49	27%
北新町	4	1	3	41	7%	3	43	7%	9	43	21%	8	40	20%
栄町	6	11	8	64	13%	4	52	8%	9	55	16%	15	64	23%
銀座	7	0	1	37	3%	2	44	5%	2	44	5%	1	42	2%
アオイ通り	3	0	3	43	7%	0	38	0%	1	39	3%	5	34	15%
海蔵寺	1	2	7	42	17%	4	40	10%						
宮路通り	5	2	1	57	2%	2	61	3%	5	62	8%	4	63	6%
計	36	28	51	612	8%	49	590	8%	60	554	11%	77	545	14%

※海蔵寺は、平成 18 年から区画整理事業に伴う家屋移転があり、調査対象外としている。



⑥大規模店舗の立地状況

郊外開発とバイパス等の道路整備の進展により、昭和 50 年代の中頃から大規模店舗やロードサイド専門店の立地が多く見られるようになった。

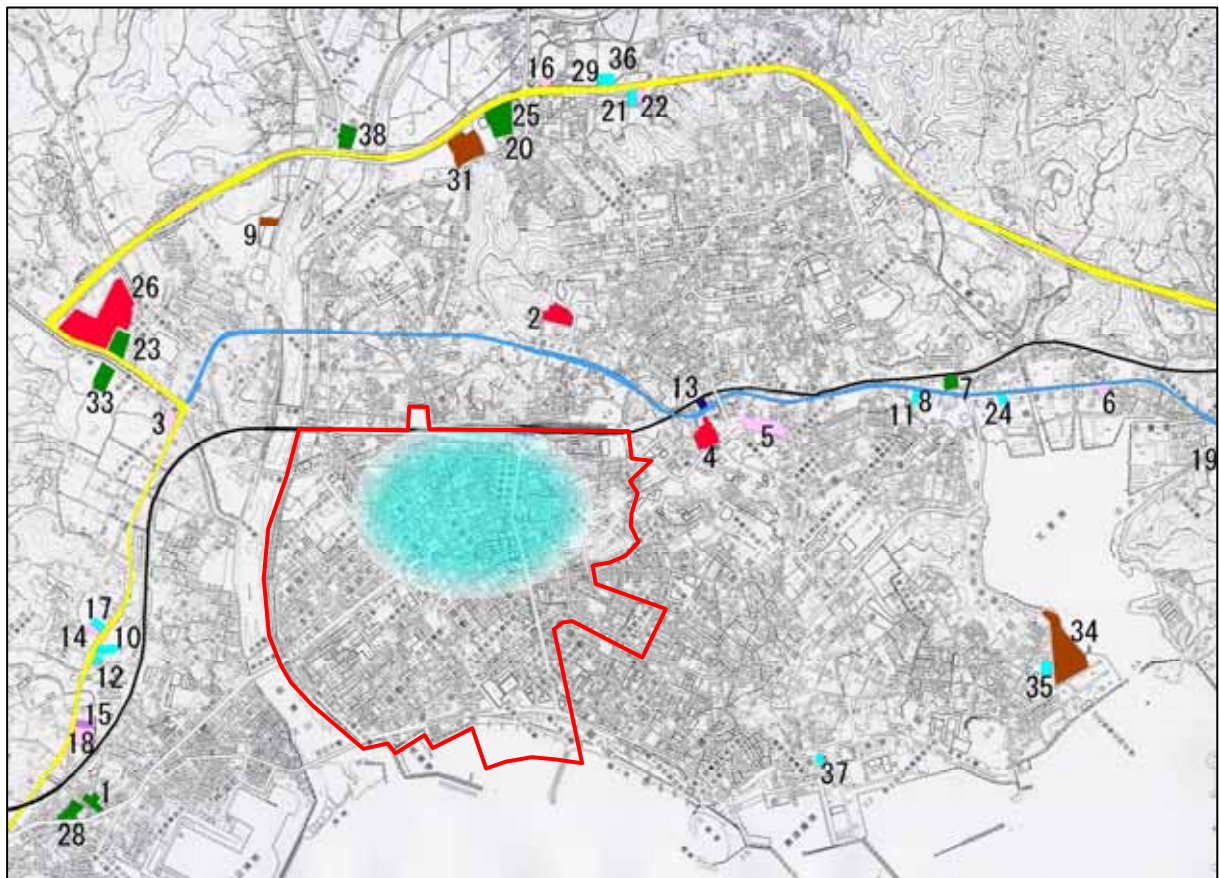
生活行動の中心が自家用車となる若年世帯は、郊外への居住に伴って、日常の食料品を始め、買い回りの消費についても、こうした大型店や専門店の利用が多くなっている。

【郊外大型店と専門店の出店状況】

番号	店 舗 名	開店	店舗面積	業種・業態
1	グルメシティ明洋店	50 年	790	食品スーパー
2	グルメシティ田辺 SC	54 年	6,376	ショッピングセンター
3	B a y マルチョウ	〃	810	レジャー用品
4	オークワ・オーシティ田辺店	57 年	7,499	ショッピングセンター
5	ツタヤ W A Y オーシェー前田辺店	58 年	2,553	ショッピングセンター
6	ブックマーケット田辺店	61 年	451	書籍
7	スーパードラッグストア・キリン	62 年	428	医薬・化粧品
8	SASAN 紀伊田辺店	〃	323	靴
9	会津家具センター	〃	455	家具
10	カツラギハウジングプラザ	63 年	1,085	家具
11	生活良品館田辺店	〃	179	日用品
12	リーガス田辺店	H1 年	295	衣料品
13	和歌山近鉄田辺店	〃	193	進物品
14	メガネの三城田辺店	〃	163	メガネ
15	ヤマダデンキ田辺店	〃	753	家電品
16	アークⅢ	〃	432	C D ・書籍
17	はるやま田辺店	2 年	650	衣料品
18	W A Y	〃	495	C D ・書籍
19	ディッグ田辺店	3 年	1,050	家具
20	A コープ紀南クックガーデン	〃	992	食品スーパー
21	洋服の青山	6 年	340	衣料品
22	ザ・シューズ	〃	313	衣料品
23	A コープ稲成店	〃	826	食品スーパー
24	カジュアルランドあおやま	7 年	300	衣料品
25	酒のダイナミック	〃	496	酒
26	オークワパピリオンシティ田辺店	8 年	13,598	ショッピングセンター
27	オートバックス田辺店	9 年	1,468	車用品
28	エバグリーン田辺元町店	10 年	1,050	医薬・化粧品
29	しまむら田辺店	11 年	998	衣料品
30	グルメシティ万呂店	〃	990	食品スーパー
31	コーナン田辺店	12 年	6,500	ホームセンター
32	パーティハウス芳養店	13 年	805	衣料品
33	よってって稲成店	14 年	612	食品スーパー
34	コメリ田辺店	16 年	6,732	ホームセンター
35	パーティハウス文里店	〃	997	衣料品
36	プライスカット・スーパードラッグキリン	18 年	1,985	食品スーパー
37	ショッキングブルー	19 年	594	衣料品
38	J A 紀南ファーマーズマーケット	〃	681	食品スーパー

※店舗名の文字色は業種により区分している。

【郊外の大型店と専門店の立地図（番号は一覧表の番号に一致）】



- ショッピングセンター
- 食料品スーパー、医薬・化粧品
- ホームセンター、家具
- 衣料品、靴
- 玩具、CD・書籍、メガネ、車・レジャー用品
- 家電品
- 進物品

- 商店街地域
- 国道424号
- 国道42号

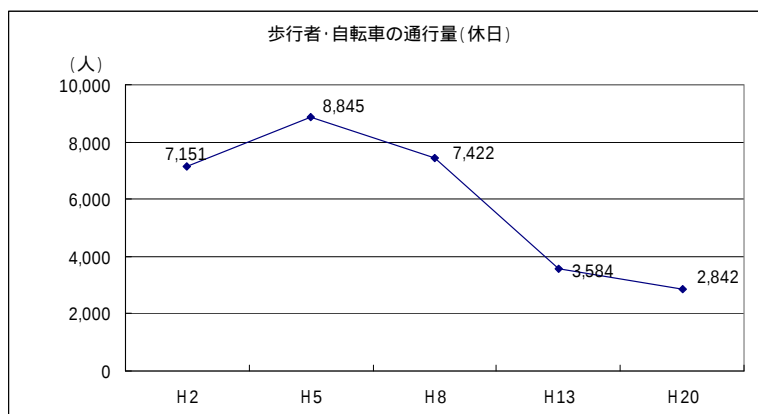
⑦歩行者・自転車通行量

中心市街地での通行量を計測すると、平成５年度までは経済成長とともに増加傾向にあったが、平成８年度に郊外の大型店としてパビリオンシティ田辺店（株）オークワが開店して以後、急激に減少している。これは、郊外店舗の影響に加え、経済不況による購買力の低迷やインターネットの普及による消費行動に変化が現れたことも大きな要因であり、年々、中心市街地の求心力が低下していることがうかがえる。

海蔵寺通りは、現在一方通行であり、また、沿道区画整理型街路事業の整備中であることから交通量も少なくなっているが、整備後は、中心市街地内の歩道を接続する重要な通りとなり、駅前通りから銀座通りへの回遊路線となる。

銀座通りは、近代化事業を実施したこともあり、平成８年と平成２０年との数値比較においても、他の調査地点と比べて減少幅が小さくなっている。

	平成２年	平成５年	平成８年	平成１３年	平成２０年
	８月５日（日）	８月１日（日）	９月２９日（日）	８月２６日（日）	８月１０日（日）
	曇り時々雨	曇り	晴れ	曇り	晴れ
銀座通り	960	1,258	1,112	874	548
海蔵寺通り	749	1,296	905	544	320
湊本通り	1,574	1,833	1,299	674	367
駅前通り	3,868	4,458	4,106	1,492	1,237
東本町通り					370
計	7,151	8,845	7,422	3,584	2,842
平成２年対比		23.688	3.789	△49.881	△60.257
平成５年対比			△16.088	△59.479	△67.868
平成８年対比				△51.711	△61.708
平成１３年対比					△20.703



《計測地点の状況》

①銀座通り・・・銀座商店街は平成９年から１２年に街路拡幅と近代化事業を実施し、大規模な街並み整備を行った。これに伴い、周辺からの車客が増加しているが、商業面での集客力に力強さが見られないことから、歩行者・自転車の通行量は減少傾向が続いている。

②海蔵寺通り・・・海蔵寺通りは、平成１４年から銀座通りに続いて沿道区画整理型街路事業を実施し、都市計画道路の拡幅とその沿道の区画整理による街並みの一新を図っている。

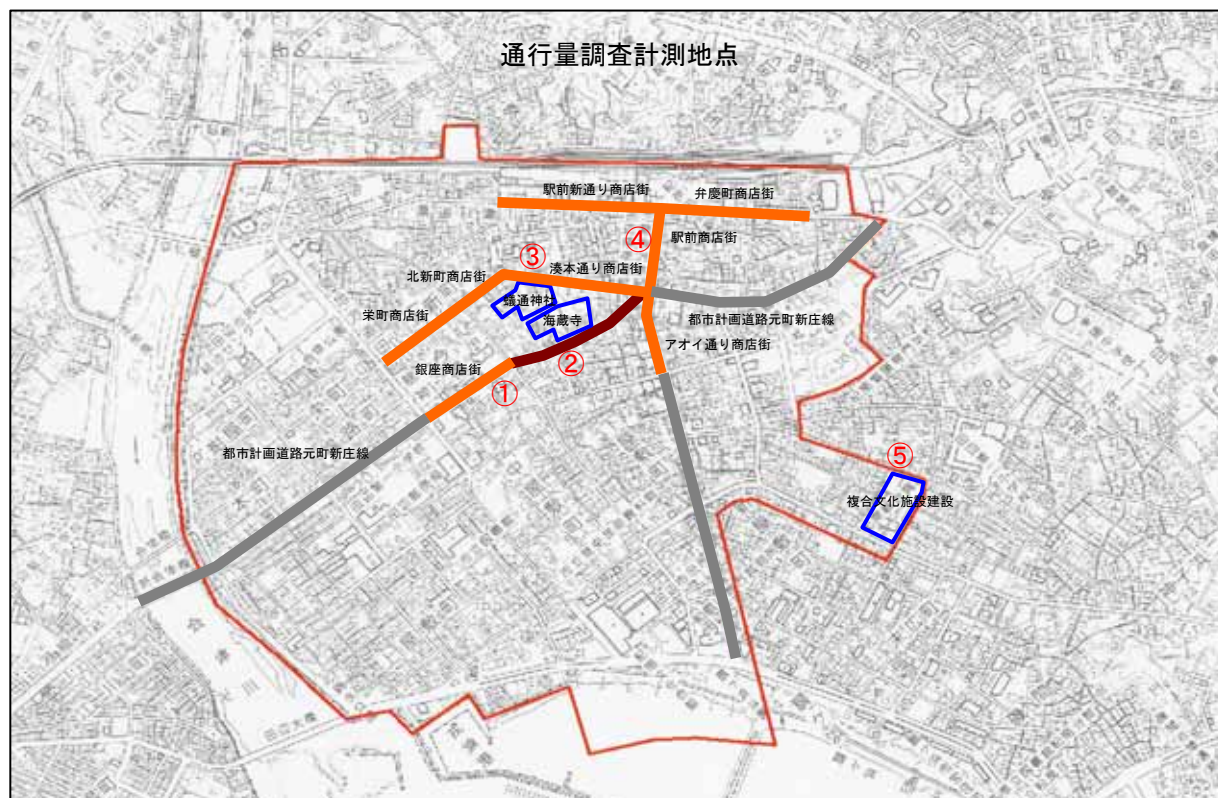
これに伴い、事業後の通行量に大きな変化が見られるものと予想される。

③湊本通り・・・湊本通りから北新町通りは、古くから中心市街地の商店街のなかでも多彩な業種構成と高い集積度により、多くの買い物客が訪れる地域であったが、空洞化の進展により空き店舗が増加し、通過交通が減少している。また、市街地を横断する幹線道路が未整備のため、現状では通過交通が走行する道路となっていることから、商業環境としては多くのハンディを抱えている。

④駅前通り・・・駅前商店街は、紀南の玄関口であるＪＲ紀伊田辺駅の前面に位置し、観光客を始め、通勤通学の通行が非常に多い商店街となっている。また、本市で唯一アーケードがあり、隣接には紀南有数の飲食集積である「味光路」が控え、夜間にはその往来も見られて賑やかな雰囲気となっている。

こうした環境にありながらも、近年では空洞化の進展により空き店舗が増加し、通行量の減少傾向が続いている。

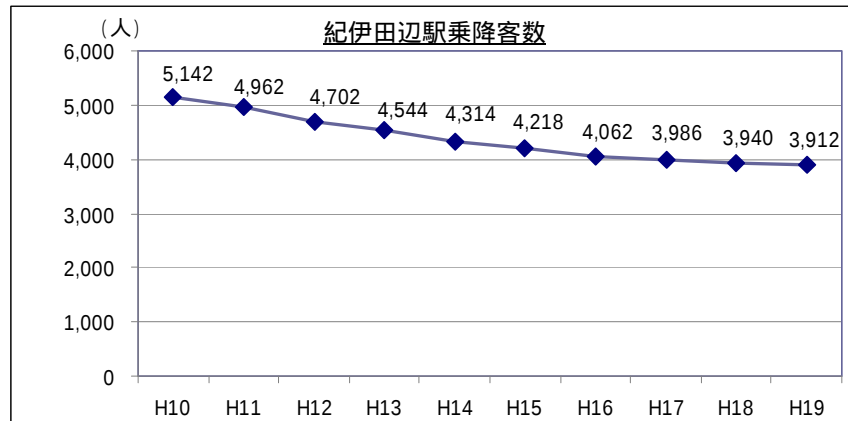
⑤東本町通り・・・東本町通り沿いには、平成 17 年まで立地していた紀南総合病院の来院者が利用する飲食店舗などが点在していたが、病院移転後は退店も進み空洞化が進展するなど、以前のような賑わいが見られなくなっている。



(3) 公共交通

① 鉄道

現在は車での移動が一般的となりつつあるが、依然として電車の利用も多く、特に観光客については、平成 16 年 7 月の世界遺産登録を機に増加していることから、それまで減少傾向であった J R 紀伊田辺駅の乗降客数も下げ止まっている。



② バス

路線バスについては、国・県補助対象路線が 5 事業者 15 路線、市単独補助や廃止代替路線が 4 事業者 25 路線、独自運行路線が 2 事業者 2 路線運行しており、鉄道と同様に自家用車の普及と過疎化の進展に伴い乗降客数が減少傾向にある。

しかし、地域住民の生活にとって重要な役割を担っていると共に、その多くが J R 紀伊田辺駅を起点あるいは経由しており、中心市街地への重要なアクセス手段となっている。

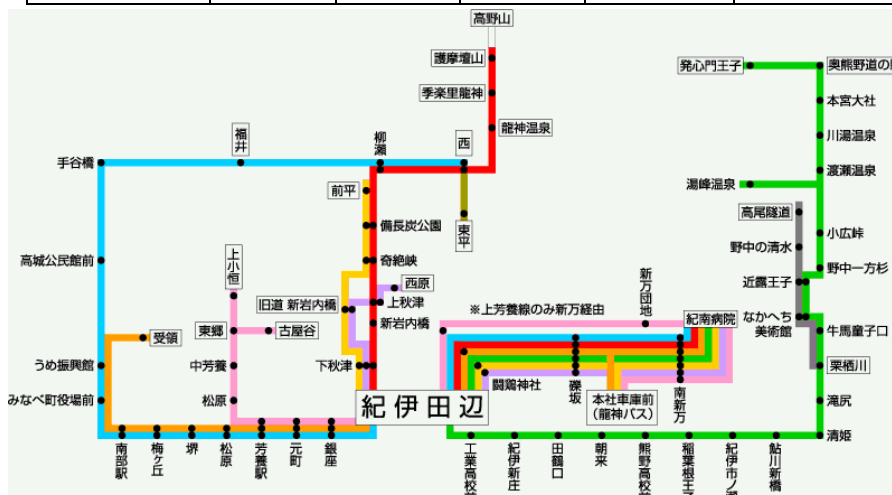
利用客数（現状） (人)

高速バス		17 年	18 年	19 年	(各年 1 月～12 月)
高速バス (大阪便)	総数	102,442	110,803	118,891	
	駅前	41,796	45,207	48,507	(夏場 30%、それ以外は 43%)
高速バス (和歌山便)	総数	—	—	5,500	(19 年 9 月～19 年 12 月)
	駅前	—	—	2,244	※年間 32,000 人の利用見込み

明光バス		17 年	18 年	19 年	(各年 1 月～12 月)
路線バス	駅前	—	—	119,800	(18 年 10 月～19 年 9 月)

JR バス		17 年	18 年	19 年	(各年 1 月～12 月)
路線バス	駅前	—	—	—	18 年 98 人/日

龍神バス		17 年	18 年	19 年	(各年 10 月～翌年 9 月)
路線バス	駅前			155,629	



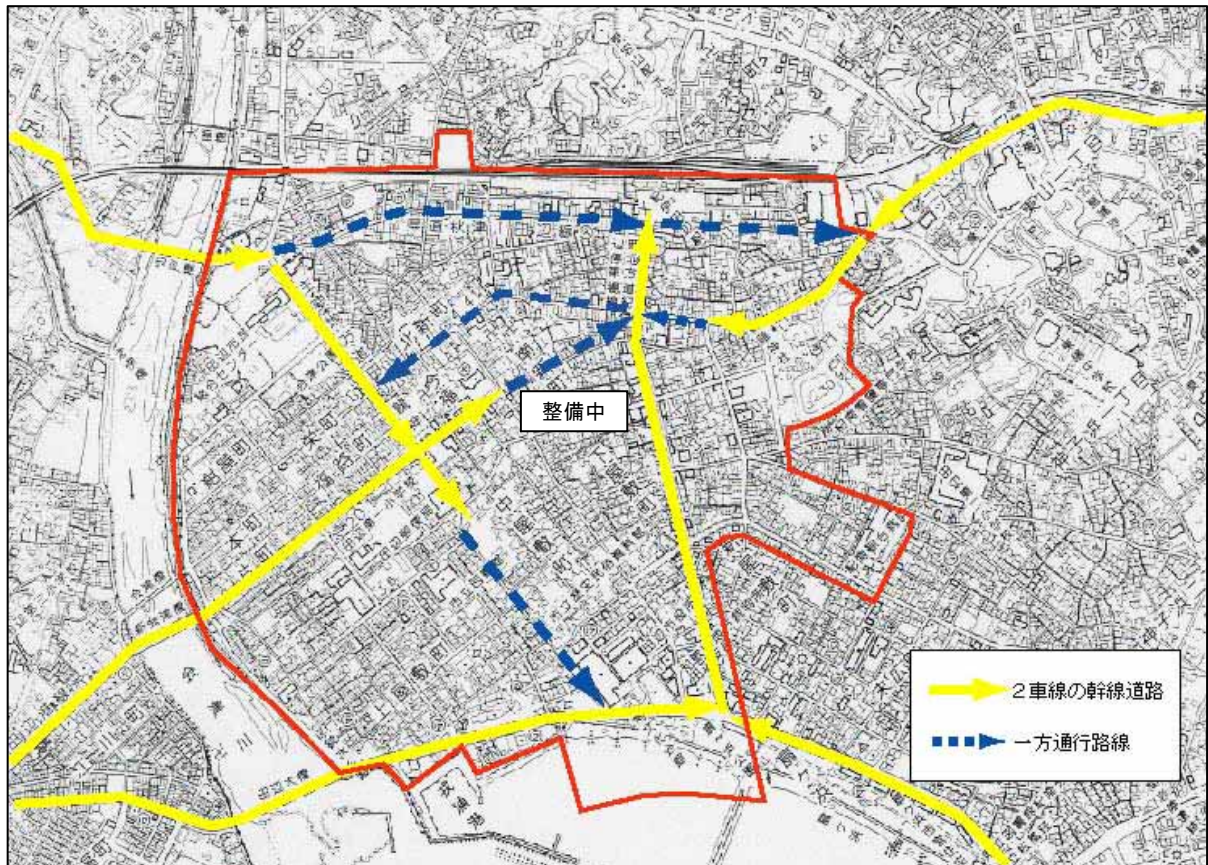
(参考) 龍神バス運行系統図

《中心市街地へのアクセス道路》

細い街路が複雑に入り組む中心市街地は、周辺からのアクセスを困難にし、それが居住や施設の郊外移転の大きな要因ともなってきた。

近年では、郊外からの幹線道路の整備が進んできているが、なお一方通行の道路が残されており、車やバスで中心市街地にアクセスする環境は十分とは言えない。

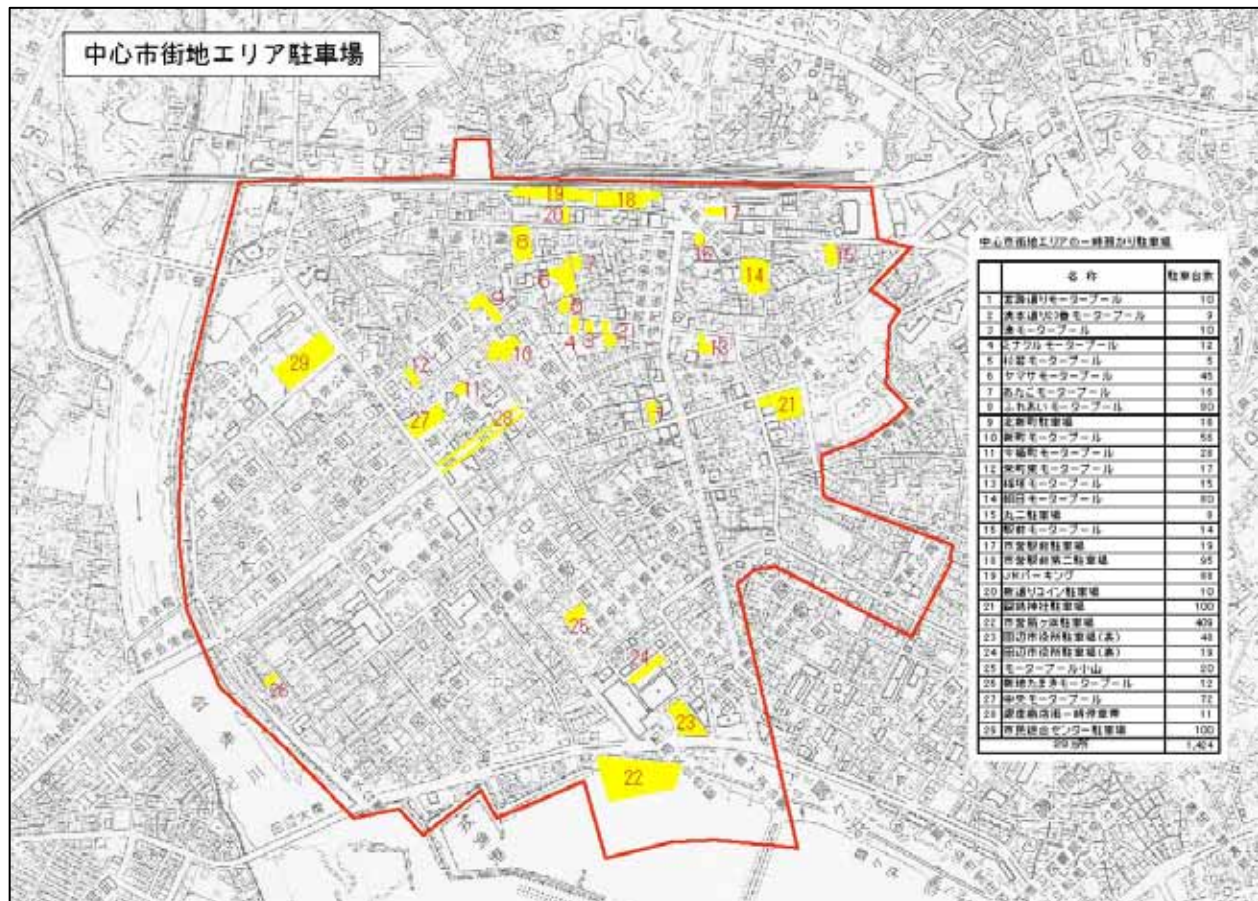
【中心市街地にアクセスする道路の状況】



《駐車場の状況》

中心市街地の空洞化が進む一方で、空き地となった土地を有効活用する動きも出てきている。

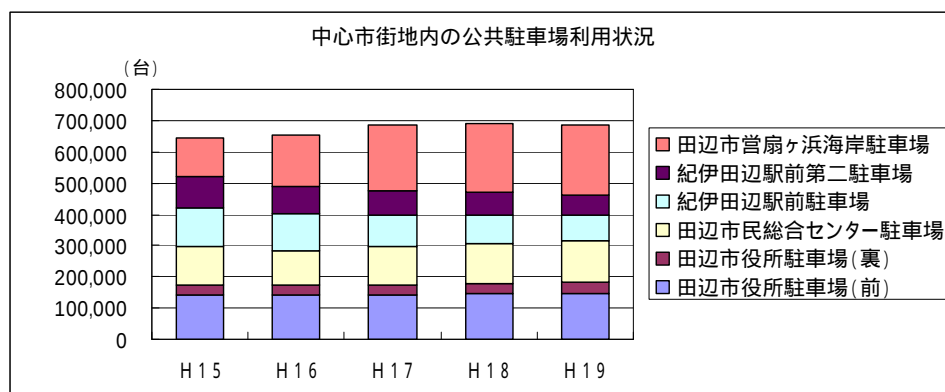
かつては、中心市街地の駐車場不足が活性化の大きな問題とされたが、空き地を一時預かりの駐車場として活用するケースも現れ、こうした駐車場の容量不足を解決することにも繋がっている。その結果、平成4年に商店街とその周辺での一時預かり駐車台数が約700台であったものが、平成20年には1,424台となっている。しかしその一方で、商店街に希望する施設を訊ねた市民アンケートでは駐車施設が45%となっており、状況の変化が把握されておらず、今後は駐車場情報を分かりやすく伝達することが必要となっている。



中心市街地内の公共駐車場利用状況

名 称	収容台数	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
田辺市役所駐車場（前）	48	140,697	140,023	142,451	145,140	147,131
田辺市役所駐車場（裏）	19	34,355	32,235	33,314	34,571	33,919
田辺市民総合センター駐車場	94	120,751	111,551	121,001	126,311	134,487
紀伊田辺駅前駐車場	19	126,944	118,949	102,277	91,239	81,338
紀伊田辺駅前第二駐車場	95	98,074	84,878	77,826	71,369	62,814
田辺市営扇ヶ浜海岸駐車場	409	124,238	166,420	207,000	222,753	226,315
自動車 計		645,059	654,056	683,869	691,383	686,004
紀伊田辺駅前（自転車・一時預かり）	400	28,378	25,681	23,519	22,397	22,191
紀伊田辺駅前（自転車・定期）		5,293	5,118	4,933	5,379	5,555
自転車 計		33,671	30,799	28,452	27,776	27,746
合 計		678,730	684,855	712,321	719,159	713,750

※紀伊田辺駅前駐車場については、台数把握が出来ない施設のため、件数＝金額／100円で計算している。



(4) 中心市街地の公共公益施設

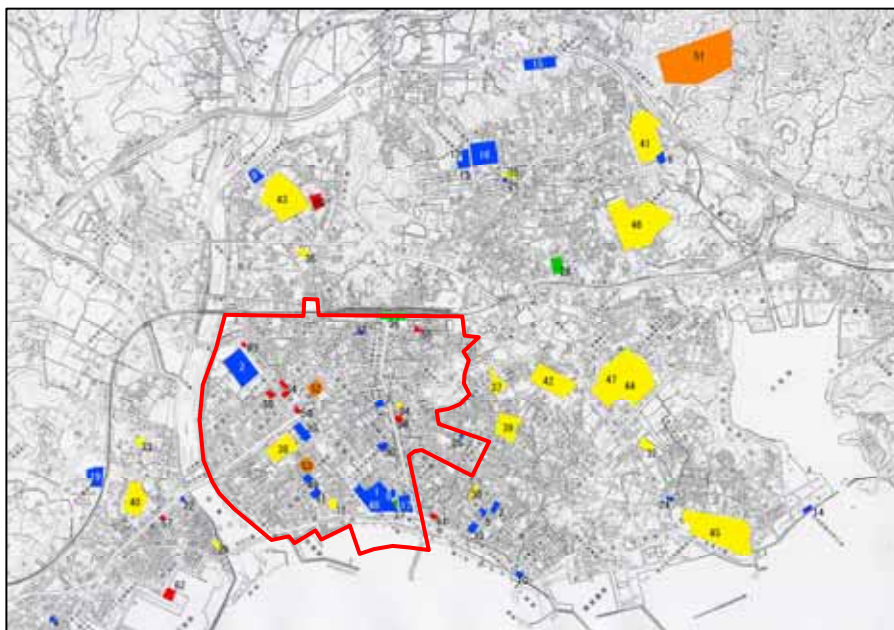
中心市街地とその周辺には、市民生活に便利な施設が多く立地している。特に、市街地の形成過程から、事業所の集積が極めて高かったために、その効率を目的として、銀行や保険会社といった民間事業所の立地が進められた。また、就業の場としての有効性から居住人口も多く、家族数の多かった時代を反映して、幼稚園や保育所、学校が中心市街地に建設されている。

一方、図書館や歴史民俗博物館といった文化施設が点在しているが、狭い敷地などを理由に、十分なサービスが提供されず、利用者の利便を損ねている。そのため、市民に幅広く利用されている図書館と、教育機関と連携して子供たちが利用される歴史民俗博物館を併設し、その利便性を高めることとしている。

	No.	施設
市役所	1	田辺市役所
	2	田辺市民総合センター
	3	下屋敷分庁舎
	4	西部センター
	5	南部センター
	6	ひがし公民館
児童館	7	末広児童館
消防署	8	田辺消防署
その他の施設	9	田辺市水道事業所
福祉施設	10	松風荘
国・県機関	11	田辺税務署
	12	田辺公共職業安定所
	13	田辺社会保険事務所
	14	和歌山地方方法務局 田辺支部
	15	紀南河川国道事務所
	16	和歌山県西牟婁振興局
	17	田辺地方裁判所
	18	田辺検察庁
	19	田辺警察署
郵便局	20	田辺郵便局
	21	朝日ヶ丘郵便局
	22	江川郵便局
	23	駅前郵便局
	24	神子浜郵便局
	25	湊郵便局
	26	J R紀伊田辺駅
	27	田辺商工会議所
	28	関西電力 田辺営業所
保育所	29	牟婁保育所
	30	みどり保育所

	No.	施設
学校	31	扇ヶ浜保育所（私立）
	32	あゆみ保育所（私立）
	33	上野山幼稚園（私立）
	34	紀南幼稚園（私立）
	35	シオン幼稚園（私立）
	36	昭和幼稚園（私立）
	37	立正幼稚園（私立）
	38	田辺第一小学校
	39	田辺第二小学校
	40	田辺第三小学校
	41	東部小学校
	42	東陽中学校
	43	高雄中学校
	44	田辺高等学校
	45	神島高等学校
	46	田辺工業高等学校
	47	南紀高等学校
文化施設	48	紀南文化会館
	49	市立図書館
	50	市立歴史民俗資料館
病院・診療所	51	紀南病院
	52	中央病院
	53	玉置病院
金融機関	54	紀陽銀行 田辺支店
	55	紀陽銀行 田辺駅前支店
	56	きのくに信用金庫 田辺支店
	57	きのくに信用金庫 江川支店
	58	第三銀行 田辺支店
	59	三菱東京UFJ銀行 田辺支店
	60	紀南農協本所
	61	近畿労働金庫 田辺支店
	62	和歌山県信濃連
	63	日本政策金融公庫 田辺支店

【公共公益施設の位置図】



(5) 中心市街地の土地利用状況

田辺市域の面積は 102,677ha であり、そのうち、用途地域は 1,372ha（8％）、中心市街地面積は約 108ha（約 0.1％）となっている。また、中心市街地での都市計画用途の区分を見ると、第一種住居地域が約 47.1ha（43.6％）、商業地域が約 54.6ha（50.6％）、準工業地域が約 3.4ha（3.1％）、無指定が約 2.9ha（2.7％）となっている。

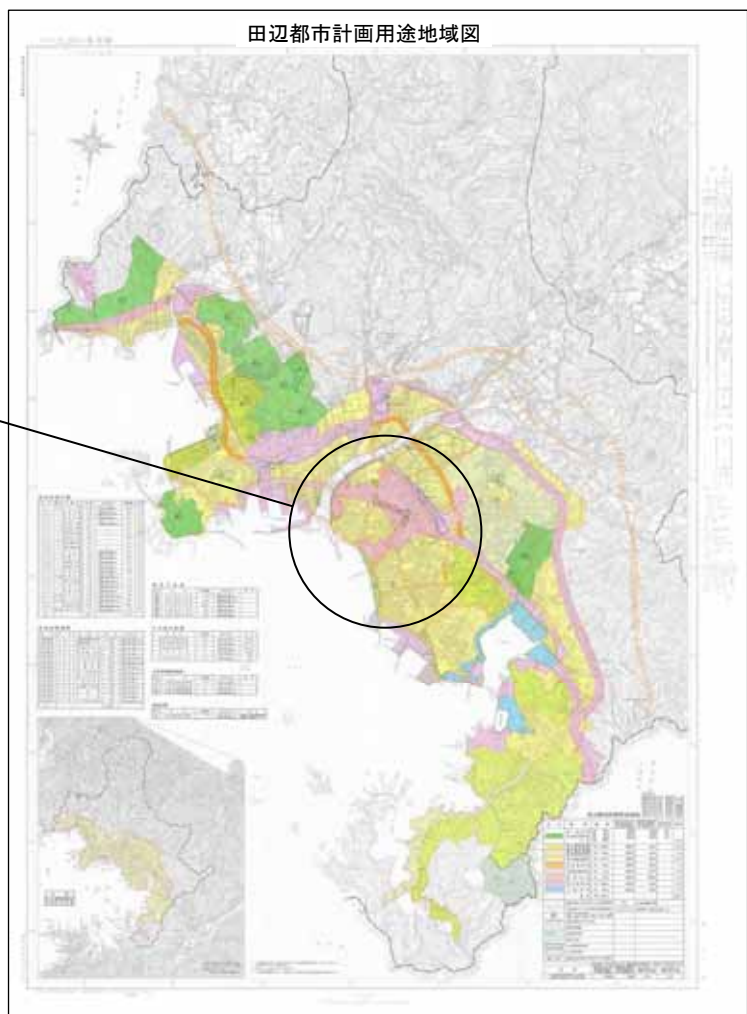
土地の利用状況は殆どが宅地であり、大規模な開発がなされなかったことや都市計画事業による整備の遅れなどから、間口が狭く奥行きに長い古くからの街並みや、入り組んだ細い路地が随所に残っている。



中心市街地の都市計画用途地域図とエリア（拡大）

中心市街地エリア面積の内訳

項目	面積 (ha)	比率	備考
第一種住居地域	47.1	43.6%	
商業地域	54.6	50.6%	
準工業地域	3.4	3.1%	
無指定	2.9	2.7%	扇ヶ浜
合計	108	100.0%	



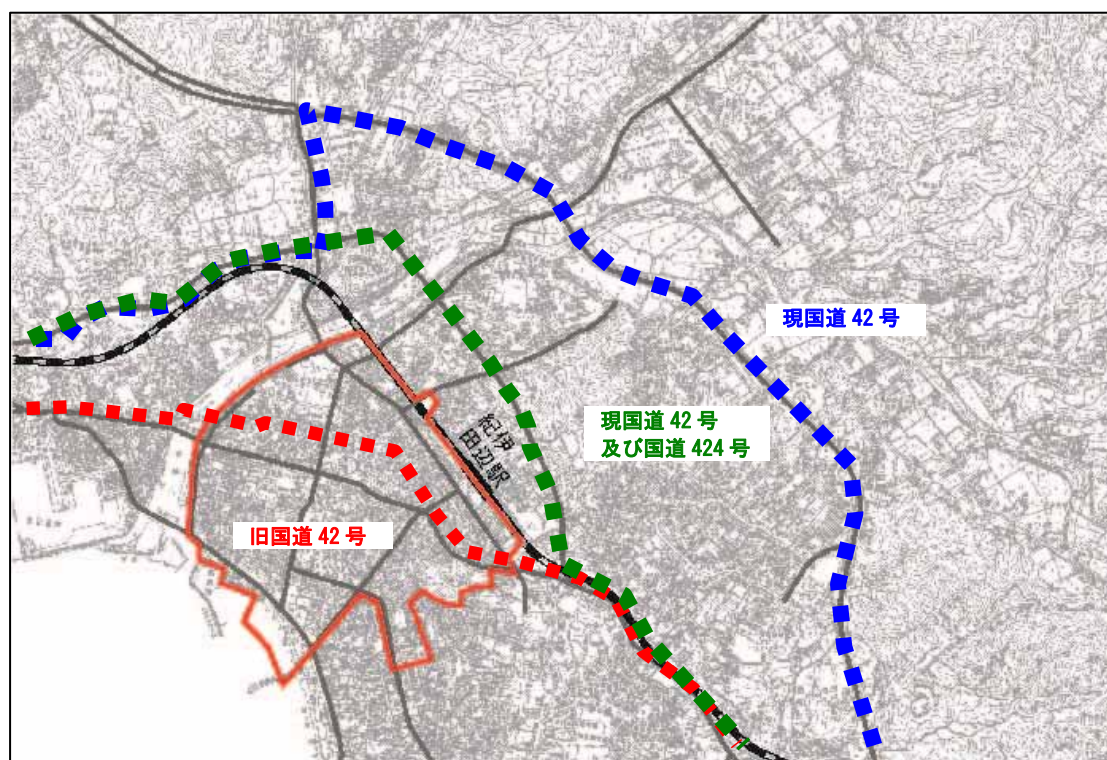
(6) 居住状況と郊外化

郊外での幹線道路の整備や住宅地の開発、中心市街地と郊外地での地価の格差などを背景として、郊外居住が進み市街地が拡大している。

① 国道の移り変わり

紀伊半島を巡る交通の大動脈である国道 42 号は、昭和 43 年までは中心市街地を東西に横断する骨格道路（赤線）であった。時代を経るにつれて郊外の道路整備が進み、国道 42 号もそれに併せて郊外の高規格道路へと移行されてきた（現国道 424 号（緑線）及び国道 42 号（青線））。

こうした主要な道路が中心市街地から郊外へと移行したことが、昭和 46 年頃より始まった目良、新万、朝日ヶ丘での宅地開発や郊外店舗の進出とも相まって、市街地の拡大へと結び付いている。



② 市街地の拡大

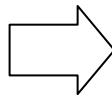
昭和 45 年と平成 17 年の「人口集中地区（DID）」（国勢調査の集計のために設定されている地区で、人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区）を比較した場合、人口は減少しながらもその面積は約 2 倍に広がり、目良、新万、朝日ヶ丘、秋津、万呂、新庄地域などへ広がったことが確認できる。

人口集中地区（DID）の変遷

	人口		面積	
	全体	DID	全体	DID
S 4 5	63,368人	35,744人	136.93Km ²	3.30Km ²
H 1 7	82,499人	34,783人	1,026.74Km ²	6.74Km ²
増 減	19,131人	961人	889.81Km ²	3.44Km ²



昭和 45 年



平成 17 年

(7) 中心市街地の地価動向

田辺市の地価公示の推移を見ると、平成 10 年から平成 19 年までの間に郊外地の 2 地点では 28%、18%と下落しているが、中心市街地の 2 地点での下落幅ははるかに大きく、68%、71%となっている。

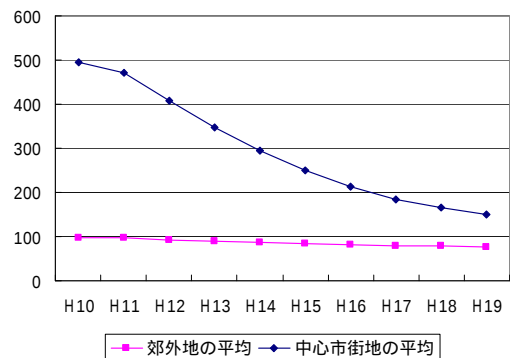
一方、郊外地と中心市街地での地価の価格差は、以前には著しく開いていたため、安価な土地を求めて移転が進んだことが郊外化の要因の一つであったが、近年ではその価格差も縮まってきている。

地価公示の推移

				H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
郊外地	5	駅から 1600m	価格 (千円/m ²)	80	79	76	73	70	67	64	61	59	57
			増減率() (%)	-	-1	-5	-9	-13	-16	-20	-24	-26	-28
	1	駅から 1300m	価格 (千円/m ²)	115	115	111	108	105	103	101	99	98	94
			増減率() (%)	-	0	-3	-6	-9	-10	-12	-14	-15	-18
中心市街地	5-1	駅から 400m	価格 (千円/m ²)	408	393	340	292	251	214	183	157	141	130
			増減率() (%)	-	-4	-17	-28	-38	-48	-55	-62	-65	-68
	5-2	駅から 160m	価格 (千円/m ²)	580	550	475	402	341	287	242	211	190	171
			増減率() (%)	-	-5	-18	-31	-41	-51	-58	-64	-67	-71

(千円/m²)

地価公示の推移



(資料：国土交通省より)

(※) 増減率は、H10 の値を 100 とした場合の増減割合

(8) 観光入込客数

平成 16 年 7 月に世界遺産登録を受けると、その指定地域に位置する旧中辺路町と旧本宮町では観光客数が大幅に増加した。

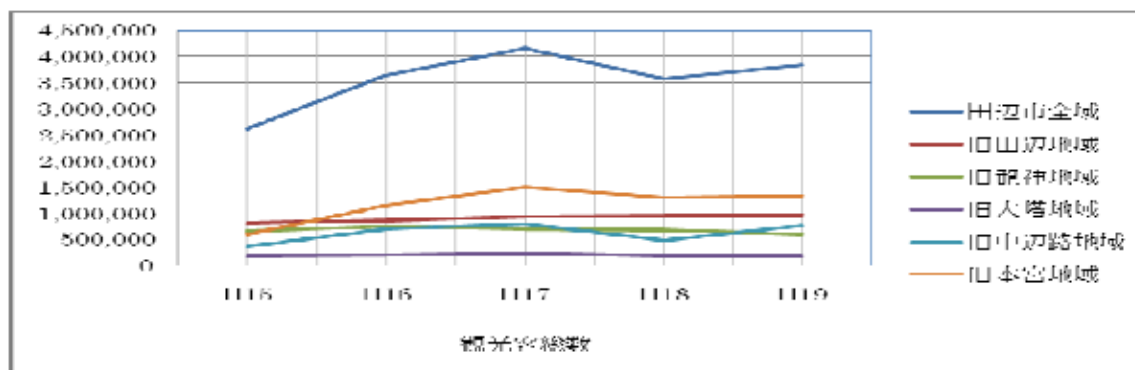
また、中心市街地にあっても、平成 17 年にオープンした海水浴場や平成 18 年に開設された南方熊楠顕彰館を始め、歴史的な資産として貴重な闘鶏神社など、いくつかの観光資源が点在し、それらを直接に来訪する観光客をはじめ、世界遺産を目的に訪れた方の散策場所として、年々その来訪者数は多くなっている。

一方、宿泊客については、多少の増加はあるものの、その割合は全体増加数に比べるとそれ程多くなっていない。

【平成 15 年以降の観光動態】

区分	観光客総数						内 宿泊客						内 日帰り客					
	H15	H16	H17	H18	H19	前年比	H15	H16	H17	H18	H19	前年比	H15	H16	H17	H18	H19	前年比
田辺市全域	2,625,220						421,128						2,204,094					
		3,648,231				138.97%		444,158				105.47%		3,204,103				145.37%
			4,163,703			114.13%			410,231			92.36%			3,753,472			117.15%
				3,580,623		86.00%				380,577		92.77%				3,200,046		85.26%
内 中心市街地	251,482	291,324	376,151	393,894	416,153	107.46%					400,354	105.20%					3,447,427	107.73%
旧田辺地域	813,826						180,299						633,529					
		857,609				105.38%		179,709				99.67%		677,900				107.00%
			921,432			107.44%			160,056			89.06%			761,376			112.31%
				944,561		102.51%				151,280		94.52%				793,281		104.19%
					961,032	101.74%					173,306	114.56%					787,726	99.30%
旧龍神地域	662,148						67,538						594,610					
		747,434				112.88%		71,890				106.44%		675,544				113.61%
			700,831			93.76%			69,130			96.16%			631,701			93.51%
				675,438		96.39%				66,927		96.81%				608,511		96.33%
					600,514	88.91%					66,639	99.57%					533,875	87.73%
旧大塔地域	178,089						12,382						165,707					
		193,451				108.63%		11,886				95.99%		181,565				109.57%
			236,710			122.36%			12,963			109.06%			223,747			123.23%
				177,188		74.85%				8,875		68.46%				168,313		75.22%
					182,247	102.86%					8,625	97.18%					173,622	103.15%
旧中辺路地域	369,650						10,012		12,783				359,638					
		698,704				189.02%						127.68%		685,921				190.73%
			805,516			115.29%			8,775			68.65%			796,741			116.16%
				490,561		60.90%				6,247		71.19%				484,314		60.79%
					768,631	156.68%					6,725	107.65%					761,906	157.32%
旧本宮地域	601,507						150,897						450,610					
		1,151,033				191.36%		167,890				111.26%		983,173				218.19%
			1,499,214			130.25%			159,307			94.89%			1,339,907			136.28%
				1,292,875		86.24%				147,248		92.43%				1,145,627		85.50%
					1,335,357	103.29%					145,059	98.51%					1,190,298	103.90%

宿泊客数は宿泊施設からの資料、日帰り客数は各観光施設の利用数（途中利用もカウント）



【中心市街地とその周辺の観光施設入込客数推移】

		H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
中心市街地	扇ヶ浜海水浴場	16,352	10,014	43,351	45,094	46,353
	闘鶏神社	76,400	105,000	154,000	156,000	159,000
	南方熊楠顕彰館	-	-	-	-	11,710
中心市街地外	天神崎	69,500	69,500	69,500	69,500	69,500
	奇絶峡	15,850	15,850	15,850	15,850	15,850
	ひき岩群国民休養地	24,495	26,128	26,591	26,835	27,001
	紀州田辺梅林	5,400	7,000	6,500	6,000	7,200

(5) 地域住民のニーズ等の把握・分析

田辺市中心市街地活性化基本計画を策定するにあたり、中心市街地に求められている市街地像やニーズを把握するために、市民、商店経営者及び田辺市を訪れた観光客等の来街者を対象とした3つのアンケート調査を実施した。

(1) アンケート調査の実施

市民アンケート調査

調査対象	田辺市在住の18歳以上80歳未満の2,500人（無作為抽出）
調査期日	平成19年9月8日（土）～9月24日（水）
調査内容	中心市街地の利用等、中心市街地のあり方、居留意識、中心市街地活性化に向けた取り組み、自由意見
実施方法	実施対象者へアンケート用紙を郵送し、同封の返信用封筒に入れ、投函頂き回収した。
その他（回収状況など）	配布数2,500に対し、有効回答数890（回答率35.6%）

商店経営者アンケート調査

調査対象	田辺市商店街振興組合連合会の会員及び田辺商工会議所の会員の商店主 計500人
調査期日	平成19年9月4日（火）～9月30日（日）
調査内容	営業状況、中心市街地のあり方、中心市街地活性化に向けた取り組み、自由意見
実施方法	田辺市商店街振興組合連合会の関係者及び田辺商工会議所の職員が、配布及び回収した。
その他（回収状況など）	配布数500に対し、有効回答数286（回答率57.2%）

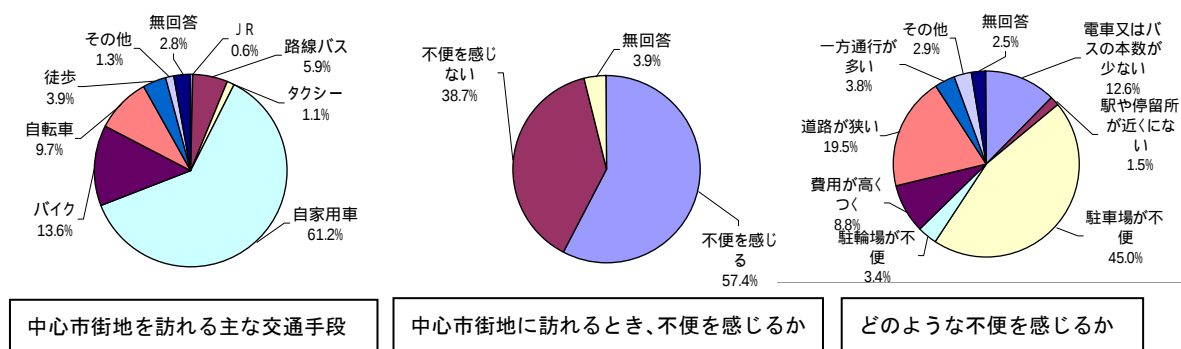
中心市街地来街者アンケート調査

調査対象	田辺市中心市街地に来街された田辺市外の方々 計200人
調査期日	平成19年8月31日（金）13:00～18:00 平成19年9月1日（土）10:00～18:00
調査内容	来訪行動、田辺市の印象や必要なもの、田辺市街地の観光スポットなどについての認知度と興味、自由意見
実施方法	3箇所で行い、紀伊田辺駅、扇ヶ浜海水浴場では聞き取りにて実施し、南方熊楠顕彰館では調査票と回収ボックスを設置し、施設に来た来街者に回答を求めた。
その他（回収状況など）	有効回答数198

(2)集計結果

①駐車場をはじめとした不便な中心市街地（市民アンケート）

- ・ 中心市街地への交通手段については、自家用車が圧倒的であり、約 6 割の方が不便を感じている。
- ・ 不便の理由としては、「駐車場が不便（45.0%）」、「道路が狭い（19.5%）」、「電車又はバスの本数が少ない（12.6%）」の順で多い。

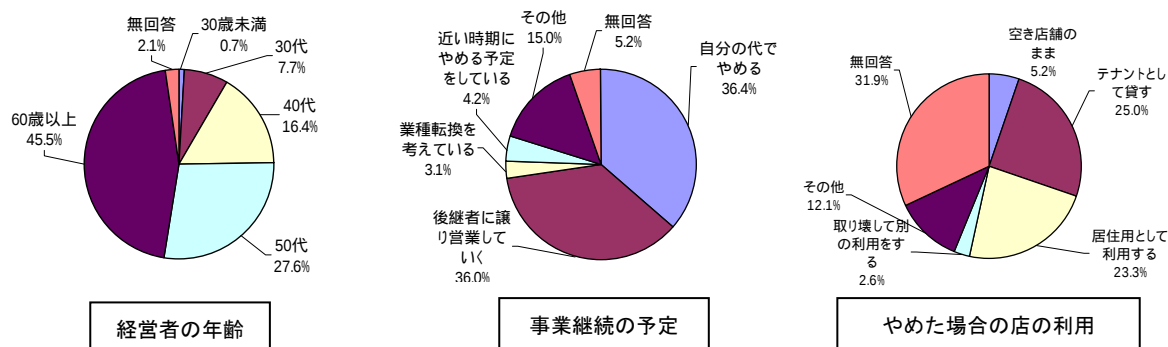


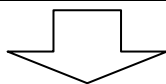
アオイ地区、銀座地区、海蔵寺地区での沿道区画整理型街路事業により、中心市街地内を東西に貫通する幹線道路がようやく完成するが、依然として、T字路や一方通行、狭い幅員の道路など、城下町特有の街区が随所に残されている。

また、利用しやすく、まとまった規模の駐車場が不足しており、車社会への対応の遅れが指摘されている。

②更なる空洞化が懸念される商店街（商店経営者アンケート）

- ・ 経営年数は 20 年以上（72.7%）が多数を占めている。
- ・ 事業継続については、「自分の代でやめる」と「近い時期にやめる予定をしている」をあわせて 40.6%、「後継者に譲り営業していく（36.0%）」となっている。
- ・ 事業をやめた場合、「テナントとして貸す（25.0%）」と「居住用として利用する（23.3%）」とで半数を占める。



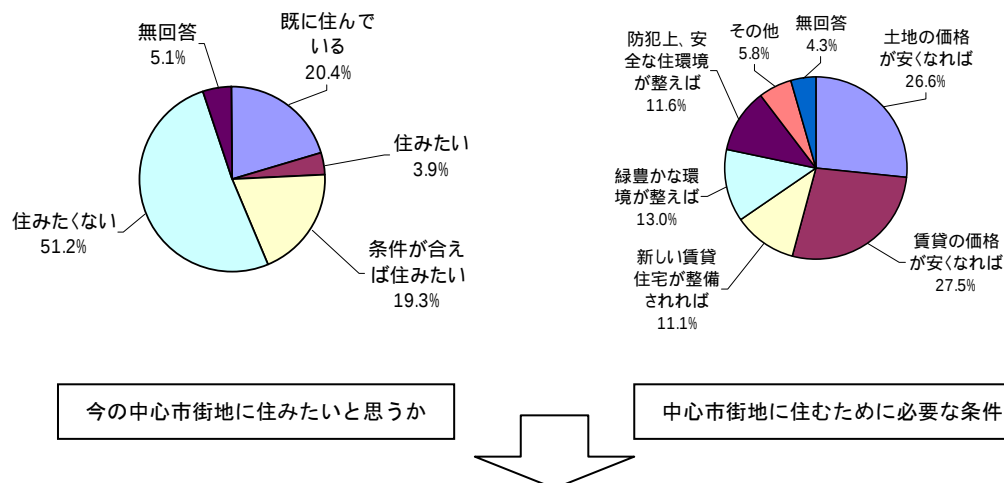


中心市街地の商店については、経営者の高齢化が表れており、その事業継続も困難な状況となっている。

また、事業をやめた後は、居住用として利用する方が多いことから、今後、廃業に伴い店舗集積度が一層低下することが懸念される。

③中心市街地への低い居注意識（市民アンケート）

- ・ 中心市街地には約 5 割の方が住みたくないという回答をしている。
- ・ 条件が合えば住みたいという方の中心市街地に住むための条件としては、「賃貸の価格が安くなれば（27.5%）」、「土地の価格が安くなれば（26.6%）」という順番に多い。

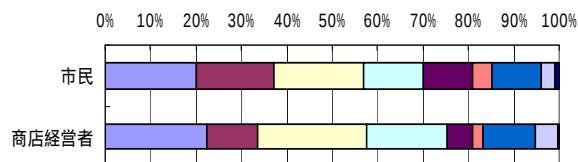


中心市街地は、土地の価格や賃貸の価格が高いというイメージがあり、また、居住条件が合わないために居住したくないという意見が多い。

市民アンケートによると、中心市街地への居住ニーズは高いとは言えないが、少子・高齢社会への対応や中心市街地の活性化の観点からは、中心市街地の居住人口（生活人口）を増やす重要性は高まっている。

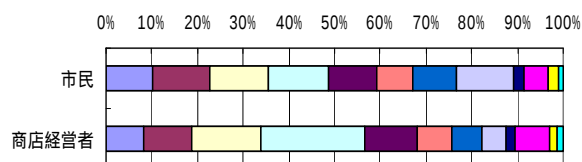
④中心市街地のあり方

- ・ イメージしている一般的な中心市街地像としては、市民及び商店経営者ともに、「市全体の経済の中心地」、「商店や飲食店が集中しているところ」が多い。
- ・ 中心市街地に期待するものとしては、市民及び商店経営者ともに、「商店・飲食店などの商業機能の充実」、「駅前環境整備の充実」が多い。
- ・ 中心市街地の商業に望むものとしては、市民及び商店経営者ともに、「駐車場の充実」、「多彩な業種の充実」、「商店街のイメージの向上」が多い。
- ・ 全体的に市民と商店経営者を比較すると、順位に違いはあるものの、ほぼ同様の意識を持っている。



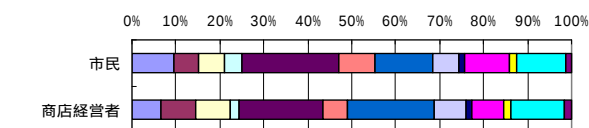
- 市全体の経済の中心地
- 公共機能が集中しているところ
- 商店や飲食店が集中しているところ
- 銀行などの民間事業所が集中しているところ
- 道路や公園などの都市基盤が整備されているところ
- 観光・文化施設が充実しているところ
- 子供や高齢者を含めた多くの人が歩いて暮らしやすいところ
- お店を開業しやすいところ
- その他

イメージとして持っている一般的な中心市街地像



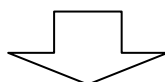
- 公共交通の充実
- 駅前環境整備の充実
- 役所、病院や金融機関などの集中
- 高齢者や子供への支援の充実
- お祭りなどのイベントの充実
- 何も期待しない
- 道路、公園、下水などの都市基盤の充実
- 商店・飲食店などの商業機能の充実
- 娯楽施設や文化施設の充実
- 災害や犯罪に対する危機管理体制の充実
- 街なみ景観の向上
- その他

今後田辺市の中心市街地に期待すること



- 生活用品の充実
- 物産品店の充実
- 多彩な業種の充実
- 営業時間の拡大
- その他
- 生鮮品の充実
- 駐車場の充実
- 接客・サービスの向上
- 店舗等の案内の強化
- 飲食店の充実
- 大型店の立地
- 営業日の増加
- 商店街のイメージの向上

田辺市の中心市街地の商業として望むもの



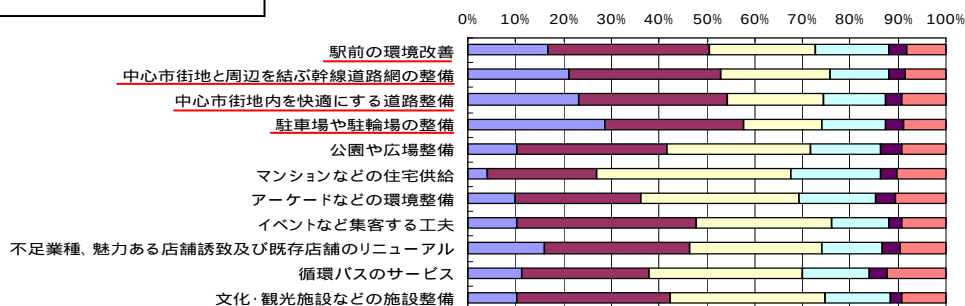
商業や事業所、公共施設が集中し、市全体の経済の中心地としての役割を担うことが中心市街地像としてイメージされており、商店・飲食店などの商業機能の集積や多彩な業種の充実が求められているとともに、駅前の環境整備、道路・公園・下水などの都市基盤や駐車場の充実など、ハード面に対するニーズも多くなっている。

⑤有効な取り組み

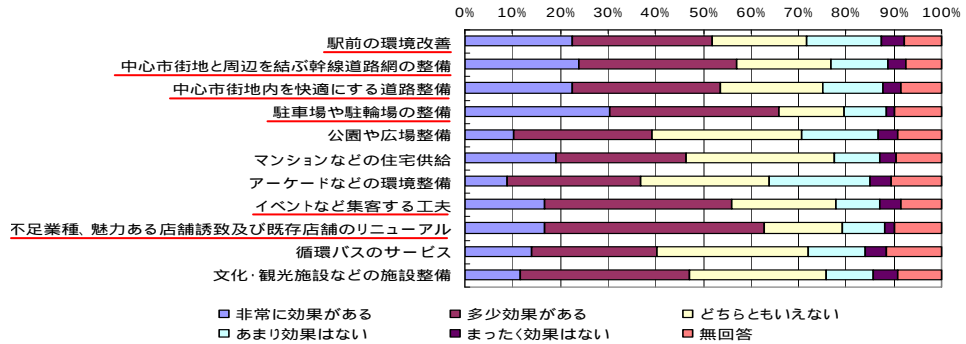
- 「非常に効果がある」、「多少効果がある」を合わせて半数を超える市民及び商業経営者に共通する項目としては、「駐車場や駐輪場の整備」、「中心市街地を快適にする道路整備」、「中心市街地と周辺を結ぶ幹線道路網の整備」、「駅前の環境改善」であり、商店経営者のみの項目としては、「不足業種、魅力ある店舗誘致及び既存店舗のリニューアル」、「イベントなど集客する工夫」である。

中心市街地に向けた取り組みとその効果

市民



商店経営者

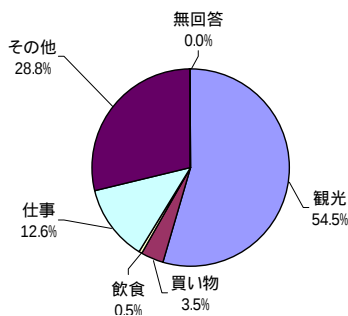


駐車場、中心市街地内の道路、幹線道路網の整備及び駅前の環境整備など、ハード整備が中心市街地の取り組みとして効果があるという意見が多い一方で、商店経営者からは、不足業種、魅力ある店舗誘致及び既存店舗のリニューアルやイベントなどの集客する工夫など、商業振興のための施策も効果があるという意見も多い。

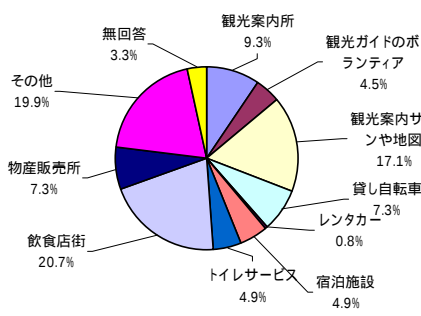
⑥充実して欲しい施設・観光情報

- ・田辺市内において、充実してほしい施設としては、「飲食店街（20.7%）」、「観光案内サインや地図（17.1%）」が多い。
- ・一般的に観光地に関する情報を得る手段としては、「インターネット（36.2%）」、「テレビ、雑誌（30.0%）」が多い。

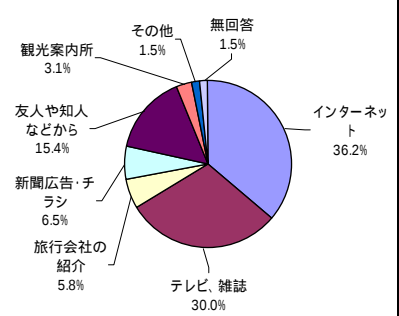
中心市街地来街者



田辺を訪れた目的



田辺市内で充実してほしい施設やサービス



一般的に観光地に関する情報手段

飲食店街を充実してほしいとの意見が多く、豊かな自然を有する紀南の「食」に対するニーズが現れている。また、観光案内サインや地図を充実してほしいという意見が多く、多彩な情報発信が求められている。

観光地への来訪はインターネットやテレビ、雑誌が大きな影響を与えている。

(6) これまでの中心市街地活性化への取り組み

(1) 事業実施状況 (ハード事業)

田辺市では商店街活性化の取り組みとして各種の事業を実施し、平成6年からは、特定商業集積整備基本構想に基づき、位置づけられた事業の推進に取り組んできた。

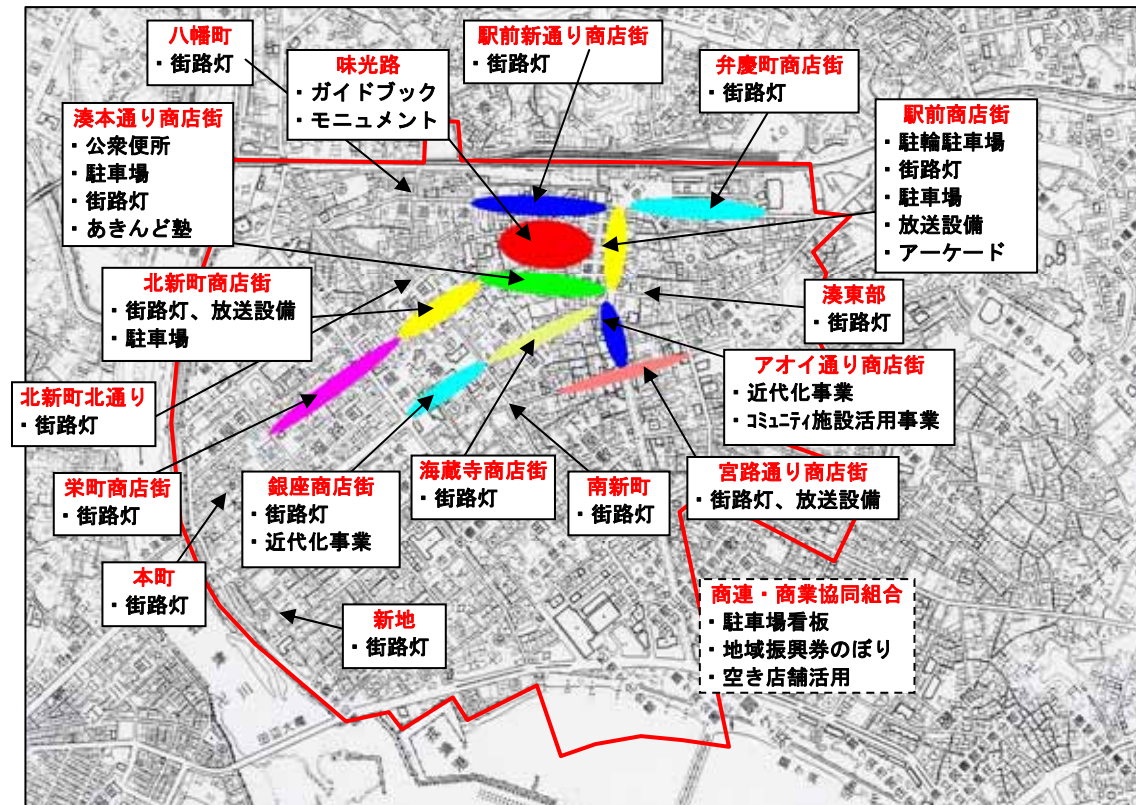
これらの事業により商業基盤として、一定の機能が確保されるなか、商店街近代化事業にも取り組み、大規模な街づくりが行われたことで、かつての自然発生的な街並みに比べ、質の高い商業環境に様変わりしている。

年度	商店街名	内容	備 考
S 59	栄町商店街振興組合	街路灯 3 1 基	
61	湊本通り商店街振興組合	公衆便所	
	八幡町商店会	街路灯 3 2 基	
62	北新町北通り商店街振興組合	街路灯 3 1 基	
H 1	南新町商店会	街路灯 3 4 基	
	駅前商店街振興組合	駐輪駐車場	
	アオイ海蔵寺商店街振興組合	街路灯 2 0 基	
2	駅前商店街振興組合	街路灯 3 0 基	
	北新町商店街振興組合	街路灯 2 3 基	
	銀座商店街振興組合	街路灯 2 5 基	
	弁慶町商店街振興組合	街路灯 2 3 基	
3	新地商店会	街路灯 3 0 基	
4	湊本通り商店街振興組合	駐車場 1 1 台	
	駅前商店街振興組合	駐車場	
	商店街振興組合連合会	駐車場看板	共通駐車券システム
6	北新町商店街振興組合	駐車場 1 6 台	
	湊本通り商店街振興組合	街路灯 2 3 基	
	銀座商店街振興組合	街路灯 2 5 基	
7	駅前商店街振興組合	放送設備	
8	湊東部商店会	街路灯 2 3 基	
9	栄町商店街振興組合	街路灯 3 0 基	
10	商工会議所	ガイドブック、マップ	味光路ガイド
	商店街振興組合連合会	地域振興券のぼり等	
	商業協同組合	地域振興券のぼり等	
11	駅前商店街振興組合	アーケード	リニューアル
	アオイ通り協同組合	共同施設、街路灯等	近代化事業
	銀座商店街振興組合	共同施設、街路灯等	近代化事業
12	銀座商店街振興組合	共同施設、街路灯等	近代化事業
	銀座商店街振興組合	共同施設、街路灯等	近代化事業
	宮路通り商店街振興組合	街路灯、放送設備	
	商工会議所	新地街路灯設置	
13	味光路振興会	街路灯モニュメント 5 基	
	本町商店振興会	街路灯 2 4 基	
	駅前新通り商店街振興組合	街路灯	
	弁慶町商店街振興組合	街路灯	
14	北新町商店街振興組合	街路灯、放送設備	
	商店街振興組合連合会	空き店舗活用事業	テナント誘致
15	アオイ通り協同組合	コミュニティ施設活用事業	高齢者交流事業
16	アオイ通り協同組合	コミュニティ施設活用事業	高齢者交流事業
	商業協同組合	世界遺産記念商品券発行事業	
17	アオイ通り協同組合	コミュニティ施設活用事業	高齢者交流事業
18	商工会議所	田辺あきんど塾	チャレンジショップ

【実施事業のまとめ（ハード事業）】

市街地整備 (商業基盤整備) 事業	事業名	事業の目的・概要	事業主体	実施年度
	1 街路灯整備	商店街地域の環境改善と夜間の集客向上 各商店街区域において20～30本を設置	商店街・商店会(16組合)	昭和50年度～ 平成14年度
	2 公衆便所整備	商店街での利便性の向上	湊本通り商店街 北新町商店街	昭和61年度 平成6年度
	3 アーケード整備	昭和46年度に設置したアーケードの改修	駅前商店街	平成11年度
	4 駐車場整備	商店街への車客の導入	駅前商店街 湊本通り商店街 北新町商店街	平成元年度 平成4年度 平成6年度
	5 商店街近代化事業	街路整備と区画整理事業 街並み整備と街路空間の修景整備	アオイ通り商店街 銀座商店街	平成9年度～11年度 平成9年度～12年度
	6 放送設備整備	来街者へのサービスと商店街広報の強化	駅前商店街 その他(街路灯整備と併 せて整備)	平成7年度 昭和59年度～平成14年度
	7 商店街の緑化整備	商店街地域の環境向上	湊本通り商店街 駅前新通り商店街	平成5年度 平成6年度

【事業箇所図】



商店街活性化を目指しこれまで多くの環境整備が実施されてきたが、なかでも、道路拡幅と、街並みを一新する商店街近代化事業が、同時期に銀座商店街・アオイ通り商店街の2カ所で実現した。これにより、中心商店街へのアクセスが相当程度改善されたのと同時に、近代的な建物と質の高い商業環境を背景として両商店街への出店頻度が高まり、空洞化の進展を遅らせる一助となっている。

(2) 中心市街地の基盤整備等の現状

城下町特有の細く入り組んだ道路形態が多く残された中心市街地では、車社会に対応した都市基盤が整っていない。そのため、郊外化の進展に伴う空洞化が危惧されている商店街地域では、街路事業と区画整理の手法を用いて、道路の拡幅と建物のリニューアルに取り組んでいる。

①沿道区画整理型街路事業

中心市街地内の幹線道路としての都市計画道路沿道の商店街では、商店街の機能を保全するために、「沿道区画整理型街路事業」によって都市計画道路の整備とともに沿道環境の整備を図っている。

本事業を活用して、銀座商店街やアオイ通り商店街では、都市計画道路の整備と併せた商店街近代化事業に取り組み、より魅力的な商業空間を整備し、中心市街地での集客力の維持・向上に努めている。

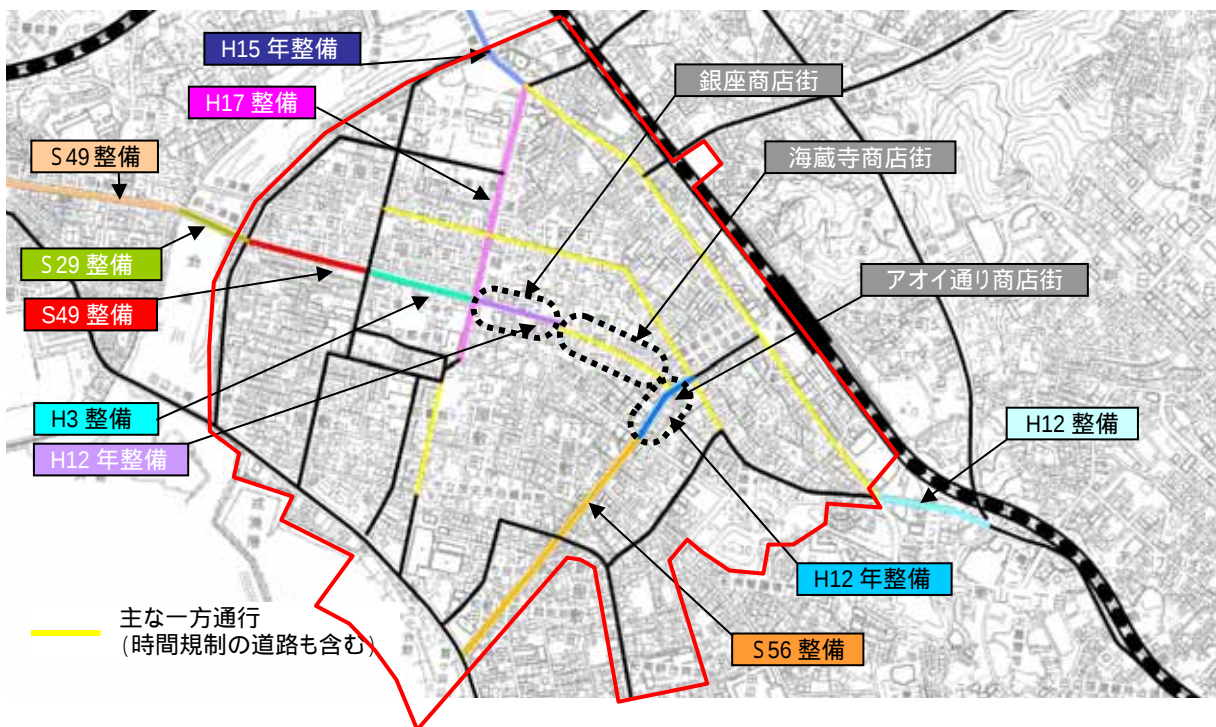
また、現在は、海蔵寺商店街を含む沿道地で同様の事業が実施されており、平成 20 年度に用地の確保、平成 21 年度に道路を整備する予定となっている。これにより、田辺市の中心市街地を東西に走る幹線道路の整備が大きく進み、市街地での交通の円滑化と外部からのアクセスの向上が期待されている。



銀座商店街



アオイ通り商店街



土地区画整理事業

	銀座地区	アオイ地区	海蔵寺地区
施行面積	1.21ha	0.64ha	1.49ha
事業準備開始年度	平成3年度	平成2年度	平成11年度
事業開始年度	平成7年度	平成7年度	平成15年度
事業終了年度	平成17年度	実施中	実施中

②地元商店街主導のまちづくり（銀座商店街）

銀座商店街でのまちづくりの目標は、商店街を形成する都市計画道路元町新庄線の拡幅（5～6m⇒18m）と駐車スペースの確保等による集客力の向上であった。都市計画道路拡幅のみでも一定の事業効果はあると考えられるが、銀座商店街振興組合では、「道路が広がっても個々の店舗が魅力的でなければ商店街の活性化はできない」という考えから地元商店街主導のまちづくりが進められた。

具体的には、銀座商店街振興組合の内部に「活性化事業委員会」、「銀座街なみ景観小委員会」といった委員会を設け、様々な視点で商店街の活性化が検討された。それは「田辺市銀座商店街街路景観形成基準」として後にまとめられ、沿道区画整理型街路事業での道路拡幅に加えた自主的なセットバック（1.5m・1階部分のみ）とファサードの統一により、ミニアーケード空間、駐車スペースの確保及び歩道整備の実施に至った。また、この基準は平成17年5月1日に田辺市において「田辺市銀座地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び施行規則」として条例化され、受け継がれている。



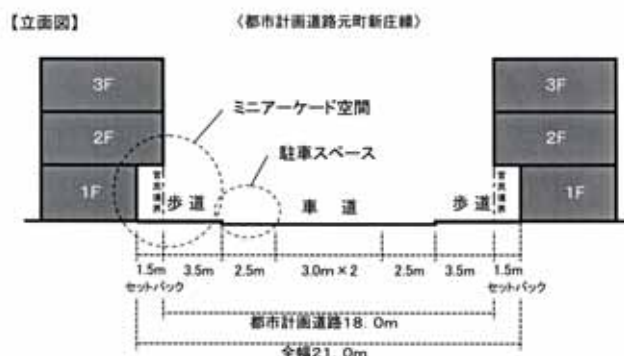
施行前の銀座商店街



施行後の銀座商店街



街路の景観



③高齢者に着目したまちづくり（アオイ通り商店街）

アオイ通り商店街では、都市計画道路駅前扇ヶ浜線の拡幅（11m⇒18m）にあわせ、モニュメント整備などを含めた商店街近代化事業を行った。さらに、これを契機として、高齢者に着目した活性化の取り組みとしてコミュニティ施設活用事業を実施した。

内容としては、パソコン教室、カルチャー教室、郷土歴史文化継承活動、ボランティアガイド活動により、NPO団体等の地域活動を促進して地域住民との交流を図ると共に、活動の積極的な広報により、商店街の認知度向上に努めた。こうした活動によって、高齢者をはじめとした商店街の来街者の増加に一定の効果をもたらしている。



施行前のアオイ通り商店街



施行後のアオイ通り商店街



コミュニティ施設での活動風景①



コミュニティ施設での活動風景②

④門前町としての景観づくり（海蔵寺商店街）

海蔵寺商店街は、臨済宗妙心寺派「海蔵寺」の門前町商店街であり、住まいと商売が共存しながら発展してきた。この「海蔵寺らしさ」を将来まで継承していくため、海蔵寺の歴史を受け継ぎ、門前町としての落ち着いた和風のイメージと、「住商共存の和風のまち」を基本方針に、「海蔵寺通り街並みデザインガイドライン」を定め、まちづくりを進めている。



施行前の海蔵寺商店街



デザインガイドラインでの街並みイメージ

⑤大規模な駐車場整備（扇ヶ浜）

扇ヶ浜は、かつて「紀州舞子、大浜」と呼ばれ、海水浴や散策する人々で賑わう「白砂青松」の景勝地であったが、昭和 36 年の第二室戸台風の際に大きな被害を受けたため、高い堤防が作られ、その面影を失っていた。このため、扇ヶ浜をよみがえらせることは市民の長い夢であった。

現在は、24 時間利用可能な市営扇ヶ浜海岸駐車場（約 400 台）が整備され、市民や観光客に多く利用されている。

また、平成 17 年度のビーチハウスや海の家（売店）などを備えた扇ヶ浜海水浴場の整備に続き、平成 19 年度には芝生が敷設された広場や、バスケットボール用コートが 2 面、スケートボードやローラースケート用のコースなどが設置された多目的広場も整備され、スポーツ・レクリエーション機能が加わった公園となっている。



かつての扇ヶ浜



市営扇ヶ浜海岸駐車場



現在の扇ヶ浜



扇ヶ浜海水浴場



扇ヶ浜公園

(3) 事業実施状況（ソフト事業）

郊外に進出した大型店・専門店との競争や、インターネットや通信販売の発達により消費動向が多様化するなか、商店街では、集客の維持・向上を目指し、田辺の歴史・文化などの地域特性を活かしながら様々なイベントを行い、交流の促進と情報発信を行っている。

【事業実施のまとめ（ソフト事業）】

商業活性化事業	事業名	事業の目的・概要	事業主体	実施年度
	1 ヤーヤー祭り	商店街区域の集客を図るため、8月8日の夜に全域を歩行者天国としてイベントを実施	商店街振興組合連合会 各商店街(11組合)	昭和46年度から毎年開催
	2 ナイトバザール	毎月第2土曜日の夜に集客事業として開催	各商店街	平成8年度～12年度
	3 共通商品券事業	市内商業の販売促進と活性化、市民の利便性の向上を目的として実施	田辺市商業協同組合 (組合員数490名)	昭和60年度～
	4 共通駐車券事業	商店街地域での車客の利便性を図るため、民間駐車場との契約により、各店舗で駐車助成券を発行	商店街振興組合連合会 (24カ所(当初)→18カ所(現在)の駐車場)	平成4年度～
	5 イルカカード事業	市内商業の販売促進と活性化を図るため、ポイント制の買い物特典を導入	田辺市商業協同組合	平成4年度～
	6 朝市・オープンカフェ等	街路事業により整備された広い歩道空間を利用して、商店街周辺の消費者と出店者との交流促進や、商店街の賑わい創出につなげることを目的に実施	アオイ通り商店街 銀座商店街	平成12年度～
	7 空き店舗活用事業	増加する空き店舗を活用して店舗集積を高めるとともに、地域のコミュニティの場を創出することで商店街活性化を図る。 ・高校生のチャレンジショップ ・レンタルスペース型フリーマーケット ・あきんどインキュベーター ・高齢者パソコン教室、カルチャー教室	湊本通り商店街 商店街振興組合連合会 アオイ通り商店街	平成15年度～

商店街の活性化を目指したソフト事業はこれまで多彩に実施され、また、なかには長く継続されてきたものもある。しかし、それが商店街地域の空洞化を抑制する上で目立った効果を上げているとは言い難く、事業継続の負担だけが増している面があることも否めない。

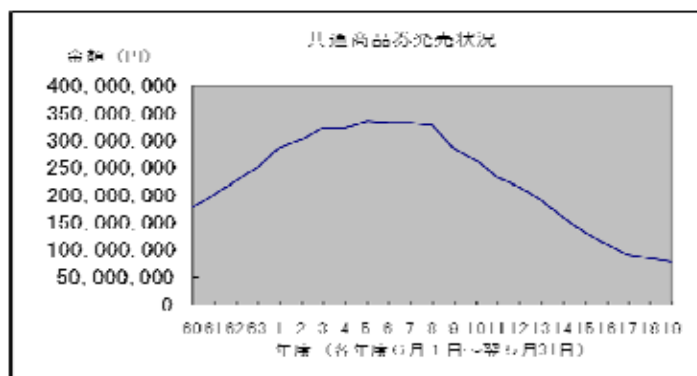
こうしたことを振り返れば、事業運営の労力や経費に比べるだけの実質的な経済効果を生み出すイベントやソフト事業の構築が必要となるが、実施主体となる商店街にもそうした企画・運営をリードする人材が乏しくなりつつあるのも実情となっている。

これまで築いてきた、そして現在も継続されている数々のソフト事業を改めて見直し、より地域のニーズに即したものの、そして経済的な効果をもたらすものへと変革していくには、個々の商店街単位を越え、中心商業地を俯瞰しながらマネジメントを行う中心的な存在が必要と言える。

①共通商品券

田辺市商業協同組合が昭和 60 年に設立され、商品券の販売を開始した。組合員数は当初 794 名でスタートし、現在は 490 名となっている。

この商品券には大型店は加盟していないが、平成 3 年までは全国一の販売実績を誇っていた。しかし、その後は利用が減少しており、平成 16 年には世界遺産に登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」にちなんだ新しい世界遺産記念商品券を発売するなど、利用促進に取り組んでいる。



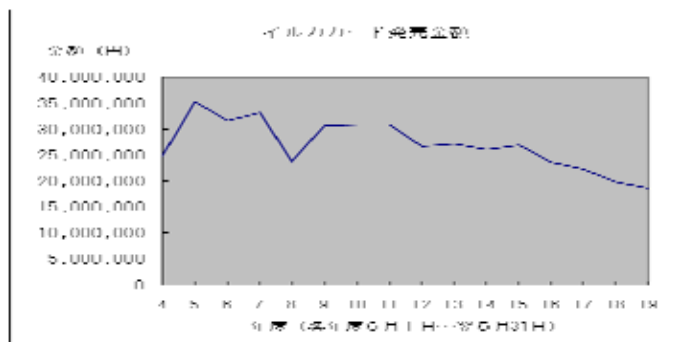
②イルカカード

田辺市商業協同組合では平成 4 年からスタンプ事業（イルカカード）を開始している。平成 9 年からはカード方式に切り替え、満点カード（4 万円相当の買い物）で 500 円分の買い物やイベントでの利用など、販売促進事業として活用している。

また、イルカカード加盟店が「お客様にお買い物をして頂いた分、少しでも還元出来れば」という思いのほかに、「子供達の教育に役立たせることはできないか」という願いから、カカードの裏面に「教育助成券」を付加し、満点カードの利用後、学校等が回収し、1 枚につき 10 円として換金し、子供たちの教育の教材等に利用してもらうこととしている。

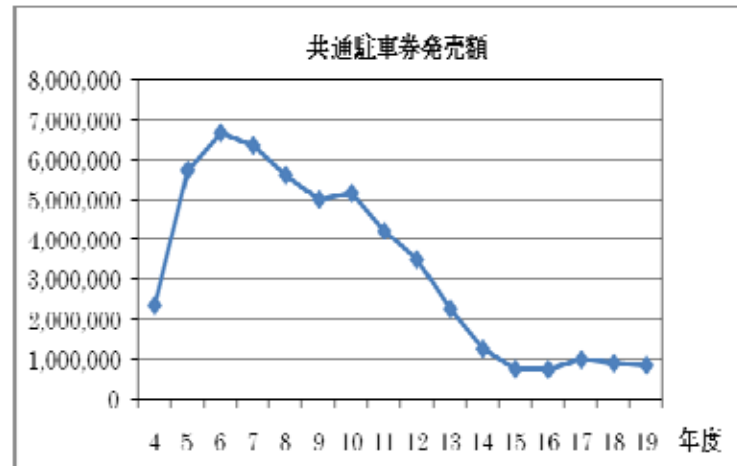


裏面の教育助成券

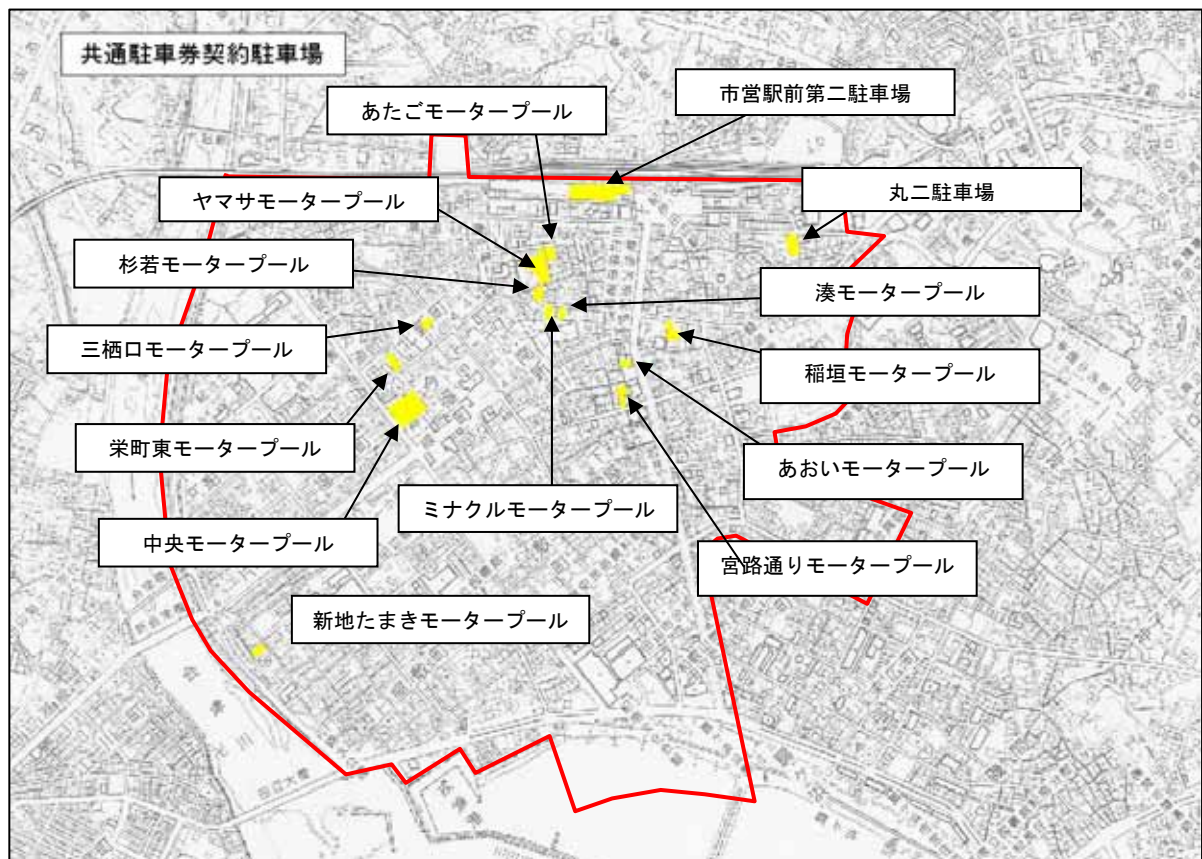


③共通駐車券

田辺市商店街振興組合連合会により、平成4年から市街地での買い物客の駐車場対策として、24の民間駐車場（一部公共）との契約による共通駐車券システムが始まった。共通駐車券は各店で買い物客に発行され、駐車料金の補助金として使用されている。しかし、近年は駐車場の廃止などもあり、共通駐車券の利用は低迷している。



【共通駐車券契約駐車場（H20年）】



④空き店舗対策

中心市街地に空き店舗が増加しているが、この空き店舗を活用しながら、コミュニティの拠点をつくり、街の賑わいを呼び戻そうとする取り組みが行われている。

	商店数 (H19)	空き店舗数						空き店舗率 (H19)
		H8	H12	H14	H17	H18	H19	
駅前商店街	63	0	1	8	8	8	13	20.6
駅前新通り商店街	141	5	3	6	4	4	7	5.0
弁慶町商店街	49	-	-	5	6	7	11	22.4
湊本通り商店街	49	5	8	9	15	15	13	26.5
北新町商店街	40	4	1	3	3	9	8	20.0
栄町商店街	64	6	11	8	4	9	15	23.4
銀座商店街	42	7	0	1	2	2	1	2.4
宮路通り商店街	63	5	2	1	2	5	4	6.3
アオイ・海蔵寺商店街	34	4	2	10	5	1	5	14.7
合計	545	36	28	51	49	60	77	14.1



平成 15 年に、田辺商工会議所と田辺商業高校が連携し、湊本通り商店街において、空き店舗を使った高校生のチャレンジショップが開設された。

夏休み中の 2 週間、販売に携わる実習を通して職業意識の高揚を図り、同時に商店街の賑わいを目指すものであるが、この取り組みは、その後も場所を変えながら商店街地域で実施されている。



平成 15 年に、田辺商工会議所と田辺市商店街振興組合連合会の青年部により、空き店舗を活用して、レンタルボックス型のフリーマーケットがオープンした。

家庭用品のリサイクル品や手作りの作品などが並べられ、それまでにない新しいスタイルであったことから、開設場所の湊本通り商店街では多くの来場者で賑わった。

現在は、同じ商店街の他の場所に移転し、事業が継続されている。



毎年 10 月上旬の休日、中心市街地で弁慶祭りが大規模に開催されるが、平成 20 年には、それにあわせて、駅前商店街の空き店舗を活用した「駄菓子屋」がオープンした。

実施主体は田辺市商店街振興組合連合会の青年部で、子供から、昔を懐かしむ大人まで、多くの来店客で賑わった。

⑤ヤーヤー祭り

ヤーヤー祭りは、昭和 46 年から毎年 8 月 8 日の夕方から商店街地域全体を歩行者天国とし、各商店街が趣向を凝らしたイベントを行う祭りで、今では田辺祭に並ぶほどの規模となり、毎年、約 4 万人の人々で賑わう紀南地方の夏の風物詩となっている。



ヤーヤー祭 (オープニングパレード)

⑥弁慶市

弁慶市は、新鮮な紀南の海の幸や山の幸が揃う闘雞神社で行われる朝市で、昭和 61 年に始まり、毎月第 3 日曜日に開催されている。約 3 千人の人々で賑わうが、高齢者の多い中心市街地において、歩いて行ける場所での生鮮製品の販売は、地産地消と地域のコミュニティの創出に大きく寄与している。



弁慶市 (全景)



弁慶市

⑦銀座商店街七夕祭り

中心市街地内の銀座商店街で 7 月 7 日の夜に行われる祭りで、商店街の店が縁日風の露店を出し、街路灯には市内の幼稚園や保育所、小学校の園児・児童が作成した七夕飾りや吹き流しが買い物客の目を引き、約 5 千人の人々が集う夏の風物詩となっている。



銀座商店街七夕祭り

⑧アオイ通り商店街土曜市

中心市街地内のアオイ通り商店街で毎月第 2 土曜日に開催される朝市である。郊外農村地域からの出店もあって約 1 千人の人々で賑わい、都市と農村の交流や地域コミュニティの場となっている。



アオイ通り商店街土曜市

(4) 中心市街地でのNPO等の市民活動状況

田辺市では市民が自主的に地域貢献活動を行ってきており、空洞化が進む中心市街地を拠点として活動している。こうした活動が活発になることで、交流や賑わいが創出され、また、暮らしやすさが実現され、中心市街地での賑わいの再生・魅力の向上に繋がることとなる。

①あおい介護センター

【団体名：(株)葵、特定非営利活動法人市民活動ネットワーク田辺】

平成18年8月に開設。1階部分では特定非営利活動法人市民活動ネットワーク田辺が地域ボランティアの方々と共に通所介護・居宅介護支援事業所を運営し、2階部分では地域密着型小規模多機能居宅介護事業所、3階部分では高齢者向け賃貸マンション、5階部分では地域交流広場・コミュニティスペース等の事業が行われている。

デイサービス事業では、カラオケを歌ったり、アットホームな雰囲気の利用者に好評を得るなど、高齢者の憩いの場として利用されている。



階	事業名	事業者	施設概要
1	通所介護 居宅介護支援事業所	NPO法人市民活動 ネットワーク田辺	事務所、トレーニングルーム、カラオケルーム、 浴室、トイレほか
2	地域密着型小規模多機能居宅介護 事業所	(株) 葵	6室9ベッド（1ベッド×4室＋（2ベッド＋予 備1ベッド）×2室）、管理人室、食堂・娛樂 室、厨房、リネン室、倉庫、浴室、トイレ
3	高齢者向け賃貸マンション	(株) 葵	老人介護マンション7室、事務所、管理人室、洗 濯場、湯沸場、トイレ、浴室
4	アオイプラザホテル （ビジネスホテル）	(有) 田村屋	
5	地域交流広場・コミュニティス ペース	(株) 葵	地域交流広場、コミュニティスペース、トイレ
6	屋上		

②デイケアハウスなごみ（介護デイサービス）

【団体名：特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ】

月曜日から金曜日まで、1日15名前後で機能訓練体操や手作業、ゲーム、歌、花見など和やかに楽しく過ごしたり、4月から9月までは、月に2回、文里地域で健康教室を開催している。

基本的には高齢者のデイケアハウス（託老所）だが、子どもの一時預かりも受け入れている。



健康教室の様子



③田辺市ファミリーサポートセンター「きっずぱーく」

【団体名：特定非営利活動法人南紀こどもステーション】

街なかの空き店舗を活用して子育て支援施設を開設し、子育て相談や情報発信事業などを実施。施設は子育て中の親子が気軽に立ち寄れる場所として利用されている。

地域の子育てサポート体制の充実のための子育て支援サポーター養成講座や、子育て支援セミナーの開催をはじめ、「おしゃべりC a f e」「おしゃべり広場」「公園でランチ」など、各種交流会なども開催されている。



④そらまめ house

【団体名：特定非営利活動法人C o m子育て環境デザインルーム（コムデザイン）】

子どもたちが暮らす地域社会が、暖かく多くの人たちに見守られ安心して暮らせる街となるように、病中・病後児の預かりや急な一時保育などのサポートを行いながら、仕事と子育てとの両立支援、親子で出立ち寄れるサロン、相談ルーム、セミナーなど、家族と地域社会との絆を深める子育て環境の充実を図る活動を行っている。

・和歌山県こども緊急サポートネットワーク「そらまめサポート」

病中・病後児の預かりや、急な一時保育に対応するサポート。

県内 14 市町で展開。

・「そらまめひろば」

親子で立ち寄れる‘そらまめカフェ’や‘プチ講座’など、子育てに役立つ楽しいサロンを実施。

・「そらまめシアター」

乳幼児とその家族に、質の高い芸術に触れる機会の提供。

・「そらまめ保育ルーム」

保育スペース（そらまめ house）での子どもの預かり。

・「そらまめ相談ルーム」

メール、電話、対面（予約）相談の受付。

・「子育て中の親のためのセミナー・ワーク」

・「子育てにやさしい街づくりのためのセミナー・ワーク」

NPO法人Com子育て環境デザインルーム
コムデザイン



⑤ハートツリー

【団体名：特定非営利活動法人ハートツリー】

ひきこもりの青年の居場所づくりに取り組み、青年たちが抱える困難な状況の解決や、自立の道を拓けるよう、個々の要求に応じた必要な支援（居場所づくり、相談、訪問、作業など）を医療・保健・福祉・教育・就労等の関係機関と連携しながら、地域と共に次世代を担う青年たちへの理解と支援を深める活動を行っている。



陶芸体験でメンバーの作った作品



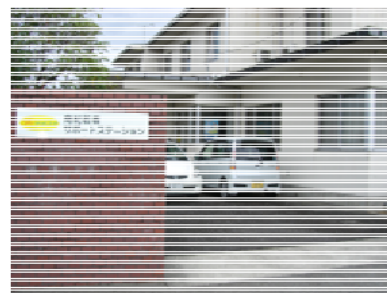
自主製品のクッキー・ケーキ

⑥南紀若者サポートステーション

【団体名：特定非営利活動法人ハートツリー】

様々な困難を抱え、社会に向かうことに躊躇しているニートや社会的引きこもり者、フリーター状態にある15歳～34歳までの若年無就業者を対象に、「踏み出そう、自分の未来へ」を目標として、メンタル面のケアから、就労に向かうまでの支援を行っている。

体制としては、キャリアコンサルタントや臨床心理士を配置し、カウンセリングを通して、一人ひとりにあった支援プログラムを立て、自己啓発の手伝いやキャリアアップのアドバイス、スキルアップ研修等を行い、職業的自立と社会的自立に向け、応援・支援を行っている。



南紀若者サポートセンター

⑦かたつむりの会

【団体名：特定非営利活動法人かたつむりの会】

一般事業所への就労を希望しながらも、不安を抱える方に就労場所を提供することを目指し創設。「街づくり・支援・環境保護」をキーワードに、平成20年4月より定期的に10数名が集まり、パンやピザを焼く石釜の作成に取り組んできた。

近く、上屋敷町に「町家カフェ上屋敷二丁目」をオープンさせ、地域の憩いの場として提供する予定となっている。



石釜作成の様子

⑧ひだまり

【団体名：デイクラブひだまり】

高齢者の遊びの場・語りの場として集いの家を開設。
会員制をとらず自由に利用。

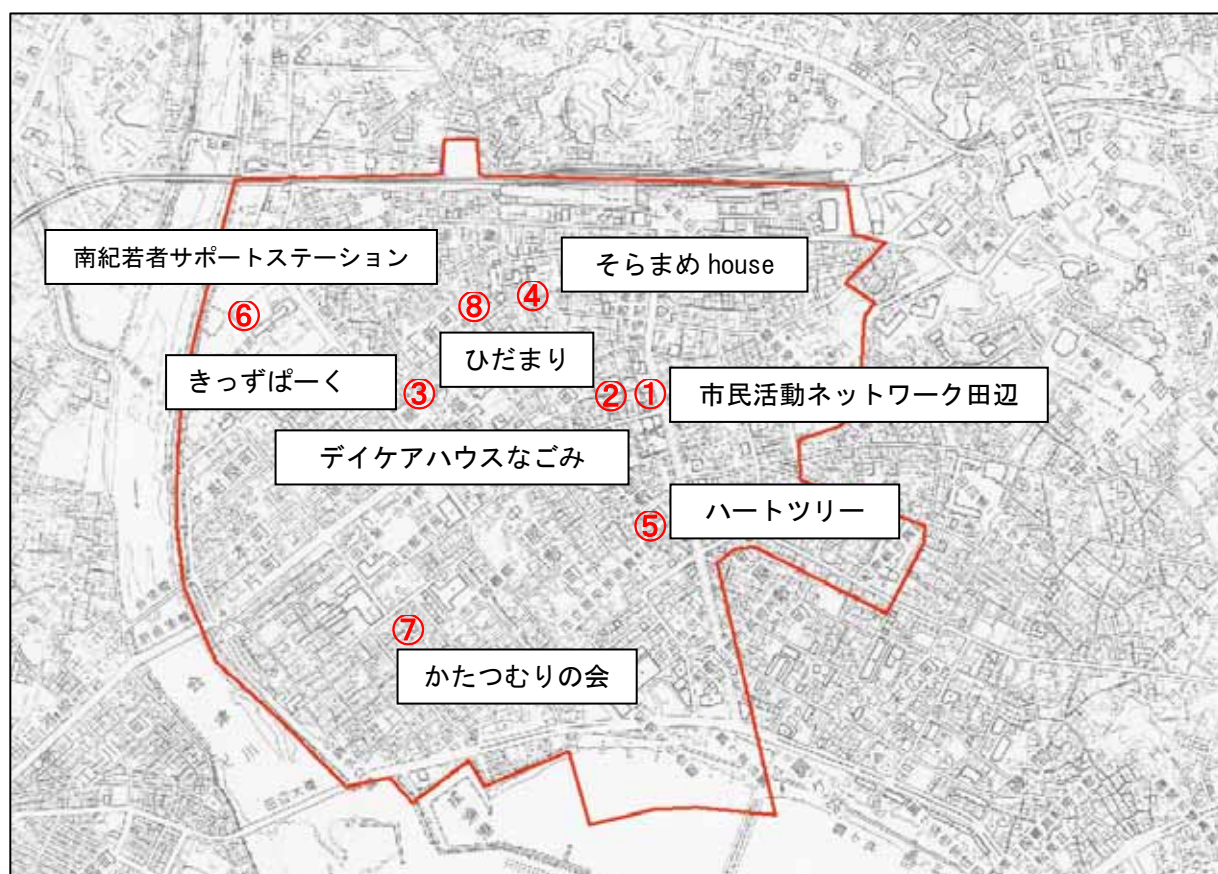
毎月第3火曜日の9:30～11:30は利用者による月例会。

昨年10月よりスタッフ2名が取得している美容師免許
を活かしカットコーナーを開設。

年間行事としては、春・秋の小旅行と他グループとの
共催による作品展（秋）を開催。



【NPO等の市民活動位置図】



(5) 事業の評価

中心市街地は古い街並みが残り、都市計画事業の整備の遅れもあって、入り組んだ細い路地が随所に見られるなど、都市基盤の環境に多くの課題を有していた。こうした状況を改善し都市基盤の充実を図るため、これまでアクセス道路の整備をはじめとして、ハード、ソフトの様々な事業に取り組んできた。

ハード面では、商店街地域において、早くからアーケードや街路灯、商業基盤施設などの整備が進められ、さらに平成6年度からは特定商業集積整備基本構想に基づき、銀座地区とアオイ地区において沿道区画整理型街路事業と商店街近代化事業を同時施行し、商店街活性化に向けた大規模な街づくりが行われた。この2地区では、事業が完成した平成12年度以降において空き店舗率の減少などの一定の効果が現れている。

さらに、この事業に引き続き平成11年度より、両地区の間に位置する海蔵寺地区でも同様に、沿道区画整理型街路事業による整備が始まり、これと並行しながら地域が一体となって、「海蔵寺通り街並みデザインガイドライン」の下、門前町としての落ち着いた和風のイメージに統一する「住商共存の和風のまち」の街づくりを進めている。この海蔵寺地区の整備が完成すれば、中心市街地内での歩道が接続され、歩行者や自転車が安心して中心市街地を回遊できることとなる。

中心市街地の南側には市民の憩いの場となっている扇ヶ浜がある。ここでは24時間利用可能な市営扇ヶ浜海岸駐車場（約400台）が設置され、また、平成17年度にはビーチハウスや海の家（売店）が建設されて扇ヶ浜海水浴場がオープンし、市内外から多くの利用がある。さらに平成19年度には芝生の整地に加え、多目的広場にはバスケットボール用コートが2面、スケートボードやローラースケート用のコースなどが設置されて、若者の交流が活発となるなど、観光客、市民の多くが様々に時間を過ごすことができる公園となっている。

次に、ソフト面では、田辺市商業協同組合が昭和60年から行っている共通商品券事業があるが、現在は低迷しているものの、平成3年度まで全国一の販売実績を誇っていた。また、平成4年度から行っているイルカカード事業（平成9年度よりスタンプからカード方式に変更）は、順調に推移する中、教育助成券を付加することで学校との連携を図り、地域活動の役割を担うようになっている。

また、田辺市商店街振興組合連合会が行っている共通駐車券事業は、商店街地域の駐車機能を拡充する取り組みとして平成4年度から実施されているが、近年、契約駐車場の廃止や、近隣での駐車場建設などにより駐車券の利用が減っている。今後そうした新たな駐車場との契約や、個店での共通駐車券の提供の徹底などにより事業効果を高めることが課題となっている。

また、空き店舗が増加し賑わいの喪失が危惧されたことから、その対策として、これまでチャレンジショップやレンタルボックス型のフリーマーケット、あるいは駄菓子屋などの出店による賑わいづくりに取り組まれてきた。今後も引き続き、集客力のある店舗を誘致し、商店街の賑わいの拠点づくりや、魅力の向上を図る取り組みが求められている。

中心市街地で実施されているイベントでは、ヤーヤー祭りや七夕祭りなど、時節毎に開催されているものと、通年で定期的に行われている弁慶市やアオイ通りでの土曜市などがある。こうしたイベントが地産地消の取り組みを推進すると共に、地域のコミュニティの場として大きな役割を果たしていることから、交流の促進と賑わいづくりのために今後とも継続強化していく必要がある。同様に、少子高齢化と人口減少が進む中心市街地において、NPO等の市民活動団体が子育て支援や高齢者の生きがい対策などの取り組みを行っており、地域コミュニティの向上と交流の促進を図りながら、安心して暮らせる街の実現にとって重要なものとなっている。

空洞化がますます進展する中心市街地を活性化するためには、こうしたソフト面の取り組みをさらに強化することで中心市街地の居住人口の増加を図ると共に、集客力のある店舗の誘致や交流拠点の整備を図ることで交流人口の増大を図る必要がある。また、そのためには、これまで中心市街地活性化の取り組みを推進してきた市、商店街、田辺商工会議所及び南紀みらい（株）等との連携をさらに深めながら、新たな取り組みを進めていく必要がある。

（７）中心市街地の課題

中心市街地の現状、住民のニーズ、これまでの中心市街地活性化への取り組み及び評価などを踏まえ、中心市街地の課題を整理すると以下ようになる。

《都市基盤整備の課題》

- ・中心市街地は、大規模な開発が困難であったことや都市計画事業による整備の遅れなどから、間口が狭く奥行きに長い古くからの街並みや、入り組んだ細い路地が随所に見られる。そのため、幹線道路網の整備や、一定の幅員を確保し一方通行の解消を図る道路の整備が早期に求められている。
- ・安心して回遊出来る歩行空間が確保されていない。
- ・「駐車場や駐輪場の整備」、「中心市街地を快適にする道路整備」、「中心市街地と周辺を結ぶ幹線道路網の整備」、「駅前環境改善」が有効な取り組みという意見が多い。
- ・駅前環境整備、道路・公園・下水などの都市基盤の整備が求められている。
- ・利用しやすく、まとまった規模の駐車場が不足していると共に、駐車場情報の伝達などが必要となっている。

《賑わい創出に向けた課題》

- ・中心市街地に望むものとして、「駐車場の充実」、「多彩な業種の充実」、「商店街のイメージの向上」などがある。
- ・「商店・飲食店などの商業機能の充実」、「駅前環境整備の充実」が求められている。
- ・中心市街地の居住人口を高めるとともに、集客力のある店舗の誘致や交流拠点の整備を進めることで交流人口の増大を図る必要がある。
- ・不足業種や魅力ある店舗の誘致、あるいは既存店舗のリニューアル、イベントなどの集客のための工夫など、商業振興のための施策も効果があるという意見が多い。

《交流・回遊性の向上に向けた課題》

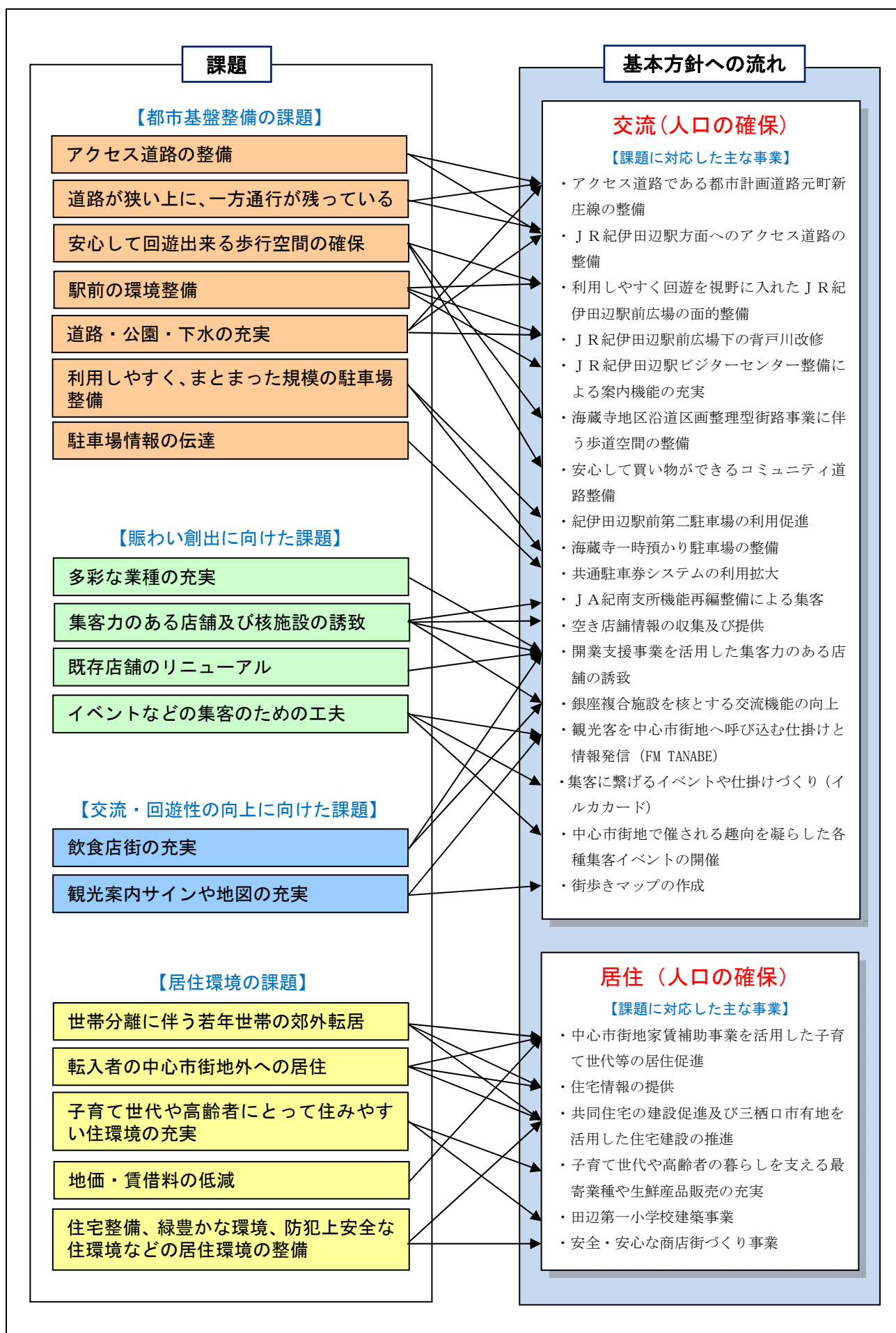
- ・飲食店街を充実してほしいという意見が多い。
- ・観光案内サインや地図を充実してほしいという意見が多い。

《居住環境の課題》

- ・中心市街地では子育て世代が年々少なくなっており、少子高齢化が急速に進んでいる。また、若年世帯の郊外居住と共に、転入者もまた郊外への居住が多くなっている。
- ・住宅整備、緑豊かな環境、防犯上安全な住環境などの居住環境が整っていない。
- ・中心市街地での少子高齢化の進展に伴い、子育て世代や高齢者にとって住みやすい住環境を充実する必要性が高まっている。
- ・中心市街地は、土地の価格や賃貸の価格が高いというイメージがあるとともに、居住条件が整っていないために居住したくないという意見が多い。

中心市街地を取り巻くこれらの課題は、かつてのように人々が中心市街地で活動する姿や生活する姿が見られなくなったことが大きな要因となっており、そのことにより、都市基盤の整備も遅れ、賑わいや交流が失われたことで商業機能も低下し、さらに「人」の空洞化が進むという悪循環を生み出している。そのため、この「人」を確保することが、活性化を図る上で最も重要となる。

以上のことから、中心市街地の課題から活性化の基本方針への流れをまとめると以下ようになる。



(8) 中心市街地活性化の基本方針

中心市街地にかつての賑わいを取り戻し、活力を回復する原動力となるのは、そこで活動する「人」であることから、中心市街地活性化の基本を「人の確保」として、活性化の実現に向け、以下のとおり、交流人口と居住人口の確保に取り組むこととする。

交流人口の確保

中心市街地に人が訪れ回遊することによる賑わいづくり

居住人口の確保

中心市街地に人が住み生活することによる賑わいづくり

交流人口を確保するためには、アクセス道路の整備や駐車機能の向上のほか、ＪＲ紀伊田辺駅前広場の環境整備や歩道空間の確保、バリアフリー化等による都市基盤の質的向上の下、それらと一体となって中心市街地への集客を図る商店街の魅力づくりや、観光客を呼び込み回遊させるための仕掛けづくりが必要である。

居住人口を確保するためには、中心市街地に住みたいと思わせる環境整備が必要であり、市民ニーズに合った良質で安価な住宅の供給・確保のほか、少子高齢化を踏まえた住環境整備や都市基盤施設の整備、及びその他の公益施設の充実が求められる。

以上のことより、「人の確保」を基本としながら、「都市基盤の充実」の下に「賑わい創出」を目指し、「交流人口の増大」、「居住の増進」を柱として中心市街地の活性化に取り組むこととする。

< 都市機能 >

紀南地域は自然と歴史に恵まれており、かつては熊野三山参詣の玄関口として多くの人々が往き来した歴史があり、また、紀南の豊かな自然の恵みを中心として産業が興り、人々の活動が育まれてきたという背景がある。そしてこうした活動を支えてきたのが、紀南地域の中核を担った都市機能である。

こうしたことから、都市機能をさらに充実させながら、田辺市の有する豊かな自然資源や貴重な歴史的資産の活用により中心市街地の活性化に取り組むこととする。

< 豊かな自然 >

中心市街地周辺には、日本のナショナル・トラスト運動の先駆けとなった「天神崎」や、多くの人々に親しまれてきた「扇ヶ浜」など、豊かな自然環境がある。また、「梅」や「みかん」、「なんば焼」などの多くの特産品は、田辺市が持つ豊かな自然の恵みとして全国に発信され、古くから、そして現在も、田辺市を支える産業の糧となっている。

こうしたことから、田辺市が持つ豊かな自然を生かした田辺らしさを表現しながら、交流人口の増大に繋げ、中心市街地の活性化に取り組むこととする。

< 貴重な歴史 >

田辺市は、平安時代から熊野信仰の入り口として栄え、中心市街地には、江戸時代からの城下町としての名残が多くみられる。

また、武蔵坊弁慶、南方熊楠、植芝盛平などといった歴史上の人物も輩出している。

こうしたことから、歴史を生かした田辺らしさを表現しながら、交流人口の増大に繋げ、中心市街地の活性化に取り組むこととする。

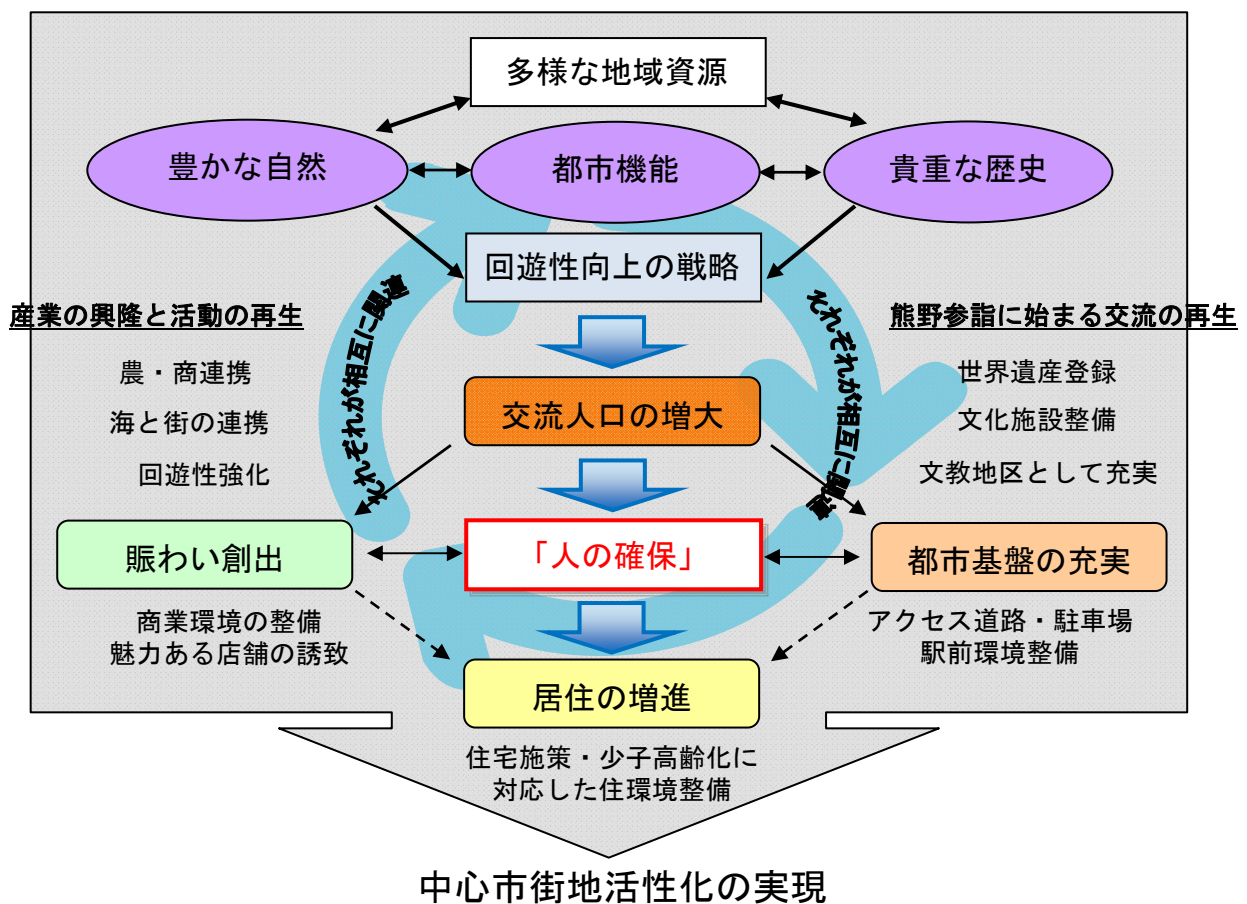
以上のことから、活性化の基本方針を次のとおり定める。

【活性化のテーマ】

都市機能の向上と、自然と歴史を生かした街づくり

田辺市は、熊野古道をはじめ、世界に誇れる自然や歴史、文化など、多様な地域資源と、和歌山県南部の中核を担う都市機能を併せ持っている。

田辺市が有する多様な地域資源や都市機能を有機的に結びつけ、人と人、地域と地域、産業と暮らしのつながりを深めながら、地域をけん引する街づくりを行うことで、活性化を目指すこととする。



2．中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

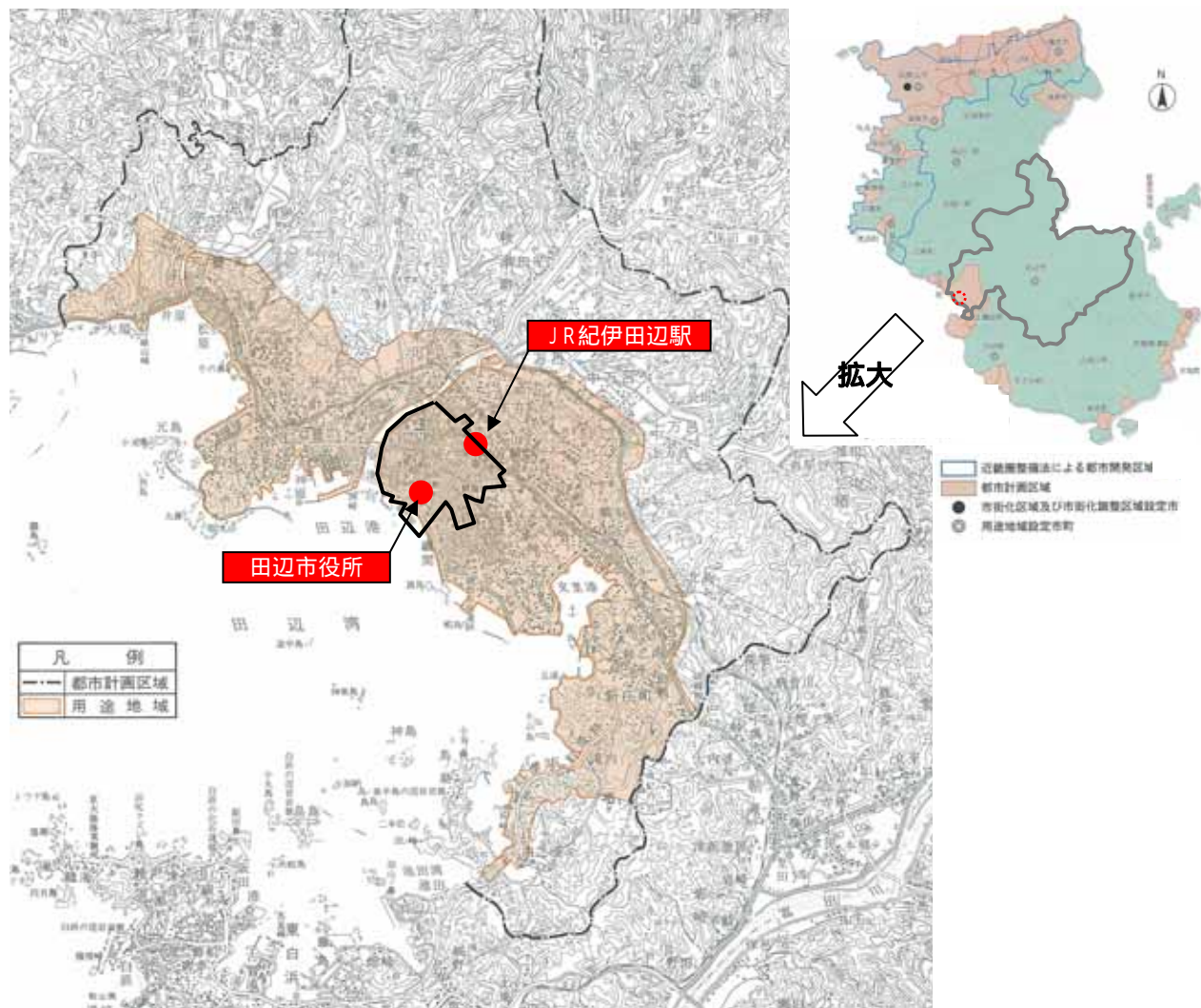
位置設定の考え方

田辺市は、平成 17 年 5 月 1 日に、5 市町村（田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町）が合併し、新「田辺市」として生まれ変わった。

古くは、平安時代の中頃より熊野三山への参詣の要衝として人々が集い、行き交う場であり、紀南地域の政治、経済、交通、文化の中心地として栄え、今日も、商業、医療、福祉の分野において重要な都市的基盤を有するなど、紀南地域の中核都市としての役割を担っている。

中心市街地は田辺市の顔であり、市の最も中心となる拠点であることから、紀南地域の都市活動の拠点となる J R 紀伊田辺駅周辺エリア、田辺市役所などの公共施設が集積しているエリア、紀南一の商業集積地として古くから賑わいの中心地であった商店街が集積しているエリアを含むエリアとする。

（位置図）

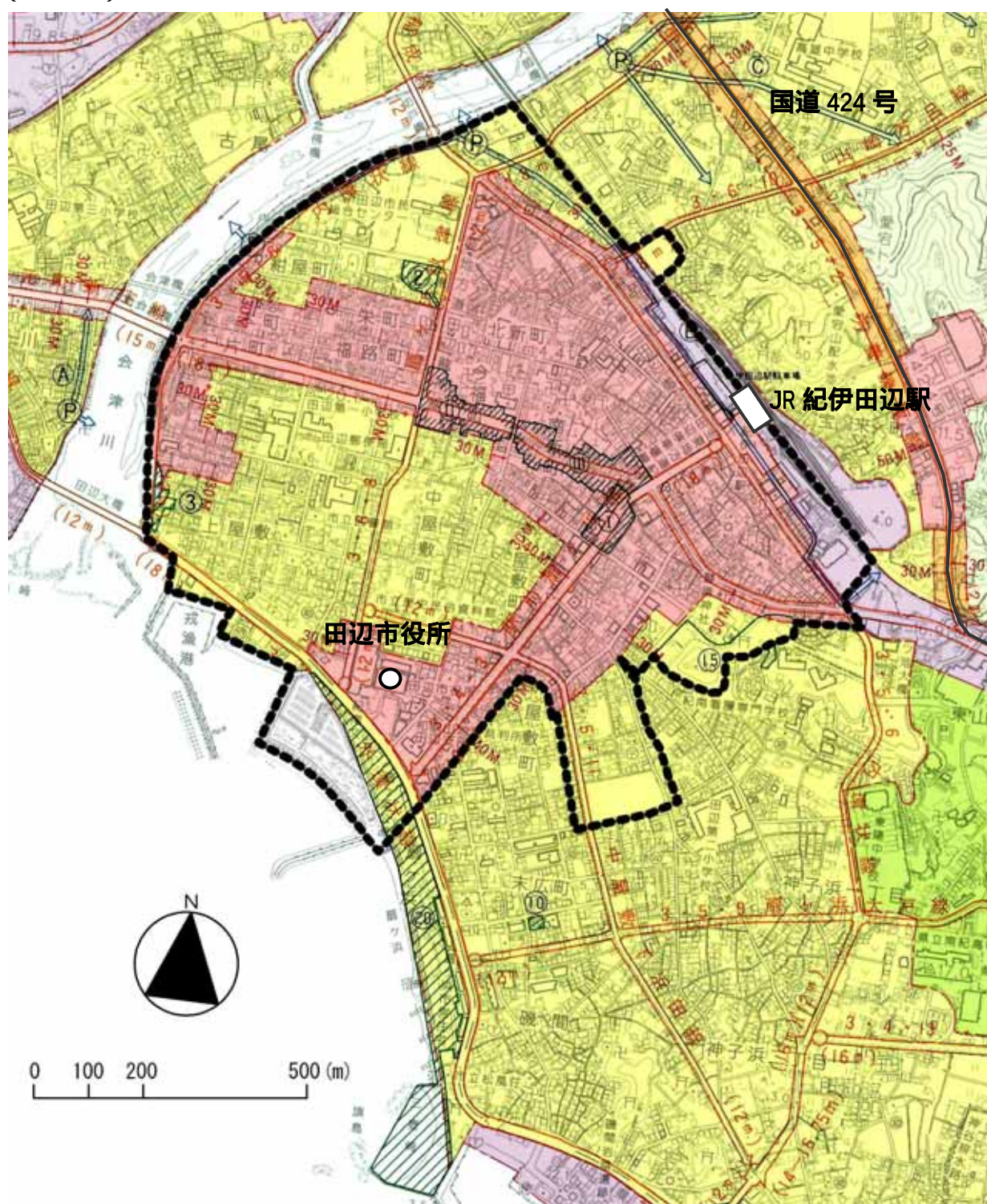


[2] 区域

区域設定の考え方

中心市街地の区域については、J R 紀伊田辺駅以西の商業地域を中心に、西側を会津川、南側を海岸線、東側を商業地域界（基本）としながら複合文化施設を含み、北側を J R 紀勢本線に囲まれた範囲で、田辺市役所、田辺市民総合センター、田辺郵便局及び紀南文化会館など公共公益施設が集積した約 108ha とする。

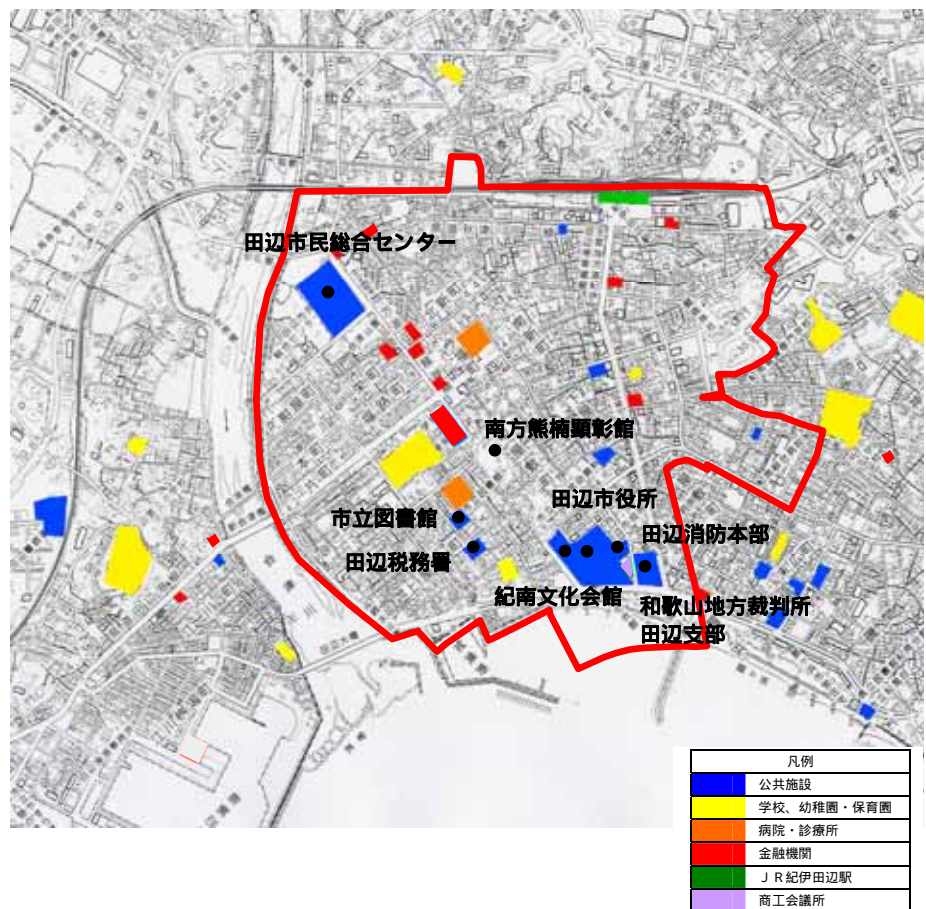
（区域図）



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明																														
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	中心市街地の面積は、田辺市域 102,677 h a 中、約 108 h a であり、その割合は約 0.1%である。また、用途地域 1,372 h a の約 8%となっているものの、商業地域は全用途指定面積 59 h a のうち 54 h a で、92%を占めており、田辺市を代表する中心市街地となっている。 ＜商業地域の占める割合＞ <table><tr><td>市全体</td><td>中心市街地</td><td>割合</td></tr><tr><td>59 h a</td><td>54 h a</td><td>92%</td></tr></table> （１）商業等の集積状況 (1)卸・小売業、飲食店の集積 田辺市の卸・小売業、飲食店のうち中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字への集積状況は、事業所割合で 38%、従業者数割合で約 27%を占めている。 ＜卸・小売業、飲食店の状況＞ <table><tr><td></td><td>田辺市</td><td>中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字</td><td>割合</td></tr><tr><td>卸・小売業、飲食店数</td><td>2,525</td><td>957</td><td>37.9%</td></tr><tr><td>従業者数（人）</td><td>12,122</td><td>3,312</td><td>27.3%</td></tr></table> （資料：平成 18 年事業所・企業統計調査より） (2)事業所の集積 田辺市の事業所のうち中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字への集積状況は、事業所割合で約 30%、従業者数割合で約 22%を占めている。 ＜事業所の状況＞ <table><tr><td></td><td>田辺市</td><td>中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字</td><td>割合</td></tr><tr><td>事業所数</td><td>5,691</td><td>1,692</td><td>29.7%</td></tr><tr><td>従業者数（人）</td><td>34,928</td><td>7,609</td><td>21.7%</td></tr></table> （資料：平成 18 年事業所・企業統計調査より） （２）都市機能を有する施設の立地状況 都市機能を有する施設の立地状況としては、田辺市役所をはじめ、和歌山地方裁判所田辺支部、田辺市消防本部、田辺税務署、紀南文化会館、田辺市民総合センター、市立図書館、南方熊楠顕彰館、ＪＲ紀伊田辺駅などが集積している。	市全体	中心市街地	割合	59 h a	54 h a	92%		田辺市	中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字	割合	卸・小売業、飲食店数	2,525	957	37.9%	従業者数（人）	12,122	3,312	27.3%		田辺市	中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字	割合	事業所数	5,691	1,692	29.7%	従業者数（人）	34,928	7,609	21.7%
市全体	中心市街地	割合																													
59 h a	54 h a	92%																													
	田辺市	中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字	割合																												
卸・小売業、飲食店数	2,525	957	37.9%																												
従業者数（人）	12,122	3,312	27.3%																												
	田辺市	中心市街地のほとんどを構成する町丁・大字	割合																												
事業所数	5,691	1,692	29.7%																												
従業者数（人）	34,928	7,609	21.7%																												

< 都市機能を有する施設の位置図 >



(3) 人口密度

田辺市の人口密度は 81 人/ k m^2 であり、中心市街地を構成する主な町丁・大字の人口密度は、10,474 人/ k m^2 となっている。

< 人口密度 >

	人口 (人)	面積 (k m^2)	人口密度 (人/ k m^2)
田辺市	83,299	1,026.77	81
中心市街地	11,312	1.08	10,474

(資料：H20.3 月住民基本台帳より)

以上のことから、本市の中心市街地は、相当数の小売店等、事業所や公共公益施設が集積しているとともに、様々な都市活動が展開され、田辺市の中心としての役割を担っている。

第 2 号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

田辺市の中心市街地において、経済活動が停滞している。

(1) 中心市街地内における商店街の商業活動の低下

中心市街地には、10 を超える商店街等が形成されている。平成 3 年と平成 19 年の年間商品販売額と売り場面積を比較すると、田辺市の年間商品販売額は、10%減少、売り場面積は、17%増加に対して、中心市街地の商店街は、年間商品販売額は 72%減少、売り場面積は 46%減少している。

商店街が田辺市に占めるシェアについても、年間商品販売額は 19%から 6%に減少、売り場面積は 25%から 11%へ減少している。

＜年間商品販売額（小売業）＞

	H3	H19	増減率
田辺市	95,873 百万円	86,245 百万円	－10%
中心市街地 商店街	17,888 百万円	4,959 百万円	－72%
中心市街地 商店街の シェア率	19%	6 %	

(資料：商業統計調査より)

＜売り場面積（小売業）＞

	H3	H19	増減率
田辺市	100,561 m ²	118,213 m ²	＋17%
中心市街地 商店街	25,392 m ²	13,542 m ²	－46%
中心市街地 商店街の シェア率	25%	11%	

(資料：商業統計調査より)

(2) 地価公示価格の低下

田辺市の地価公示の推移について、平成10年からの平成19年までの増減率は、郊外地では28%と18%の下落に対し、中心市街地では68%と71%の下落である。

＜地価公示＞

				H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
郊外地	5	駅から 1600m	価格 (千円/㎡)	80	79	76	73	70	67	64	61	59	57
			増減率(%)	-	-1	-5	-9	-13	-16	-20	-24	-26	-28
	1	駅から 1300m	価格 (千円/㎡)	115	115	111	108	105	103	101	99	98	94
			増減率(%)	-	0	-3	-6	-9	-10	-12	-14	-15	-18
中心市街地	5-1	駅から 400m	価格 (千円/㎡)	408	393	340	292	251	214	183	157	141	130
			増減率(%)	-	-4	-17	-28	-38	-48	-55	-62	-65	-68
	5-2	駅から 160m	価格 (千円/㎡)	580	550	475	402	341	287	242	211	190	171
			増減率(%)	-	-5	-18	-31	-41	-51	-58	-64	-67	-71

() 増減率は、H10の値を100とした場合の増減割合

(国土交通省より)

(3) 人口減少

昭和60年から平成19年の人口の推移をみると、田辺市では7%減少に対し、中心市街地では37%の減少である。

＜人口＞

	昭和60年	平成19年	増減率
田辺市	89,955人	83,299人	-7%
中心市街地	17,869人	11,312人	-37%

(資料：住民基本台帳より)

以上のように、中心市街地における年間商品販売額及び売り場面積が減少しているとともに、本市におけるシェアも減少している。また、経済活力が低下していることから、大幅な地価の下落が進んでいる。

このことから、田辺市の中心市街地として経済活力の維持に支障を生じていることが認められる市街地となっている。

第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	和歌山県の都市計画マスタープランとして、県全体、圏域、地域の順に3つのプランがあり、その内容を以下に示す。 ○和歌山県都市計画マスタープラン 和歌山県都市計画マスタープランでは、中心市街地活性化に向けた必要性については都市づくりの基本理念にコンパクトなまちづくりを掲げ、人口や産業の規模、公共投資の財源等の条件から、都市を存続させるためには、これ以上の郊外化を防止して、まとまった範囲に、都市機能や住宅が集まり、活気や賑わいを生む都市の核を形成していくことが掲げられている。 また、これらの都市は互いに連携し、都市機能を補完し合っていくまちづくりの必要性から、市街地中心部の魅力と機能を高める都市づくり、誰もが暮らしやすく、快適にすごせる各都市の市街地の再生、自然、歴史文化などの地域個性あふれる都市づくり、などが位置づけられている。 ○田辺圏域都市計画マスタープラン 田辺圏域としては、都市計画の方針の中で土地利用に関する方針について、市街地中心部の再生のための土地利用の誘導が位置づけられており、田辺市の中心市街地は、田辺圏域の中心的役割を担う地域として、中核都市機能集積市街地に位置づけられている。 ○田辺都市計画区域マスタープラン 田辺都市計画区域マスタープランでは、「田辺」を中心として生活拠点群がネットワークする圏域を掲げ、紀南地域の中核となる高次都市機能が集積した都市と、生活拠点として日常を快適に暮らせる都市機能の集積した都市群とが、互いに共存、連携する圏域を目指している。 また、都市づくりの基本理念であるコンパクトなまちづくりでは、以下のことを位置づけている。 ◆圏域の拠点として魅力と多様な機能を併せ持つ「田辺」の市街地中心部の再生 田辺の中心市街地は、商業・公共・文化教育等のサービスが集積し、多様な世代の居住ニーズに対応する住宅を供給することによって、定住人口・交流人口を増やし、圏域の拠点としての魅力づくりに努め、賑やかで活気あふれる市街地再生に努めます。 ◆「田辺」の市街地中心部を中心に各市街地が自立連携するネットワークづくり 高度な都市機能が集積した田辺の拠点市街地と、日常生活を支える都市機能が集積した各市街地が互いに自立連携することによって、利便性が向上する生活圏のネットワークづくりに努めます。 以上のことから、田辺圏域の中心都市でかつその中心市街地である本エリアは、田辺市、さらには周辺自治体の地域発展に必要不可欠となっており、本エリア内の都市機能の増進及び経済活力の向上を図ることが田辺圏域に波及し、地域発展に有効かつ適切となっている。
--	--

3．中心市街地の活性化の目標

(1) 中心市街地活性化の目標

中心市街地の現状、住民のニーズ、これまでの中心市街地活性化への取り組み及び評価、中心市街地活性化の基本的な方針を踏まえ、田辺市の歴史的な背景と豊かな自然資源を活用することで、交流人口と居住人口を確保し賑わいを創出するため、中心市街地活性の目標を以下の通り定める。

目標　：街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出

中心市街地北側への南紀田辺 I.C の開設により、田辺市と京阪神地域との時間距離が短縮されたことを契機に、J R 紀伊田辺駅前の交通ターミナル機能や情報発信機能の強化などの環境整備を推進するとともに、中心市街地内を回遊できる環境づくりなどにより、地域住民や観光客で賑わう中心市街地として、また、紀南地域の中心都市として地域をけん引することができる中心市街地として再生する。

目標　：都市基盤の推進による街なか居住の促進

中心市街地内の幹線道路網の整備を推進するとともに、バリアフリーなど高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい環境づくりを行う。また、市民を含む地域住民のニーズを見極めながら、利便性や快適性といった本来あるべき中心市街地像を目指し、居住増進のための支援を実施することにより、街なか居住を積極的に促進する。

(2) 計画期間の考え方

計画期間は、平成 21 年 3 月から事業実施の効果が現れると見込まれる平成 26 年 3 月までの 5 年 1 月とし、その最終年度である平成 25 年度を目標年次とする。

（３）数値目標の指標設定の考え方

中心市街地活性化の目標の達成状況を把握するための指標として、目標である「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」を「交流」、「居住」のキーワードに分類し、それぞれに数値目標指標を設定する。

<交流> 「歩行者・自転車通行量（人/日）」

「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」を測る指標として、歩行者・自転車通行量を採用する。本指標は定期的な測定が可能であり、街なかでの人々の回遊の状況を把握できることから、中心市街地活性化の目標の一つである交流人口の実態を把握する指標として適切となる。

中心市街地における歩行者・自転車通行量は、商店街等がこれまで活性化に向けた各種事業を実施してきたにも拘わらず減少が続いている。その要因のひとつとして、中心市街地内を回遊できる歩行空間などの環境整備が遅れていることが挙げられる。

今回、中心市街地内を南北に走るＪＲ紀伊田辺駅から扇ヶ浜公園までの大通りと、東西の幹線道路となる都市計画道路元町新庄線が「海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業」により接続され、さらには湊本通り商店街から栄町商店街を快適な歩行空間として再生する「コミュニティ道路整備事業」の実施により、中心部の商店街内を回遊する環境が整うこととなる。同時に、交流の核となる拠点施設の整備や、コミュニティ道路整備事業と連携した商店街での拠点施設の整備、商店街内を中心として行なわれるいくつかのソフト事業を実施することによって、歩いて巡る楽しさの提供と、また、安心して歩いて暮らせる街づくりが形成され、交流人口の増大に繋がることが見込まれる。

以上のことから、中心市街地での交流を測る指標として、田辺市と田辺商工会議所などが定期的に定点観測を実施している**商店街の歩行者・自転車通行量（休日）**を採用する。

なお、ゆったりと歩いて商店街を回遊し、地域住民や観光客などとの交流促進を図ることから、平日に比べて通行者に時間的な余裕がある休日の通行量を指標とする。

<居住> 「居住人口（人）」

「都市基盤の推進による街なか居住の促進」を測る指標として、住民基本台帳に基づく居住人口を採用する。本指標は定期的に測定することが可能であるとともに、少子高齢化の進展や子育て世帯数の低下が顕著な中心市街地への街なか居住を高める取り組みの効果を把握する指標として適切となる。

平成 20 年 3 月 31 日現在の中心市街地の居住人口は、11,312 人であり、過去 10 年の推移を見ると減少傾向が続いている。

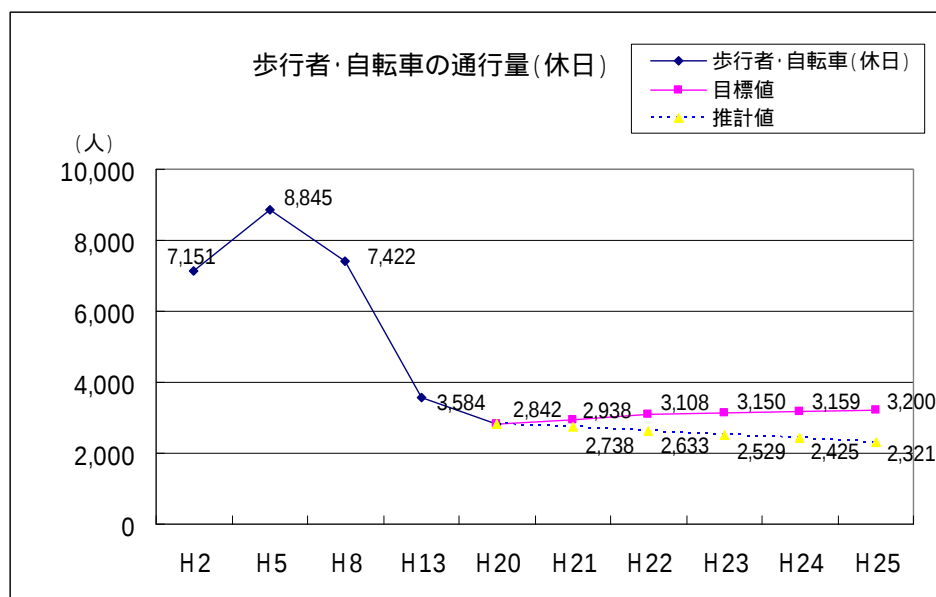
中心市街地では空洞化の進展により地価が下落し、周辺部との価格差が無くなりつつあるものの、依然として空き地・空き家が多く、子育て世代の若年世帯は郊外の住宅地に移り住む傾向に変化が見られていない。

こうした状況に対する取り組みとして、子育て世帯への住宅促進を図り、また文教環境を充実させるなど、子育てをする上で重要となる教育環境整備や都市基盤整備を推進する。

以上のことから、中心市街地での居住を測る指標として、住民基本台帳による**中心市街地区域内の居住人口**を採用する。

(4) 具体的な数値目標の考え方

1. 歩行者・自転車通行量



(資料：田辺市交通量調査)

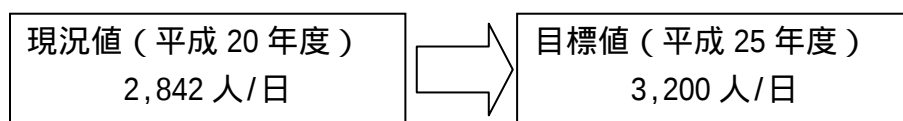
○現状の分析

- ・交流の指標としては、活性化の効果を分析するために有効な商店街地域の地点である銀座通り、海蔵寺通り、湊本通り、駅前通り、複合文化施設前の5地点での歩行者・自転車の通行量とする。
- ・その推移は上記に示すとおりで、平成8年以降、急激に減少している。これは、全体的な消費の低迷によるところもあるが、郊外の幹線道路沿いでの大規模集客施設の立地が住民の買い物動向に変化を与えたことも、大きな要因となっている。

○目標値

- ・平成20年の歩行者・自転車通行量は2,842人/日であり、平成8年と平成13年の歩行者・自転車通行量の減少傾向を基に、目標年度である5年後(平成25年度)の数値を推計した歩行者・自転車通行量の推計値は2,321人と推計される。
- ・中心市街地活性化に向けた事業による効果に伴う増加通行量を算出して推計値に加えることにより、目標値を設定する。
- ・以下に示すように、増加する歩行者・自転車通行量は、 $320+44+200+77+60+68+64+18+28=879$ 人となる。

【数値目標の設定】



目標値 3,200人 = 推計値 2,321人 + 879人

< 海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業 >

海蔵寺通りの拡幅と歩道空間の確保、街並み整備等により、はじめて中心市街地を回遊する基盤が整うとともに、商店街の魅力の向上により歩行者・自転車通行量が増加することが予想される。

海蔵寺通りが整備されたことにより増加する通行量の積算に当たっては、同じ沿線に位置している銀座商店街の整備に伴って変化した銀座通りの通行量（歩行者）の増加率（平成 13 年／平成 8 年）の 127%が参考となる。しかし、銀座通りの整備では、道路拡幅と街並み整備が大規模に実施されたものの、これに続く海蔵寺通りが未整備のために幹線道路としての機能が発揮されず、その通行量にも大きな変化が見られなかった。このため、海蔵寺通りが完成し、駅に至る東西の幹線が確保されれば、これを利用する通行量が著しく増加することが予想される。

さらに、商店街が取り組んでいる街並みの統一整備も道路事業と共に進んでおり、幹線道路沿いには、立地条件の良さから、若者を始めとした一定の集客力を有する店舗が立地し、駅前からの南北線に位置する同様の店舗との相互利用も始まり、歩行者・自転車の通行量は格段に多くなる。

また、湊本通りから栄町通りについては、コミュニティ道路事業により回遊性の高い空間が創出されるため、このコミュニティ道路と海蔵寺通りとの相互通行もまた期待されることとなる。

以上のことから、平成 20 年度の海蔵寺通りの歩行者・自転車通行量の 320 人/日を基礎とし、本事業に伴う通行量を現在の 2 倍とする。

これにより、海蔵寺通りの整備に伴い増加する歩行者・自転車の増加通行量は、

320 人/日

< 銀座複合施設整備事業 >

銀座木津医院跡に新たに整備される商業施設と共同住宅の利用者が、近接の銀座通りの測定地点において増加通行人数としてカウントされる。

商業施設の町屋カフェについては、現在の計画が月商 235 万円、単価 1,000 円、20 日営業であることから、一日約 100 人の来店が見込まれ、市民アンケートによる中心市街地を訪れる交通手段の徒歩、自転車及び路線バス利用者の率が 19.5%であることから 20 人/日と算出される。

また、共同住宅については、4 層で、1 層当たり単身世帯用が 2 戸、ファミリー世帯用が 1 戸であることから、1 層当たりの居住人口は、 $1 \text{ 人} \times 2 \text{ 戸} + 4 \text{ 人} \times 1 \text{ 戸} = 6 \text{ 人}$ となり、全体としては、 $6 \text{ 人} \times 4 \text{ 層} = 24 \text{ 人}$ が居住する。

このことから本地点での増加通行量は、 $20 \text{ 人} + 24 \text{ 人}$

44 人/日

< J A 紀南支所機能再編整備事業 >

J A 紀南が中心市街地内の 1 支所、中心市街地外の 2 支所を統合し、新たに海蔵寺通りに田辺支所（金融部門）を建設することとなっている。これにより、J A 田辺支所の利用に伴う通行量が増加するとともに、J A 田辺支所内での商品販売の実施などによっても通行量の増加が見込まれる。

現在の田辺支所の利用者数は一日 130 人（約 4 千人／月）であり、統合により東部支所と元町支所の顧客の増加分を含めて一日 200 人を見込んでいる。このことから通行量は

200 人/日

< 複合文化施設建設事業 >

複合文化施設建設事業に伴い移転される中心市街地内の施設として、市立図書館（平成 16～18 年で年平均 60,280 人が利用）と市立歴史民俗資料館（平成 16～18 年で年平均 900 人が利用）があるが、現状での図書館の駐車台数は 6 台のみの狭い敷地のために十分なサービスが提供できていない。現在の市立図書館の 1 日平均利用者数（平成 19 年度）は、一般で 152 人、児童で 62 人であるが、本事業によって規模が拡大され、蔵書数の増加、十分な閲覧空間、駐車場の充実といった機能拡充を図り、より広範囲なエリアからの利用にも対応できる施設とすることや、新たな建設場所に近接して田辺第二小学校（H21 年 1 月現在の児童数 503 人）や東陽中学校（H21 年 1 月現在の生徒数 354 人）が所在し、そうした児童や生徒、さらには高校生の利用が極めて多くなることから、20 年 8 月策定の「生涯学習複合文化施設基本構想」においては現在の 5 倍となる 1 日 1,000 人の利用者数を見込んでいる。

交通量の算出に当たっては、一般利用者について、市民アンケートによる中心市街地を訪れる交通手段の徒歩と自転車、及び路線バス利用者の率である 19.5%を用いて積算する。さらに、本施設の周辺には 6 本の道路があり、そのうちの 1 本を通行量の測定地点とすることから、利用者数から導かれる交通量を 6 で除したものとする。

これにより、複合文化施設の利用に伴う自転車・歩行者の増加通行量は、一般（ $152 \times 5 \text{ 倍} \times 19.5\% \div 6 = 25 \text{ 人/日}$ ）＋児童・生徒（ $62 \times 5 \text{ 倍} \div 6 = 52 \text{ 人/日}$ ）＝77 人/日と算出される。

以上のことから、複合文化施設建設事業に伴う増加通行量は

77 人/日



市立図書館



市立歴史民俗資料館



複合文化施設建設事業用地

< 産直販売所設置事業 >

中心市街地内の空き店舗に地域農産物直売所を運営する「きてら」を誘致する。

新鮮な農産物に対する消費者のニーズは高く、郊外型の施設として現在、民間事業者が運営する「よってって」や紀南農業協同組合が運営する「紀菜柑」などがあると共に、中心市街地内にも南紀みらい(株)が毎月第 3 日曜日に行っている「弁慶市」などが賑わっている。

弁慶市での集客の殆どが地元の高齢者や主婦層であり、自転車や徒歩で訪れている。産直販売所と弁慶市とは規模に違いがあるが、そうした方々が訪れることが考えられる。

中心市街地内にある青果店や出店予定地の近くにある田辺市商店街振興組合連合会の事務所等に訪れる来客数は、聞き取りによると概ね 40 名程度である。

ニーズの高い生鮮産物の直売所であることと、出店地がコミュニティ道路として快適な商業空間であることから、さらにその 1.5 倍の来店は見込めることとなる。

以上のことから、産直店「きてら」の出店に伴う湊本通りにおける増加通行量を 40 人/日 $\times 1.5$

60 人/日

< 海蔵寺一時預かり駐車場整備事業 >

海蔵寺において駐車場（約 30 台）の新設が予定されている。駅前の市営駐車場（約 2.1

回転/日) に比べて利用数も少なくなることから、駐車場の回転率を 1.5 回転/台・日、利用する車の平均乗車人数を 1.5 人/台として、駐車場利用者を $30 \times 1.5 \times 1.5 = \text{約 } 68 \text{ 人/日}$ と算出する。これにより、駐車場利用者を海蔵寺通りの歩行者の増加通行量と見込む。

68 人/日

< J R 紀伊田辺駅前広場改修事業 >

J R 紀伊田辺駅前を発着するバス会社 3 社の利用客数は、高速バスと路線バスを合わせて、平成 19 年度で平均 1,003 人/日（下表注釈参照）である。高速バスの利用客数は現状で、年 8 % 増（平成 18 年／平成 17 年比）と 7 % 増（平成 19 年／平成 18 年比）であり、さらに従来の大阪便に加え、神戸便、和歌山便も新たに運行されたことから、その利用は年々高まっている。

大 阪 便：平成 14 年 2 月～ 一日 3 往復で開始、H15 年 4 往復、H16 年 6 往復、H18 年 8 往復
 神 戸 便：平成 19 年 7 月～ 一日 4 往復（年間 3 万 2 千人の利用を見込む）
 和歌山便：平成 19 年 9 月～ 一日 4 往復（年間 4 万人の利用を見込む）

J R 紀伊田辺駅前はこうした高速バスを始め、路線バスの発着拠点であり、公共交通のターミナルとなっている。しかし、乗降場所が分散しており、また、渋滞が頻繁に起こっていることから、利便性に対するイメージは低く、住民の改善に対するニーズは高い。そのため、J R 紀伊田辺駅前広場の改修によってターミナル機能が向上し、また、修景整備による高質空間が形成されれば、さらにその利用が高まることが予想され、このことから、高速バス及び路線バスの利用客数については、現状の増加推移から見ても、5 年後の目標年度には現在の 10 % 増は十分に見込めることができ、その実数は 100 人/日の増加となる。

また、J R 紀伊田辺駅前広場の改修と共に、駅前商店街等での活性化の取り組み効果も含めて、バス利用者の増加数のうち市民アンケートで中心市街地に訪れる主な目的の 63.5 % は、J R 紀伊田辺駅以外の中心市街地内での施設利用であることから、駅前通りの歩行者の増加通行量を $100 \times 63.5 \% = \text{約 } 64 \text{ 人/日}$ とする。

64 人/日

利用客数（現状）（駅前：駅前での乗降客数） (人)

高速バス		17 年	18 年	19 年	(各年 1 月～12 月)
高速バス (大阪便)	総数	102,442	110,803	118,891	駅前は、夏場 2 ヶ月は総数の 30 %、それ以外は 43 % が利用 $118,891 \times (0.3 \times 2 + 0.43 \times 10) / 12$
	駅前	41,796	45,207	48,507	
高速バス (和歌山便)	総数	—	—	5,500	9 月～12 月利用数(年 32,000 人見込み)
	駅前	—	—	2,244	駅前利用数は上記積算と同じ

明光バス		17 年	18 年	19 年	(各年 1 月～12 月)
路線バス	駅前	—	—	119,800	(18 年 10 月～19 年 9 月)

JR バス		17 年	18 年	19 年	(各年 1 月～12 月)
路線バス	駅前	—	—	—	18 年 98 人/日

龍神バス		17 年	18 年	19 年	(各年 10 月～翌年 9 月)
路線バス	駅前			155,629	

(注) 平成 19 年における一日当たりの駅前利用客数

$48,507 \text{ 人} / 365 \text{ 日} + 2,244 \text{ 人} / 122 \text{ 日} + 119,800 \text{ 人} / 365 \text{ 日} + 155,629 \text{ 人} / 365 \text{ 日} + 98 \text{ 人} = 1,003 \text{ 人}$

< 紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業 >

紀伊田辺駅前第二駐車場は、自動車の収容台数が 95 台、年間使用台数 71,369 台で回転率は約 2.1 回転/日である。J R 紀伊田辺駅前広場の改修に伴い、J R 紀伊田辺駅前広場内の駐車場を廃止し、第二駐車場の利用料金を、現行の 30 分 100 円から最初の 30 分無料へと見直すこととしている。

料金見直しなどによる利用促進によって、第二駐車場の回転率を現状の 10%増の 2.3 回転/日とし、利用台数の増加を $95 \times (2.3 - 2.1) = 19$ 台/日と見込む。市民アンケートで中心市街地に訪れる主な目的の 63.5%は、J R 紀伊田辺駅以外の中心市街地内での施設利用であることから、こうした方が駅前通りを通過して利用施設へと移動することが想定され、利用する車の平均乗車人数を 1.5 人/台とすると、駅前通りの歩行者の増加通行量を $19 \times 63.5\% \times 1.5 = \text{約 } 18 \text{ 人/日}$ と見込む。

18 人/日

< J R 紀伊田辺駅ビジターセンター整備事業 >

既存の J R 紀伊田辺駅前南紀田辺観光案内センターでの利用は、平成 19 年度で平均 36 人/日あり、全体の約 37.0%が中心市街地関連の案内であった。このことから、センターを利用した人のうち、駅前通りの自転車・歩行者通行量を $36 \times 37\% = \text{約 } 14 \text{ 人/日}$ と見込むことができる。

J R 紀伊田辺駅ビジターセンターを整備することにより、現在の 1.5 倍の利用者数を目標としている。街なかを観光する場合には、駅から徒歩やレンタサイクルで南方熊楠顕彰館、闘鶏神社、蟻通神社及び扇ヶ浜など、中心市街地の主な観光地を回遊するため、ルートの調査地点のうち東本町通り以外の 4 地点を回遊することが考えられることから、自転車・歩行者の増加通行量を $14 \times 50\% \times 4 = 28 \text{ 人/日}$ とする。

28 人/日

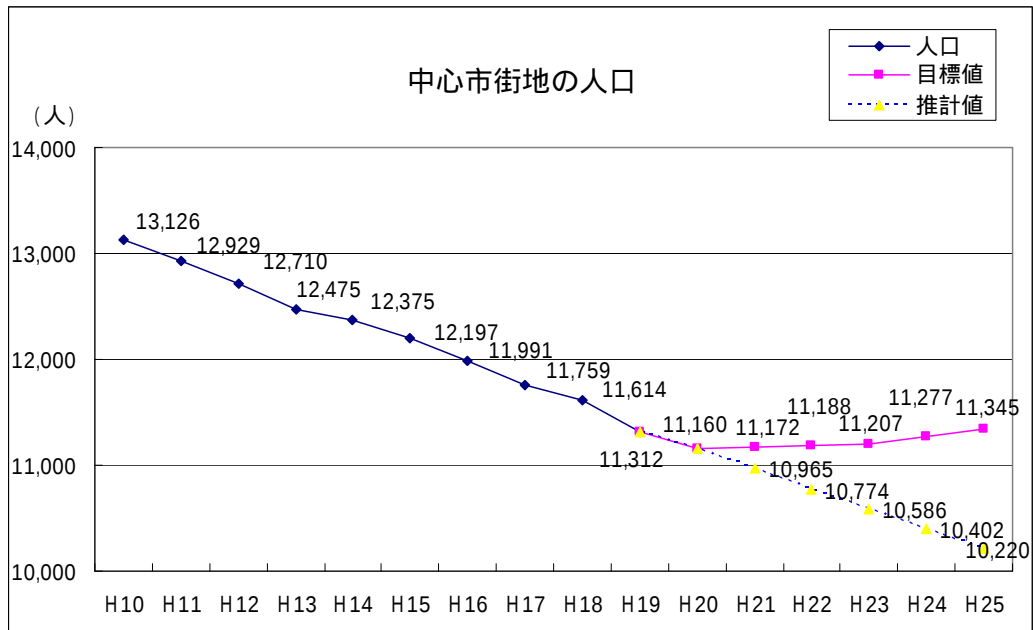
南紀田辺観光案内センターでの案内内容		件数
中心市街地	闘鶏神社	732
	蟻通神社	127
	扇ヶ浜(弁慶産湯の井戸、弁慶松等)	287
	南方熊楠顕彰館・南方熊楠旧邸	675
	歴史民俗資料館	26
	田辺城(錦水城)水門	101
	宿泊施設案内	580
	飲食店案内	914
熊野古道	みなべー滝尻・潮見峠	110
	滝尻王子～熊野本宮大社	1,063
	大辺路	32
	熊野本宮大社～那智大社・速玉大社	166
その他の市内	八坂神社	73
	高山寺	210
	天神崎	201
	奇絶峡	93
	ひき岩(ふるさと自然センター)	32
	温泉(田辺市内)	114
	名産案内	197
	交通手段案内	1,489
	口熊野(田辺市内)	111
	紀州田辺梅林	0
	龍神村(温泉・宿泊)	151
	中辺路町	220
	大塔村	19
	本宮町(温泉・宿泊等)	308
市外	白浜町	399
	新宮市	84
	那智勝浦町	153
	その他市外	690
計		9,357

【フォローアップ】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて必要な措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の 23 年度に、数値目標を検証し、状況に応じて、目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の 25 年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。

数値目標の確認は、これまで隔年度で実施してきた歩行者・自転車通行量調査(8 月の休日)を、毎年度実施する。

2. 居住人口



(資料：住民基本台帳より)

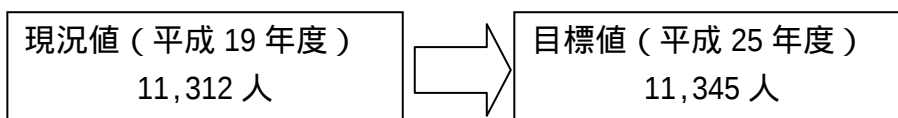
○ 現状の分析

- ・ 居住の指標として、中心市街地に位置する「上屋敷一丁目」、「上屋敷二丁目」、「上屋敷三丁目」、「中屋敷町」、「下屋敷町」、「新屋敷町」、「南新町」、「北新町」、「栄町」、「今福町」、「福路町」、「本町」、「紺屋町」、「片町」、「湊」、「磯間」、「末広町」の居住人口とする。
- ・ その推移は上記に示すとおりで、過去 10 年減少傾向が続いており、中心市街地の居住人口の減少に歯止めがかかっていない。

○ 目標値

- ・ 平成 10 年から平成 19 年までの居住人口の推移を基に、将来人口を推測する。具体的には、目標年度が 6 年後であるため、過去 6 年の居住人口の変化の傾向から、6 年後の平成 25 年度の推計人口を算出する。この場合、推計値は 10,220 人となる。
- ・ 中心市街地活性化に向けた事業による効果として、増加人口を推計値に加えることにより、目標値を設定する。
- ・ 以下に示すように、増加する居住人口は、 $400 + 60 + 24 + 24 + 46 + 571 = 1,125$ 人とする。

【数値目標の設定】



$$\text{目標値 } 11,345 \text{ 人} = \text{推計値 } 10,220 \text{ 人} + 1,125 \text{ 人}$$

< 中心市街地家賃補助事業 >

中心市街地の民間賃貸住宅に住み替える子育て世帯や新婚世帯への支援を行うことで、居住を促進する。

これは、義務教育終了前の子育て世帯等に対して家賃の2分の1を補助する事業であり、市営住宅家賃と同程度となることや、郊外や周辺地域の民間賃貸家賃と中心部の家賃との差がなくなることから、教育環境が整い、生活に便利な中心市街地への流入が見込まれることとなる。

現在、市営住宅への応募者のうちには、子育て世帯等が70～80%を占めており、平成19年現在、中心市街地周辺の新万や内之浦、さらに遠方の中芳養の市営住宅の3ヵ所だけでも待機者は104戸となっている。4年間で市営住宅供給不足分を補うことなどから、100戸を募集することとしている。

対象となる世帯数の見込みは、平成21～25年度で合計100世帯であり、子育て世帯の家族数を4人とする、 $100 \text{ 世帯} \times 4 \text{ 人} = 400 \text{ 人}$ の居住となる。

本事業により増加居住人口は 400 人

< 街なか住み替え支援事業 >

中心市街地への居住が進まない背景には、地価の高さや住みにくいという印象が先行して、実態の正確な情報が伝わっていないということがある。

しかし、中心市街地には、保育所、幼稚園、小・中・高等学校などが多く、また、計画中の複合文化施設や学習塾などもあり、平成19年9月からはそれまでなかった学校給食が全域で実施されるなど、教育環境が整った文教地域である。さらに、近くには公園や海水浴場、文化会館などがあり、子育て世帯にとっては居住に適した環境にある。

本事業により、南紀みらい(株)が、中心市街地のこうした情報や、居住に関連する不動産関連情報などを提供することで中心市街地の空き店舗対策や居住人口の増進に繋げる。これにより、子育て世帯の新たな居住が年間3世帯見込まれるものとし、また、その家族数を4人とする。

本事業による増加居住人口は、 $3 \text{ 世帯} \times 4 \text{ 人} \times 5 \text{ 年}$ 60 人

< 銀座複合施設整備事業 >

銀座複合施設整備事業では、住宅部分としては、4層であり、1層当たり単身世帯用を2戸、ファミリー世帯用を1戸計画している。よって、1層当たりの居住人口を $(1 \text{ 人} \times 2 \text{ 戸}) + (4 \text{ 人} \times 1 \text{ 戸}) = 6 \text{ 人}$ 、全体としては、 $6 \text{ 人} \times 4 \text{ 層} = 24 \text{ 人}$ と想定する。

24 人

< 民間賃貸住宅建設費補助事業 >

民間賃貸住宅建設費補助事業は、子育て型住宅・高齢者型住宅の供給を促進する和歌山県地域優良賃貸住宅制度の対象事業のうち、建設位置が中心市街地内に限り、国と県の補助（共用部分等の整備費の2/3、1戸あたり2,000千円を限度）に、市が上乗せ補助をおこなう事業（1戸あたり300千円を限度）である。

中心市街地は子育て環境が整っており、また、各種機能の集積によって歩いて暮らせる環境が高齢者の居住に適していることから、この制度によって、そうした世代の居住が促進されることとなる。

本事業では、計画期間内で10戸を目標としており、田辺市の平成19年度の1戸当たり世帯人員は2.4人/世帯であることから、民間賃貸住宅建設費補助事業による増加居住人口は、 $10 \times 2.4 = 24 \text{ 人}$ と見込む。

24 人

< 三栖口市有地活用事業 >

三栖口市有地の面積は、4,050 m²であり、公共用地率を 30%、平均敷地面積を 150 m²/戸と想定すると、敷地件数は $4,050 \times 70\% \div 150 = \text{約 } 19 \text{ 戸}$ となる。また、田辺市の平成 19 年度の 1 戸当たり世帯人員は 2.4 人/世帯である。

これから、三栖口市有地での居住人口は、 $19 \times 2.4 = \text{約 } 46 \text{ 人}$ と見込む。

46 人

< 市内転入者の誘導 >

過去 5 年間の田辺市外から市内への転入者数と世帯数、また、そのうち中心市街地へ転入した者の割合は下記のようになっている。

年度	男性	女性	計	世帯数	中心市街地への 転入者の割合
15	1,122	983	2,105	922	16%
16	1,128	987	2,115	926	11%
17	1,240	1,116	2,356	1,071	14%
18	1,216	1,013	2,229	1,065	15%
19	1,037	993	2,030	920	15%
合計	5,743	5,092	10,835	4,904	14%

中心市街地には保育所や幼稚園、小学校、中学校、さらには民間の学習塾などが多く集積し、教育環境は非常に恵まれている。しかしその一方で、市民の文化的活動の基礎となる図書館は、昭和 38 年に建設されてから現在に至っており、十分な蔵書スペースも駐車場のスペースも確保できていない。このため、紀南総合病院跡地の広い敷地に図書館が建設されれば、官民の既存の教育施設と併せて、中心市街地での教育文化環境は格段に向上することとなる。また、田辺第一小学校建築事業では、校舎の新装とともに公民館が併設され、地域コミュニティの中核施設として機能することとなる。時期を同じくしてこうした環境が整うことは、新たに市内に居住する人々への誘導に極めて高い効果を発揮することとなる。さらに産直販売所設置事業など、暮らしやすさを高める事業なども中心市街地の魅力を高めることになり、FM T A N A B E などを活用して、転入を誘導するこうした情報を発信することにより、転入の割合を現状の 14% から 20% へと高めることとする。

また、転入者数の過去の推移については、年度によって大きな変動が見られないことから、今後 5 年間の転入者数も概ねその推移を保つことが予想され、その数値を約 10,800 人とする。

以上のことから、中心市街地内への誘導によって増加する転入者数は、 $10,800 \text{ 人} \times (20\% - 14\%) = 648 \text{ 人}$ となる。

一方、上記人数には、街なか住み替え支援事業、銀座複合施設整備事業、民間賃貸住宅建設費補助事業、三栖口市有地活用事業による増加人数 ($60 \text{ 人} + 24 \text{ 人} + 24 \text{ 人} + 46 \text{ 人} = 154 \text{ 人}$) が重複すること考えられ、その重複人数をそれぞれの 1/2 と見込む。

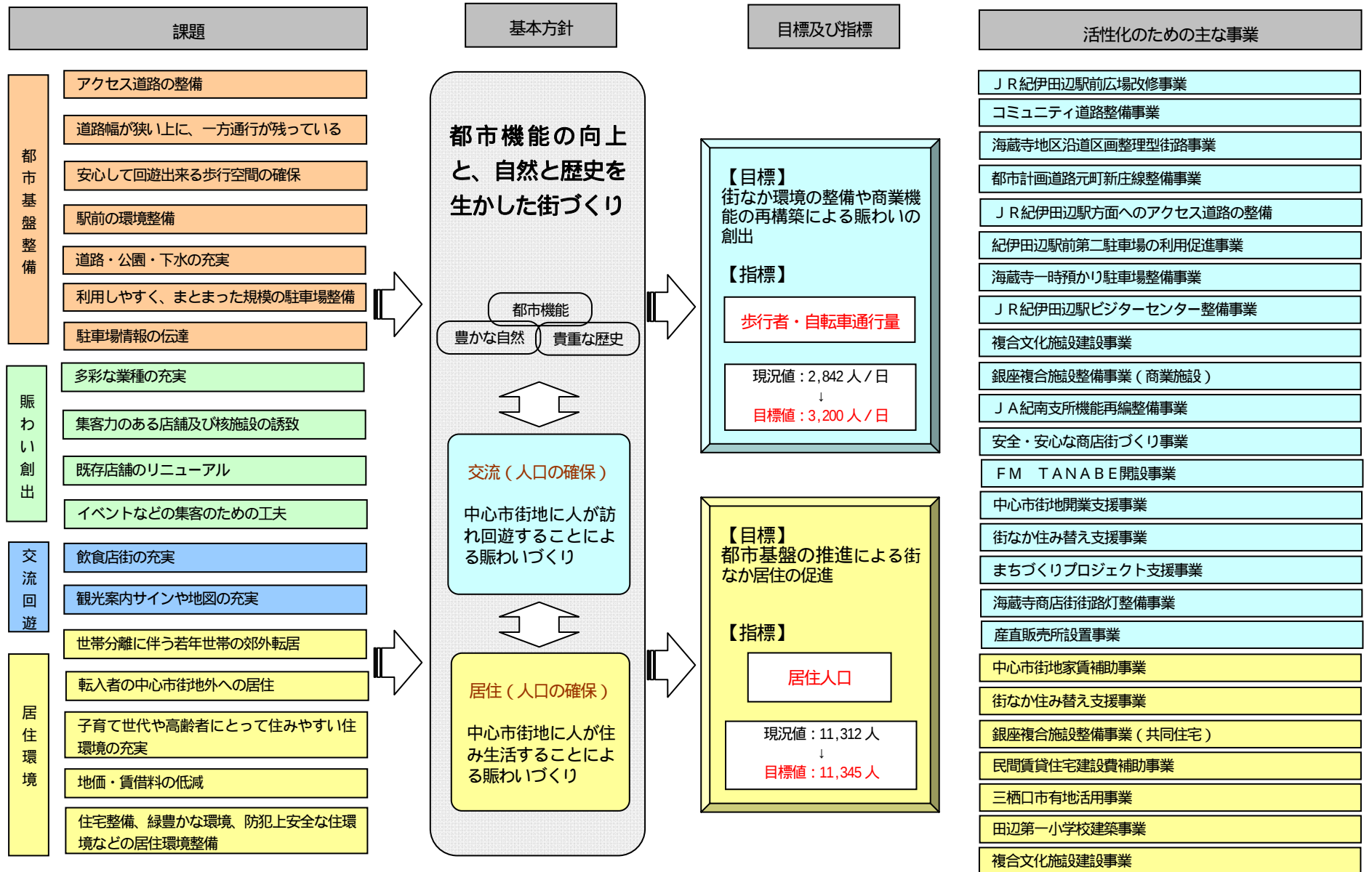
このことから、本項目における転入者数の中心市街地への誘導に伴う人数は、 $648 \text{ 人} - 154 \text{ 人} \div 2$

571 人

【フォローアップ】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて必要な措置を講じていくとともに、当該計画の計画期間の 23 年度に数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じる。また、最終年度の 25 年度の終了後、再度数値目標の検証を行うものとする。

・田辺市中心市街地活性化基本計画の骨子 【都市機能の向上と、自然と歴史を生かした街づくり】



4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

（1）現状分析

- ・平成19年11月11日に高速道路のみなべ I.C～南紀田辺 I.C の延伸工事が完成し、（通称）阪和自動車道が田辺まで開通したことにより、高速道路の利用者にとっては、南紀田辺 I.C が南紀エリアの玄関口となった。
- ・J R 紀伊田辺駅前広場は、昭和46年の和歌山国体時の整備から抜本的な整備が行われておらず、送迎用の一般車が一時的な混雑を招いているほか、公共交通として重要なバスの乗降場が分散しているなど、様々な問題が表面化している。
- ・田辺市の中心部を東西に走る幹線道路の整備を昭和29年度から取り組み、海蔵寺地区での沿道区画整理型街路事業において、中心市街地の幹線道路網の整備が大きく進み、市街地での交通の円滑化と外部からのアクセスの向上が期待される。
- ・中心市街地内には、依然として一方通行の道路が存在していることから、来街者にとって中心市街地内の道路網が分かりにくい状況となっている。礪坂から一方通行となっている J R 紀伊田辺駅方面へのアクセス道路の交通体系を見直すための道路整備を実施することにより、中心市街地からの J R 紀伊田辺駅方面へのアクセスの向上が期待される。
- ・平成19年度に田辺市バリアフリー基本構想を策定し、平成22年までの事業内容を位置づけたことから、「歩いて暮らせる街」の実現及び J R 紀伊田辺駅構内へのエレベーター設置等、バリアフリー化が一層進むこととなる。
- ・中心市街地内には、モータリゼーションの進展に対応した利用しやすく、わかりやすいまとまった規模の一時預かり駐車場が不足しているため、市民や商業経営者アンケート調査において駐車場の整備の要望は多く、活性化に有効な取り組みとされている。

（2）必要性和狙い

これらの現状を踏まえ、田辺市では、中心市街地の活性化の目標である「交流」、「居住」の各機能を高めるための基礎となる都市基盤の整備を図る。

これにより、中心市街地のアクセス拠点が改善され、周辺からの流入が高まると共に、歩いて暮らせる居住環境が向上することとなる。

【J R 紀伊田辺駅前広場】

- ・世界遺産である熊野古道の玄関口として、ますます多くの観光客の誘致が求められることや、平成27年に予定されている和歌山国体の開催を展望した対応も踏まえ、中心市街地活性化のシンボリックな取り組みとして、「駅利用車両の交通の見直し」「分散しているバス乗降場の集約化」「歩行者空間の拡張」「錯綜している車の動線の整理」を4つの整備コンセプトとし、まちの玄関口としての J R 紀伊田辺駅周辺における良好な環境整備が必要となっている。

【幹線道路網の整備】

- ・海蔵寺地区での沿道区画整理型街路事業により、中心市街地を東西に貫通する幹線道路が整備され歩道空間の回遊性が向上するが、都市計画道路元町新庄線の延伸区間の整備についても「中心市街地内の道路網」や「市街地内の一方通行の解消」の点から不可欠となる。中心市街地内は道幅が狭く、一方通行の道路が多い現状を踏まえ、こうした幹線道路網の整備を引き続き実施する必要がある。
- ・礪波からＪＲ紀伊田辺駅方面への一方通行となっているＪＲ紀伊田辺駅方面へのアクセス道路の交通体系を見直すことにより、来街者がＪＲ紀伊田辺駅前や中心市街地に入ってきてやすい道路整備を実施する必要がある。

【コミュニティ道路の整備】

- ・海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業の完成により、北新町・湊本通り・栄町を通過しているバス路線の変更が予定されており、当該道路は、中心市街地での東西交通軸（自動車交通）としての役割が低くなる。北新町・湊本通り・栄町は、かつては最も賑わった商店街であり、商業集積度も高く、中心市街地内の歩行者の安全性、快適性及び回遊性の向上からも、商店街が取り組む集客イベントとともに、当該道路に歩道空間を確保し、自動車よりも歩行者を優先させるコミュニティ道路としての整備を図る必要がある。

【電線類地中化】

- ・都市計画道路元町新庄線の整備に伴い片町地区から銀座地区まで、電線類地中化が終了しているところであるが、引き続き、海蔵寺地区及び中心市街地においての整備を図る必要がある。

【一時預かり駐車場】

- ・中心市街地内に不足する駐車場の整備を図るため、田辺市の民間駐車場助成事業を活用した駐車場整備が望まれる。

（３）フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の取組みの進捗状況調査を行い、庁内での協議を行うとともに中心市街地活性化協議会へ報告し、状況に応じて必要な措置を講じる。

〔２〕 具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 JR紀伊田辺駅前広場改修事業（地域生活基盤施設） 【内容】 既存の駅前広場の全面改修 【実施時期】 平成21年度～平成24年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 中心市街地内の幹線道路網の整備に併せて、まちの玄関口での本事業を中心市街地活性化の重点事業として位置づけ、JR紀伊田辺駅前広場下の背戸川改修を行った後に、JR紀伊田辺駅前広場の交通ターミナル機能の強化とロータリー化による交通混雑の解消とともに、バリアフリー化の整備を行う。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 JR紀伊田辺駅前広場の交通体系を見直し、交通機能の強化を図ることは、都市機能の充実や景観の向上とともに、来訪者の回遊性の向上、さらには集客力の向上につながるなど、中心市街地活性化にとって必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成21年度～平成24年度	
【事業名】 市道改良事業（市道下屋敷町文里港線（中屋敷下浜田線）・市道湊74号線（旧湊88号線）・市道湊75号線（旧湊89号線））（道路） 【内容】 道路改良事業により、道路の拡幅整備を行う。 【実施時期】 平成21年度～平成23年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 中心市街地内には狭い幅員と一方通行の道路が残されている。多くの人の利用が見込まれる新たな図書館の周辺道路を整備することで、教育文化環境の向上と、安心・安全な市民生活が確保され、中心市街地内外の交流が促進されることとなる。これにより、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 本事業による道路拡幅整備は、施設建設と併せて設置される駐車場とともに、回遊性の向上や地域の安心・安全なまちづくりを図る上で、中心市街地活性化にとって必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成21年度～平成23年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 コミュニティ道路 整備事業（市道湊栄 町1号線）（道路） 【内容】 湊本通り・北新町・ 栄町区間（延長=約 500m）商店街のコ ミュニティ道路整 備 【実施時期】 平成21年度～ 平成24年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 都市計画道路元町新庄線の海 蔵寺地区の整備が完成すること により、バス路線が海蔵寺通りの 幹線道路に変更され、湊本通り～ 北新町～栄町の自動車等の通行 量が少なくなることが予想され る。 これに併せ、商店街地域の中心 部に位置する当地域の歩行者の 安全性、快適性及び回遊性を向上 させるため、歩道空間を確保し、 自動車よりも歩行者を優先させ るコミュニティ道路として整備 する。これにより、「街なか環境 の整備や商業機能の再構築によ る賑わいの創出」の達成に寄与す るものである。 【必要性】 来街者が快適に買い物の出来 る商業空間を確保することは、中 心市街地の安全性、快適性及び回 遊性の向上と商業の活性化に寄 与することとなり、中心市街地活 性化のために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総 合交付金（都市 再生整備計画） 【実施時期】 平成21年度～ 平成24年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 紀伊田辺駅前駐車場改修事業（地域生活基盤施設） 【内容】 既存の駐車場の全面改修 【実施時期】 平成 24 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 中心市街地内の幹線道路網の整備とまちの玄関口としての機能を生かすＪＲ紀伊田辺駅前広場整備事業とともに、既存の市営駐車場の移転整備等を併せて実施することにより、ＪＲ紀伊田辺駅前広場の交通ターミナル機能の強化とロータリー化による交通混雑の解消やバリアフリー化が図られる。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 ＪＲ紀伊田辺駅前広場の交通体系を見直し、交通機能の強化や駐車スペースの確保を図ることは、都市機能の充実や景観の向上とともに、来訪者の回遊性の向上、さらには集客力の向上につながるなど、中心市街地活性化にとって必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 24 年度	
【事業名】 市道栄町 1 号線道路改良事業（高質空間形成施設） 【内容】 栄町区間（延長＝約 250m）の道路整備 【実施時期】 平成 25 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 商店街地域の中心部に位置する湊本通り・北新町・栄町の区間を歩行者の安全性・快適性及び回遊性を高めるために、歩道空間を確保し、自動車よりも歩行者を優先させるコミュニティ道路整備事業を進めている。 これを受けて、栄町の残り区間をカラー舗装施工することにより、栄町商店街の統一性を図る。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 来街者が快適に買い物が出来る空間を確保することは、中心市街地の魅力アップや回遊性の向	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（田辺市街地地区）） 【実施時期】 平成 25 年度	

		上に繋がるものであることから、中心市街地の活性化のために必要な事業である。		
--	--	---------------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都市計画道路元町新庄線外1線整備事業 【内容】 都市計画道路元町新庄線外1線の整備（延長330m、幅員18m） 【実施時期】 平成16年度～平成21年度	和歌山県	【目標達成のための位置付け】 銀座地区に引き続き、海蔵寺地区においても電線類地中化を含めた沿道区画整理型街路事業を実施し、市街地を東西に貫通する幹線道路の完成を目指すものである。これにより、中心市街地内の都市基盤の充実、回遊歩道の整備、市街地へのアクセスの向上及び交流人口の増大及び沿線の商店街の魅力向上が図られ、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 郊外と中心市街地を結ぶ骨格道路の整備は、中心市街地活性化に向けた長年の課題であり、本事業の実施により、交通の利便性の向上、歩道の設置に伴う回遊性の促進、中心部の魅力向上が図られるものである。 今後の都市機能の集約や商業活性化を図る上で、本事業は中心市街地活性化にとって重要な役割を担う事業となる。	【支援措置】 街路事業 【実施時期】 平成21年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及び 実施時期	その他の 事項
【事業名】 海蔵寺地区土地区 画整理事業 【内容】 都市計画道路元町 新庄線外1線の沿 道市街地の整備（施 行面積=1.49ha） 【実施時期】 平成14年度～ 平成21年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 銀座地区に引き続き、海蔵寺地区 においても電線類地中化を含めた 沿道区画整理型街路事業を実施し、 市街地を東西に貫通する幹線道路 の完成を目指すものである。これに より、中心市街地内の都市基盤の充 実、回遊歩道の整備、市街地へのア クセスの向上及び交流人口の増大 及び沿線の商店街の魅力向上が図 られ、「街なか環境の整備や商業機 能の再構築による賑わいの創出」の 達成に寄与するものである。 【必要性】 郊外と中心市街地を結ぶ骨格道 路の整備は、中心市街地活性化に向 けた長年の課題であり、本事業の実 施により、交通の利便性の向上、歩 道の設置に伴う回遊性の促進、中心 部の魅力向上が図られるものでは ある。 今後の都市機能の集約や商業活 性化を図る上で、本事業は中心市街 地活性化にとって重要な役割を担 う事業となる。		



事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 都市計画道路元町 新庄線整備事業 【内容】 海蔵寺地区沿道区 画整理型街路事業 での元町新庄線の 隣接区間（延長 =140m）の暫定整備 【実施時期】 平成 18 年度～ 平成 21 年度	和歌山県	【目標達成のための位置付け】 海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業の整備に併せ、隣接区間である本区間の暫定供用（一方通行解除）を行い、完成区間の整備効果を高め、中心市街地へのアクセス向上及び交流人口の増大を図るものとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地の魅力アップ、交通の利便性の向上及び回遊性の促進を図ることは、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 地方特定道路 整備事業 【実施時期】 平成 21 年度	
【事業名】 都市計画道路元町 新庄線整備事業 【内容】 海蔵寺地区沿道区 画整理型街路事業 での元町新庄線の 隣接区間（延長 =500m）の全幅改良 【実施時期】 平成 22 年度～	和歌山県	【目標達成のための位置付け】 中心市街地内の東西軸の幹線道路となる本事業を実施することにより、交通の円滑化、中心市街地へのアクセス向上及び交流人口の増大を図る。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地の魅力アップ、交通の利便性の向上及び回遊性の促進を図ることは、中心市街地活性化のために必要な事業である。		地方道 路整備 臨時交 付金事 業の整 備計画 に位置 付け済 み

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 ＪＲ紀伊田辺駅方面へのアクセス道路の整備 【内容】 礪坂からＪＲ紀伊田辺駅方面への一方通行を一部解除するとともに、一部の区間を相互通行出来るように交通体系の見直しを図るための道路整備を実施する。 【実施時期】 平成 23 年度～	田辺市	【目標達成のための位置付け】 礪坂から一方通行となっているＪＲ紀伊田辺駅方面へのアクセス道路の交通体系を見直し、中心市街地へのアクセス向上及び交流人口の増大につながる道路整備を実施する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 ＪＲ紀伊田辺駅方面へのアクセスの向上及び自動車利用者の利便性の向上によって、中心市街地に訪れやすい交通体系に見直すこととする。本事業は、街なかの賑わい創出に寄与する事業であり、中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業 【内容】 ＪＲ紀伊田辺駅前広場改修事業に併せて、ＪＲ紀伊田辺駅や中心市街地へ来られる方が利用しやすいように自動車の駐車料金等の見直しを図る 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 25 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 まちの玄関口でもあるＪＲ紀伊田辺駅前広場の改修に併せ、紀伊田辺駅前駐車場の改修を行う。また同時に、当駐車場の稼働率が低下していることから、利用料金を、現行の 30 分 100 円から最初の 30 分無料へと見直し、利用促進を図ることとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 ＪＲ紀伊田辺駅前広場改修事業に伴う一般車の受け皿として第二駐車場での利用促進は不可欠となる。また、本事業による中心市街地内の利便性の向上や回遊性の促進を図ることは、中心市街地活性化のために必要な事業である。		当駐車場の駐輪場は、昭和 61 年に設立された第三セクターである（株）紀南ふろさと開発センター（現：南紀みらい（株））に運営管理を委託している。

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 海蔵寺一時預かり 駐車場整備事業 【内容】 中心市街地内の海 蔵寺地区での民間 駐車場の整備 【実施時期】 平成 23 年度	海蔵寺	【目標達成のための位置付け】 中心市街地では一時預かり駐車 場が不足しており、車での買物客が 少なくなっている。 海蔵寺地区沿道区画整理型街路 事業の整備に併せ、沿線に一時預か り駐車場を整備することで、海蔵寺 商店街並びに中心市街地の魅力と 利便性の向上を図る。これにより、 「街なか環境の整備や商業機能の 再構築による賑わいの創出」の達成 に寄与するものである。 【必要性】 幹線道路整備と併せて中心市街 地での駐車機能を拡充することは、 車での流入を促し、賑わい創出に繋 がることから、中心市街地活性化の ために必要な事業である。	【支援措置】 市の助成金交 付要綱（民間 駐車場整備助 成事業） 【実施時期】 平成 23 年度	
【事業名】 共通駐車券事業 【内容】 中心市街地に点在 する駐車場を共通 駐車券の利用出来 る駐車場として位 置づけ、共通駐車券 （割引券）を発行し て来街者が利用し やすい駐車場を提 供する 【実施時期】 平成 4 年度～	田辺市商 店街振興 組合連合 会	【目標達成のための位置付け】 中心市街地での買い物客の駐車 場対策として、中心市街地内の 18 の民間駐車場（一部公共）との契約 による共通駐車券システムを構築。 各店で買い物客に駐車券を発行し、 駐車料金の補助券として利用する ものであるが、今後とも駐車券の発 行及びPRを進めながら利用率の 向上を図るとともに、来街者が利用 しやすい駐車場づくりを目指すも のである。これにより、「街なか環 境の整備や商業機能の再構築によ る賑わいの創出」の達成に寄与す るものである。 【必要性】 中心市街地内への車客の利便性 の向上や集客力の強化とともに、駐 車場の利用に伴う歩行者の回遊性 の向上と商店街の活性化を図ること から、中心市街地活性化のために 必要な事業である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

（1）現状分析

- ・熊野本宮大社や熊野古道が平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されたことから、当地域としては、この貴重な資源を活用して外部からの交流を高め、地域全体の活性化につなげる最良の機会となっているが、JR紀伊田辺駅は、熊野古道の玄関口として多くの観光客に十分なサービスを提供できる環境が整っているとは言い難い状況である。
観光総合案内所は、市道の跨線橋の下を借りた狭小なスペースのみで、観光サービス機能も効率的に発揮されていない状況である。また、市民や商業経営者アンケート調査でも駅前の環境整備の充実を望む要望は多く、活性化に有効な取り組みと評価されている。
- ・中心市街地内には、市立図書館、市立歴史民俗資料館などがあるものの、施設の老朽化をはじめ駐車スペースの不足等地域住民が望む十分なサービスを提供できない状況にある。社会保険紀南総合病院の移転により、中心市街地内に大規模な用地が創出されたため、上記の機能を併せもつ複合文化施設の整備に向けた準備が進んでいる。
- ・中心市街地内に所在する田辺第一小学校は、市内の小学校の中でも児童数が多い学校の1つであったが、年々児童数が減少し、一時は、学年で5学級以上あったものが現在では学年で1学級の年も出てくる状態となっている。校舎についても、管理棟及び講堂が昭和28年建築、北校舎が昭和42年建築、南校舎が昭和51年建築の建物であり、耐震診断の結果、基準を満たしておらず、さらに、外壁のクラック、教室床の損耗、給排水管の水漏れ、雨漏れ等、長い年月の経過により老朽化が著しい状態であることから、新しい管理棟及び体育館の建築と南校舎の耐震補強改修事業に取り組んでいる。さらに、本事業と併せて中心市街地を拠点とする中部公民館を併設する工事が進んでいる。

（2）必要性和狙い

これらの現状を踏まえ、田辺市では、中心市街地の活性化の目標である「交流」、「居住」の観点から、都市福利施設に関する事業を実施する。

この事業により、観光客を中心とした圏域外からの交流を高め、また、文化施設の設置と教育施設の充実による子育て環境の向上から、居住増進を図るものである。

以下に、中心市街地活性化のために位置づけるそれぞれの事業の必要性を示す。

【JR紀伊田辺駅ビクターセンター】

- ・地元の物産や宿泊・飲食の紹介、レンタルサービス事業などを行う観光総合案内所として、JR紀伊田辺駅前南紀田辺観光案内センターの整備が必要である。施設規模、事業用地、事業費など具体的な計画づくりを進め、観光客（交流人口）の増加及びサービスの向上を促進させる必要がある。

【複合文化施設建設事業】

- ・ 田辺市は厚生労働省から社会保険紀南総合病院跡地を取得し、その敷地に複合文化施設の建設を予定している。
- ・ 中心市街地の文化拠点として多くの人の利用が予想されることから、交流の一層の推進のための情報発信の強化や、多様な世代の利用促進のためのサービスの充実といった、中心市街地での暮らしの付加価値を高める役割が求められる。

【田辺第一小学校建築事業】

- ・ 中心市街地の少子高齢化や空洞化が進む中で、居住人口を増やすための取り組みとして、居住環境の整備は必要不可欠となっている。中心市街地内にある田辺第一小学校は、災害発生時の地域住民の避難場所としての役割を果たすことから大変重要な公共施設であり、東南海、南海地震が発生する確率が、今後 30 年間では 50～70%程度といわれる中で、建築工事と耐震補強改修工事等を行うことは、児童や地域住民にとっても安全で安心して生活できる環境が整うことにつながり、さらには、本事業と併せて中心市街地を拠点とする中部公民館を併設することは、学校と地域との連携を密にした学社連携・融合の推進を図るとともに、居住人口の増加や地域住民の交流の場、賑わいの創出、利用者の増加等の向上につながる。

（３）フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の取組みの進捗状況調査を行い、庁内での協議を行うとともに中心市街地活性化協議会へ報告し、状況に応じて必要な措置を講じる。

〔２〕 具体的事業の内容

（１）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 公衆便所整備事業 （高質空間形成施設） 【内容】 観光客などの来訪者が利用しやすい便所を整備 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 24 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 熊野古道が平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され多くの観光客を集めているが、ＪＲ紀伊田辺駅前に設置している公衆便所は老朽化が著しいことから、ＪＲ紀伊田辺駅ビクターセンター整備事業と併せて全面的に改修することにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 観光客など多くが利用する便所を整備することにより、来街者が快適で安心して使用することが可能となる。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 24 年度	
【事業名】 ＪＲ紀伊田辺駅ビクターセンター整備事業（高次都市施設） 【内容】 観光客などの来訪者に、観光、交通、飲食、宿泊、特産物等の地域情報の提供及び休憩を可能とする施設の整備 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 24 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 熊野古道が平成 16 年 7 月に「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録され多くの観光客を集めているが、ＪＲ紀伊田辺駅前に立地している観光案内センターは、熊野古道の玄関口として、益々その機能の充実が求められている。こうしたことを受け、観光ＰＲ及び来街者への情報発信拠点として、ＪＲ紀伊田辺駅にビクターセンターを整備する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や観光客に十分な情報を提供できる環境を整備することで、来街者が安心して中心市街地内を散策することができ、利便性と回遊性の向上、商店街の活性化等が期待され、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 24 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 田辺第一小学校建築事業 【内容】 老朽化した校舎・体育館の新築及び耐震補強改修を実施するとともに、中部公民館を併設する事業 【実施時期】 平成 18 年度～ 平成 21 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の殆どが校区となっている田辺第一小学校は、管理棟及び講堂が昭和 28 年、北校舎が昭和 42 年建築の建物であり、耐震強度が不十分で、また老朽化も著しい。このため、新しく管理棟及び体育館を建築し、さらに昭和 51 年建築の南校舎についても、耐震補強改修工事を行うなど、学校教育環境の改善を図るものである。 また、中心市街地内の他所にあった中部公民館を校舎に併設し、学校と地域とが一体となることで地域コミュニティの強化を図るものである。これにより、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 地域交流・憩いの場の創出、学校施設の防災対策により中心市街地内の教育環境の魅力を高めるとともに、安全・安心な学校づくりによる居住人口の増加、地域住民の交流の場、賑わいの創出及び利用者の増加等の向上に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 公立学校施設整備費国庫負担金、安全・安心な学校づくり交付金 【実施時期】 平成 21 年度	



(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 ＪＲ紀伊田辺駅ビ ジターセンター整 備事業 【内容】 観光客などの来訪 者に、観光、交通、 飲食、宿泊、特産物 等の地域情報の提 供及び休憩を可能 とする施設の整備 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 24 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 熊野古道が平成 16 年 7 月に「紀伊 山地の霊場と参詣道」として世界遺 産に登録され多くの観光客を集め ているが、ＪＲ紀伊田辺駅前に立地 している観光案内センターは、熊野 古道の玄関口として、益々その機能 の充実が求められている。こうした ことを受け、観光ＰＲ及び来街者へ の情報発信拠点として、ＪＲ紀伊田 辺駅ビジターセンター内に飲食業 組合及び旅館業組合を入居させる ことにより、より多くの情報を発信 することが可能となる。これによ り、「街なか環境の整備や商業機能 の再構築による賑わいの創出」の達 成に寄与するものである。 【必要性】 市民や観光客に十分な情報を提供 できる環境を整備することで、来街 者が安心して中心市街地内を散策 することができ、利便性と回遊性の 向上、商店街の活性化等が期待さ れ、中心市街地活性化のために必要 な事業である。		
【事業名】 複合文化施設建設 事業 【内容】 社会保険紀南総合 病院跡地での市立 図書館等を含めた 複合文化施設の建 設 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 23 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 社会保険紀南総合病院は、地域住 民の基幹病院として多くの利用が あったが、平成 17 年 5 月に郊外に 新築移転した。本事業については、 その跡地に市立図書館等を含めた 複合文化施設を建設し、市民生活の 文化的向上を図ると同時に、中心市 街地での交流と賑わいの再生を目 指すものである。これにより、「都 市基盤の推進による街なか居住の 促進」の達成に寄与するものでは ある。 【必要性】 病院移転により周辺では急激に 空洞化が進んでいる。以前に比べて 多くの利用者用の駐車場も併設さ れることから、地域の活性化にとっ ては多大な期待が寄せられており、 中心市街地活性化にとって必要な 事業である。		



事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 障害者福祉施設等 整備事業 【内容】 旧中部公民館跡地 での障害者就労継 続支援 A 型事業所 の建設 【実施時期】 平成 23 年度～24 年 度	特定非営 利活動法 人かたつ むりの会	【目標達成のための位置付け】 上屋敷で運営している「町家カフェ 上屋敷二丁目」では、一般事業所へ の就労を希望しながらも、不安を抱 える方に就労の場所を提供しており、 地域のコミュニティの空間として高 く評価されている。しかしながら、利 用者が増加し、現施設が手狭になっ てきたことから、旧中部公民館を改 修し、障害者を持つ就労希望者等 の受入の拡大を図る。これにより、 「都市基盤の推進による街なか居住 の促進」の達成に寄与するものでは ある。 【必要性】 若者の自立を助け、就労促進を図 ることは、中心市街地でのコミュニ ティ機能の向上や賑わいを創出す る上で必要な事業である。	【支援措置】 独立行政法人 高齢・障害・ 求職者雇用支 援機構の障害 者作業施設設 置等助成金 【実施時期】 平成 23 年度 ～平成 24 年 度	
【事業名】 街なか子育てサポ ート事業 【内容】 田辺市ファミリー サポートセンター 「きっずぱーく」の 運営 【実施時期】 平成 14 年度～	特定非営 利活動法 人南紀こ どもステ ーション	【目標達成のための位置付け】 「きっずぱーく」は、街なかの空 き店舗を活用した子育て支援施設 として子育て相談や情報発信事業 などを行い、子育て中の親子が気軽 に立ち寄れる場所として利用され ている施設である。 地域の子育てサポート体制の充 実のため、子育て支援サポーター養 成講座や各種交流会を開催してい る。これにより、「都市基盤の推進 による街なか居住の促進」の達成に 寄与するものである。 【必要性】 中心市街地での子育て支援を充実 することで、若年世帯の居住増進を 図る。空洞化する中心市街地での居 住人口の増加と、快適な生活空間づ くりや商店街地域の魅力の向上に 寄与するなど、中心市街地活性化の ために必要な事業である。		



事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 あおい介護センタ ー 【事業内容】 通所介護・居宅介護 支援事業、地域密着 型小規模多機能居 宅介護事業 【実施時期】 平成 18 年度～	特定非営 利活動法 人市民活 動ネット ワーク田 辺	【目標達成のための位置付け】 平成 18 年 8 月に開設。1 階部分 では特定非営利活動法人市民活動 ネットワーク田辺が地域ボランテ ィアの方々と共に通所介護・居宅介 護支援事業所を運営し、2 階部分で は地域密着型小規模多機能居宅介 護事業所、3 階部分では高齢者向け 賃貸マンション、5 階部分では地域 交流広場・コミュニティスペース等 の事業が行われている。 デイサービス事業では、カラオケ を歌ったり、アットホームな雰囲気 で利用者に好評を得るなど、高齢者 の憩いの場として利用されている。 これにより、「都市基盤の推進によ る街なか居住の促進」の達成に寄与 するものである。 【必要性】 高齢者の生きがいづくりを推進 し、地域コミュニティを高めること は、少子高齢化が進む中心市街地 での居住人口の増加に必要な事業 である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 介護デイサービス 事業 【内容】 高齢者のデイケア ハウス 【実施時期】 平成13年度～	特定非営 利活動法 人デイケ アハウス なごみ	【目標達成のための位置付け】 月曜日から金曜日まで、1日15 名前後で機能訓練体操や手作業、ゲ ーム、歌、花見など和やかに楽しく 過ごしたり、4月から9月までは、 月に2回、文里地域で健康教室を開 催している。 基本的には高齢者のデイケアハ ウス（託老所）だが、子どもの一時 預かりも受け入れている。 これにより、「都市基盤の推進に よる街なか居住の促進」の達成に寄 与するものである。 【必要性】 高齢者の生きがいづくりを推進 し、地域コミュニティを高めること は、少子高齢化が進む中心市街地 での居住人口の増加に必要な事業 である。		
【事業名】 ひきこもりの青年 の居場所づくり事 業 【事業内容】 居場所づくり、相 談、訪問、作業など 【実施時期】 平成14年度～	特定非営 利活動法 人ハート ツリー	【目標達成のための位置付け】 ひきこもりの青年の居場所づく りに取り組み、青年たちが抱える困 難な状況の解決や、自立の道を拓け るよう、個々の要求に応じた必要な 支援（居場所づくり、相談、訪問、 作業など）を医療・保健・福祉・教 育・就労等の関係機関と連携しなが ら、地域と共に次世代を担う青年た ちへの理解と支援を深める活動を行 っている。これにより、「都市基 盤の推進による街なか居住の促進」 の達成に寄与するものである。 【必要性】 若者の自立を助け、就労促進を図 ることは、中心市街地でのコミュニ ティ機能や居住人口を高める上で 必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及び 実施時期	その他の 事項
【事業名】 南紀若者サポート ステーション 【内容】 自己啓発の手伝い やキャリアアップ のアドバイス、スキ ルアップ研修等 【実施時期】 平成 20 年度～	特定非営 利活動法 人ハート ツリー	【目標達成のための位置付け】 様々な困難を抱え、社会に向かう ことに躊躇しているニートや社会的 引きこもり者、フリーター状態に ある 15 歳～39 歳までの若年無就 業者を対象に、「踏み出そう、自分の 未来へ」を目標として、メンタル面 のケアから、就労に向かうまでの支 援を行っている。 体制としては、キャリアコンサル タントや臨床心理士を配置し、カウ ンセリングを通して、一人ひとりに あった支援プログラムを立て、自己 啓発の手伝いやキャリアアップの アドバイス、スキルアップ研修等 を行い、職業的自立と社会的自立に向 け、応援・支援を行っている。 これにより、「都市基盤の推進に よる街なか居住の促進」の達成に寄 与するものである。 【必要性】 若者の自立を助け、就労促進を図 ることは、中心市街地でのコミュニ ティ機能や居住人口を高める上で 必要な事業である。		
【事業名】 かたつむりの会 【事業内容】 就労場所を提供 【実施時期】 平成 20 年度～	特定非営 利活動法 人かたつ むりの会	【目標達成のための位置付け】 一般事業所への就労を希望しな がらも、不安を抱える方に就労場所 を提供することを目指し創設。「街 づくり・支援・環境保護」をキーワ ードに、平成 20 年 4 月より定期的 に 10 数名が集まり、パンやピザを 焼く石釜の作成に取り組んできた。 近く、上屋敷町に「町家カフェ上屋 敷二丁目」をオープンさせ、地域の 憩いの場として提供する予定とな っている。これにより、「都市基盤 の推進による街なか居住の促進」の 達成に寄与するものである。 【必要性】 若者の自立を助け、就労促進を図 ることは、中心市街地でのコミュニ ティ機能や居住人口を高める上で 必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及び 実施時期	その他の 事項
【事業名】 ひだまり 【内容】 高齢者の集いの家 【実施時期】 平成 18 年度～	デイクラ ブひだまり	【目標達成のための位置付け】 高齢者の遊びの場・語りの場として集いの家を開設。会員制をとらず自由に利用。 毎月第 3 火曜日の 9:30～11:30 は利用者による月例会。 昨年 10 月よりスタッフ 2 名が取得している美容師免許を活かしカットコーナーを開設。 年間行事としては、春・秋の小旅行と他グループとの共催による作品展（秋）を開催。 これにより、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 高齢者の生きがいづくりを推進し、地域コミュニティを高めることは、少子高齢化が進む中心市街地での居住人口の増加に必要な事業である。		
【事業名】 そらまめ house 【内容】 こども緊急サポートネットワークの運営 【実施時期】 平成 14 年度～	特定非営 利活動法 人 COM 子育て環 境デザイ ンルーム	【目標達成のための位置付け】 街なかの空き店舗を活用して、病中・病後児の預かりや急な一時保育などのサポートを行いながら、仕事と子育てとの両立支援、親子で立ち寄れるサロン、相談ルーム、セミナーなど、家族と地域社会との絆を深める子育て環境の充実を図る活動を行っている施設である。 地域の緊急子育てサポート体制の充実のために、活動を行っている。これにより、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地での子育て支援を充実することで、若年世帯の居住増進を図る。空洞化する中心市街地での居住人口の増加と、快適な生活空間づくりや商店街地域の魅力の向上に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のため

の事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔１〕 街なか居住の推進の必要性

（１）現状分析

- ・市営住宅については、平成 20 年 3 月末現在、市全体で 1,400 戸の住宅を管理しているものの、中心市街地内には市営住宅が建設されていない。
- ・昭和 60 年から平成 19 年の人口の推移をみると、田辺市では 7%減少に対し、中心市街地では 37%の減少である。
- ・中心市街地内の地価はこれまで郊外に比べ極めて高く、街なか居住の妨げとなっていたが、近年の地価の大幅な下落により、中心市街地と郊外地との地価の差は小さくなってきている。
- ・市民アンケート調査の結果から、中心市街地は地価が高く、賃貸価格も高いというイメージがあるために居住したくないという意見が多い。

（２）必要性和狙い

これらの現状を踏まえ、田辺市では、中心市街地の活性化の目標である「居住」の観点から、街なか居住の推進と居住環境の向上に関する事業を実施し、居住人口の増加を図るものである。

【住宅地の供給及び支援】

- ・三栖口 JR 宿舎跡地を中心市街地の活性化に向けた取り組みに活用し、居住人口の維持・向上のための整備を図る必要がある。
- ・空き店舗などは、中心市街地の空洞化や活力低下に繋がる恐れがあり、こうした未利用地を活用した住宅建設などを促進させることで、街なか居住を推進する必要がある。
- ・中心市街地の人口減少の現状や市民アンケート調査結果を踏まえると、中心市街地への住宅建設を積極的に誘導する支援体制づくりが必要であるととともに、中心市街地における賑わいの創出や世帯分離によって郊外に流出している子育て世代が中心市街地に住みたくなるような魅力ある居住環境づくりが必要である。

【各種情報の提供】

- ・住宅地の供給及び支援といったハード事業の推進とともに、街なか居住に関わる各種情報サービスの提供なども有効と考えられる。

【その他】

- ・街なか居住の当事者となる住民の立場に立って、街なか居住へのハードルを見極め、適切な方策を実施することが有効と考えられる。

（３）フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の取り組みの進捗状況調査を行い、庁内での協議を行うとともに中心市街地活性化協議会へ報告し、状況に応じて必要な措置を講じる。

〔２〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 街なか住み替え支援事業（地域創造支援事業） 【内容】 中心市街地内の空き店舗、空き家の情報提供 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 25 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 まちづくり会社とも連携しながら、中心市街地内の空き店舗や民間居住用施設等の調査を行い、その情報を広く提供することで、高齢者や子育て世帯等の街なか居住を促進するものである。これにより、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地における街なか居住の推進及び安全で住みやすい居住の情報等を提供することによって居住人口の増進につながることから、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 25 年度	
【事業名】 中心市街地家賃補助事業（地域創造支援事業） 【内容】 中心市街地にある民間賃貸住宅へ入居を希望する子育て世帯や新婚世帯に対して家賃の 1/2 を補助 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 25 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 区域外から中心市街地内に転居する子育て世帯や新婚世帯を対象として民間賃貸住宅の家賃の一部を補助することにより、活力ある世代の居住率の向上と居住人口の確保による賑わい創出を図る。本事業は中心市街地活性化のモデル事業と位置付け、今後の本格的な導入に向け、その効果を図るために実験的に実施する。これにより、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地における子育て世帯や新婚世帯の街なか居住を支援することは、居住人口の増加と共に少子化対策に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 25 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 銀座複合施設整備 事業 【内容】 銀座木津医院跡地 での複合施設の整 備事業（共同住宅） 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 23 年度	日高建設 (株)	【目標達成のための位置付け】 本事業は、商業施設と併せて共同住宅を建設するもので、中心部における居住増進を図るものである。これにより、「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地における居住人口の増加を図ると共に、商店街地域の魅力の向上に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及び 実施時期	その他 の事項
【事業名】 民間賃貸住宅建設 費補助事業 【内容】 中心市街地内に限 定した民間賃貸住 宅建設支援 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 25 年度	和歌山県	【目標達成のための位置付け】 和歌山県地域優良賃貸住宅整備 事業を活用し、中心市街地活性化エ リアでの住宅建設（共有部分が対 象）に補助を行うことにより、良質 な住宅の提供を促し、中心市街地に おける住環境整備及び居住人口の 増加を図る。これにより、「都市基 盤の推進による街なか居住の促進」 の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地内に限定し、民間賃貸 住宅の建設を支援することで、良質 な住宅の提供、住環境整備及び居住 人口の確保に寄与するなど、中心市 街地活性化のために必要な事業で ある。		
【事業名】 三栖口市有地活用 事業 【内容】 三栖口 J R 宿舎跡 地の市有地（約 4,050 m²）の活用 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 25 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 当該市有地については、駅前再開 発などの代替用地として先行取得 したものであるが、中心市街地活性 化の取り組みと並行して、居住増進 のための用地として活用し、市街地 での居住人口の増加を図ることと する。これにより、「都市基盤の推 進による街なか居住の促進」の達成 に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地における街なか居住 の推進に寄与する本事業は、中心市 街地活性化のために必要な事業で ある。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

〔1〕商業の活性化の必要性

（1）現状分析

- ・ 中心市街地では、歴史的な街並みの形成過程から商業の集積が進み、紀南地方の経済活動の中心地として発展してきたが、国道やバイパス沿道での大型店や専門店の相次ぐ出店などにより、商店街の空洞化が進んでいる。現在、集客力の維持・向上のために、商店街が一体となり、「共通商品券の販売」や「共通駐車券システムの実施」、「ヤーヤー祭り等のイベントの開催」などの取り組みが行われている。
- ・ 特定商業集積法の施行に伴い平成4年度から基本構想作成に取り組み、それに基づき北新町商店街振興組合では高度化事業を活用して商店街駐車場を整備し、銀座商店街振興組合やアオイ通り協同組合では、都市計画道路整備の沿道区画整理型街路事業に併せて商店街近代化事業に取り組んだことにより、魅力的な商業空間の創出と中心市街地での集客力の維持・向上に寄与している。
- ・ JR紀伊田辺駅前の南側エリアには、県下有数の飲食店街である「味光路」があり、飲食店やスナックなどの飲食集積が見られる。平成10年にタイル舗装や埋設照明、案内サインの設置といった環境整備を実施し、紀南の名所づくりに向けた取り組みを進めてきたが、地域経済の低迷による客足の減少など、売上の低下が続く厳しい状況となっている。
- ・ 闘雞神社では、昭和61年以降、(株)紀南ふるさと開発センター（現：南紀みらい株式会社）が毎月第3日曜日に弁慶市（朝市）を開催し、紀南の海の幸や山の幸を販売する出店が並び、多くの人出でにぎわっている。高齢者が多い中心市街地において、歩いて行ける場所での生鮮製品の販売は、地産地消と地域コミュニティの創出に大きく寄与している。

（2）必要性和狙い

これらの現状を踏まえ、田辺市では、中心市街地の活性化の目標である「交流」の観点から、商業活性化に関する事業を実施する。

商業機能を高めるための取り組みとして、交流の拠点づくりを行い、また商店街を中心としながら中心市街地内を回遊させる仕組みをつくることで、賑わいの創出を図るものである。

【ハード的な事業】

- ・ 空き地や空き店舗などは、中心市街地の空洞化や活力低下の象徴であり、こうした用地を活用しながら商業機能の充実を図ることで、商業の活性化に取り組む必要がある。
- ・ 商業基盤施設の整備や施設のグレードアップに対する支援を図り、商店街への回遊の強化と快適な買い物空間の創出を促進する必要がある。

【ソフト的な事業】

- ・ 中心市街地において、空き地や空き店舗が年々増加傾向にある。その対策として、空き店舗を活用した出店を促すため、出店事業者に対し、一定期間の家賃等を補助する制度を創設する。
- ・ 中心市街地と郊外農村地域との連携により、空き店舗等を活用した産地直送の生鮮商品の販売拠点を設けることで、賑わいの創出や地産地消の推進を図る。
- ・ 各種イベントやスタンプ事業などの取り組みについては、一定の成果を上げているものが多く、過去の取り組み結果を的確に見極め、適宜見直しを行う必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の取組みの進捗状況調査を行い、庁内での協議を行うとともに中心市街地活性化協議会へ報告し、状況に応じて必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 銀座複合施設整備事業 【内容】 銀座木津医院跡地での複合施設の整備事業（商業施設） 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	南紀みらい（株）	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の東西幹線道路の中央に位置する銀座地域において、街づくりのイメージモデルとなった建物を、飲食施設やコミュニティスペースなどの複合施設として再生し、周辺の観光資源などとの一体性の下、賑わいと街なか回遊の拠点として整備する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や来街者等が集える施設として商店街のイメージにあった建物に再生することで、商店街地域の魅力の向上及び商店街の活性化に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 【実施時期】 平成 22 年度～平成 23 年度	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金を活用



①当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等

中心市街地の通行量は、平成5年度までは経済成長とともに増加傾向にあったが、平成8年度に郊外の大型店としてパビリオンシティ田辺店（株）オークワ）が開店して以後、急激に減少している。

当該事業が実施される銀座商店街は、平成12年度に沿道区画整理型街路事業と、当該施設が街づくりのイメージモデルとなった近代化事業が完成した商店街であり、今後、海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業と湊本通り～栄町のコミュニティ道路の整備により中心市街地内を回遊する環境が整うことから、当該事業の実施によって中心市街地への集客力の向上と、回遊導線の強化による回遊性の向上が見込め、通行量の増加が期待できるものである。

歩行者・自転車通行量は、P22～23の1.（4）(2)⑦に記載。

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

中心市街地に残る歴史的な建物を再生することで、中心市街地での核施設として交流の拠点となることや、商店街地域に不足している飲食店を誘致することで新たな集客が生まれることから、全体の賑わい創出や魅力の向上に繋がる。また、当該事業地に隣接する幹線道路が開通することで、駅や扇ヶ浜などを起点とした中心市街地内の観光スポットを結ぶ回遊が生まれ、近接に南方熊楠顕彰館がオープンしたことから、観光客も顧客として流入することとなる。

こうしたことがきっかけとなって、周辺の個別店舗の活力を引き出し、また、新たな客層の創出によって回遊を強化するイベントなど、共同的な取り組みへと繋がるものである。

③当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗・率の現況

空き店舗の状況は、P19の1.（4）(2)⑤に記載。

田辺市中心市街地商店街の空き店舗・率は、郊外化の進展や消費の多様化、経営者の高齢化等の要因が重なって増加している。本事業に取り組むことにより、商業の拠点として、商店街の魅力の向上が図られるとともに、本基本計画に盛り込んでいる中心市街地開業支援事業や街なか住み替え支援事業などにより中心市街地内の空き店舗への出店を促進し、空き店舗数・率の低減が図られる。

④文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

当該事業を実施する地域は、中心市街地内のほとんどを校区とする田辺第一小学校が公民館を併設して建築されているとともに、南方熊楠顕彰館や紀南文化会館が立地する文教地区である。さらに、市庁舎や税務署などの公的施設や民間の総合病院も近接していることから、買い物客だけでなく、こういった各種の施設を利用する方々の来訪が期待され、現在整備が進んでいる中心市街地内を東西に貫通する幹線道路と連動して、回遊の創出と周辺の賑わいが生まれることとなる。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他の 事項
【事業名】 銀座複合施設整備 事業 【内容】 銀座木津医院跡地 での複合施設の整 備事業（商業施設） 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 23 年度	南紀みらい（株）	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の東西幹線道路の中央に位置する銀座地域において、街づくりのイメージモデルとなった建物を、飲食施設やコミュニティスペースなどの複合施設として再生し、周辺の観光資源などとの一体性の下、賑わいと街なか回遊の拠点として整備する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や来街者等が集える施設として商店街のイメージにあった建物に再生することで、商店街地域の魅力の向上及び商店街の活性化に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成 22 年度～ 平成 23 年度	<再掲> 
【事業名】 安全・安心な商店街 づくり事業 【内容】 中心市街地の商店 街地域に防犯カメ ラを設置 【実施時期】 平成 21 年度	田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の安全・安心な商店街づくりとして、商店街地域に防犯カメラを設置する。これと並行して商店街でのセキュリティ対策の研修等を行い、街なかの犯罪防止と、安全な商店街としてのイメージをアップすることで、商業の活性化と中心市街地の賑わい創出を図る。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 防犯カメラを設置することで、中心市街地や商店街に対する安心感が高まり、来街頻度の向上が図られる。こうしたイメージアップが交流を促進することから、中心市街地活性化にとって必要な事業である。	【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成 21 年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 中心市街地開業支援事業（地域創造支援事業） 【内容】 限定した商店街地域にある空き店舗活用（商店街地域以外から移転出店及び新規出店事業者に対しての開業資金又は家賃のどちらかの1/2を補助） 限度額：開業資金36万円、家賃月額3万円（12ヶ月間） 【実施時期】 平成21年度～平成25年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 空洞化が急速に進む商店街地域での空き店舗の活用を推進し、店舗の立地促進による商業集積の向上と商店街地域の賑わい創出を図る。本事業を目標達成に向けたモデル事業と位置付け、今後の制度構築に向けた導入的な取り組みとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 商店街地域以外からの出店や新規出店事業者に支援することで、商店街地域の空洞化に歯止めをかけ、街なかに賑わいを呼び戻す本事業は、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成21年度～平成25年度	
【事業名】 まちづくりプロジェクト支援事業（まちづくり活動推進事業） 【内容】 交流人口・居住人口の確保のための計画立案や調査、事業実施について、まちづくり会社と連携しながら、市民の主体的な参画を促し、まちづくり人材の育成を図る。 【実施時期】 平成21年度～平成25年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 平成17年のオープン以来、扇ヶ浜海水浴場では年々利用客が増えている。こうした市内外からの海水浴客や観光客を中心市街地へと誘導し、街なかの回遊強化と賑わい創出を図るため、市民参加によるまちづくりプロジェクトを構築するとともに、その推進を担うまちづくり人材の育成に取り組むものである。 これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地の活性化を図るため、世界遺産登録を契機に増加している観光客を中心市街地へと回遊させる仕掛け作りが求められていることから、本事業はその取り組みとして必要かつ有効なものとなる。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成21年度～平成25年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 市街地回遊強化事業 【内容】 子供を主役とする参加型イベントを開催することで、商店街が「楽しみながら学べる場」であることを発信していく。 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 23 年度	田辺市商業協同組合	【目標達成のための位置付け】 集客を高め賑わいに繋げるためには中心市街地でのイベントに工夫が求められる。 商店街地域において、イルカカードを活用した子供中心の参加型イベントを実施することで、中心市街地への関心や街づくりの一体感の醸成、賑わいの創出や商店街への集客を高める。更に、このイベントを通じてイルカカードの認知度をさらに高め、より多くの来街者に利用してもらうことにより商店街への回遊を向上させる。 これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 商店街の活性化と市街地への交流を高めるには、新規性のあるイベントは有効であり、中心市街地の活性化にとって必要な事業である。	【支援措置】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 23 年度	
【事業名】 空き家再生等推進事業 【内容】 空き家を改修・活用することにより、地域コミュニティの維持及び再生を図る。 【実施時期】 平成 24 年度	南紀みらい（株）	【目標達成のための位置付け】 中心市街地における空き家は増加傾向にあるため、従来からモニター調査や地元の意識調査を実施してきた。市街地にある空き家物件を活用し、一棟貸しの宿泊施設として活用することにより、交流人口の増大及び地域への空き家活用モデルの提案や各種体験教室による地元住民との交流を図る。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市民や来街者等が集える施設として活用することが可能となり、中心市街地の魅力の向上と地域コミュニティ機能を高める上で必要な事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 【実施時期】 平成 24 年度	



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 商店街活性化アドバイザー活用事業 【内容】 商店街等の活性化を図るための専門家の活用 【実施時期】 平成 19 年度～	田辺商工 会議所・ 南紀みら い(株)・田 辺市商店 街振興組 合連合会	【目標達成のための位置付け】 商店街の活性化や魅力の向上を図るには、商業者が行うイベントやサービスなどの自主的な活動が重要である。本制度の活用により、こうした取り組みの効果を一層高めることとする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 アドバイザー制度を活用し、商店街等が行う事業の推進を図ることは、商業機能の強化や賑わいの創出につながり、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 【実施時期】 平成 20 年度～ 平成 25 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及び 実施時期	その他の 事項
【事業名】 FM TANABE 開設事業 【内容】 コミュニティFM 放送のスタジオを 開設し、それを活用 した情報発信事業 【実施時期】 平成 20 年度～	FM TANABE 株式会社	【目標達成のための位置付け】 中心市街地における空き店舗に FM放送のスタジオを開設し、番組 制作や放送を行う。公共情報発信、 コミュニティ放送、商業に関する情 報発信、若者が参加する番組制作な どにより中心市街地に賑わいを創 出する。これにより、「街なか環境 の整備や商業機能の再構築による 賑わいの創出」の達成に寄与するも のである。 【必要性】 地域の特性を生かした様々なイ ベントや公共の情報について、FM 放送を通じて地域住民に提供する ことは、コミュニティ機能の強化や 街の魅力の向上とともに商店街の 活性化に寄与する事業であり、中心 市街地活性化のために必要な事業 である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 海蔵寺商店街街路 灯整備事業 【内容】 海蔵寺地区の道路 拡幅整備に伴う商 店街への街路灯の 整備 【実施時期】 平成 21 年度	田 辺 商 工 会 議 所 ・ 海 蔵 寺 通 り ま ち づ く り 協 議 会	【目標達成のための位置付け】 中心市街地を横断する都市計画 道路元町新庄線の海蔵寺通り整備 事業に併せ、地域の商業者組織を中 心として、建物の統一を図る街並み 整備が実施される。これに加え、商 店街活性化のための基盤整備であ る街路灯を設置し、修景整備と夜間 の賑わいの創出、安全対策などを進 めることとする。これにより、「街 なか環境の整備や商業機能の再構 築による賑わいの創出」の達成に寄 与するものである。 【必要性】 歩行空間のグレードア ップと市民の安全を確保する本事 業は、街なかの魅力と回遊性の向 上、商店街の活性化に寄与する事業 として、中心市街地活性化のために 必要な事業である。	【支援措置】 県及び市の補 助金交付要綱 （中心市街地 活性化支援事 業） 【実施時期】 平成 21 年度	
【事業名】 ＪＡ紀南支所機能 再編整備事業 【内容】 中心市街地とその 周辺に所在する３ 支所の機能を再編 した支所を海蔵寺 地区に建設する 【実施時期】 平成 20 年度～ 平成 21 年度	紀 南 農 業 協 同 組 合	【目標達成のための位置付け】 ＪＡ紀南では、中心市街地とその 周辺に所在していた３支所の機能を 再編し、金融業務を中心とした田辺 支所を海蔵寺地区に建設する。さら にその敷地を利用し、生産者による 産品販売など、郊外と市街地を結ぶ コミュニティの場の創出にも取り 組む。これにより、「街なか環境の 整備や商業機能の再構築による賑 わいの創出」の達成に寄与するも のである。 【必要性】 商店街地域には金融機関が集積 しており、ＪＡ紀南の金融部門が立 地することで、さらに集積度が増 す。金融機関は多くの市民が利用す る集客と交流のスポットであり、本 事業は、中心市街地の賑わい創出、 商業活性化、農商工連携によるコ ミュニティの創出など、中心市街地活 性化に有効な事業となる。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 中心市街地活性化 支援事業 【内容】 施設整備事業（ハー ド事業）及び活性化 事業（ソフト事業） に要する経費に対 して支援する 補助率：県 2/5、市 2/5 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 25 年度	商店街振 興組合等	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の各商店街では活性 化のために今後各種のハード事業 やソフト事業に取り組むこととし ている。 現在は、商店街内の駐車場整備 や、休憩施設の設置、集客イベント の実施などが計画されているが、商 店街のこうした取り組みを支援す ることで事業の推進を図り、商業の 活性化と中心市街地の賑わい創出 を実現していくこととする。これに より、「街なか環境の整備や商業機 能の再構築による賑わいの創出」の 達成に寄与するものである。 【必要性】 商店街では状況に応じて、活性化 の取り組みを行う必要があり、そう した場面での推進体制が求められ る。本事業は、地方自治体の商店街 支援の体制を整えるものであり、今 後、商店街が実施する空き店舗の活 用や、賑わい創出、商業活性化、コ ミュニティの場の創出などを推進 し、中心市街地の活性化を図る上で 必要な事業である。	【支援措置】 県及び市の補 助金交付要綱 （中心市街地 活性化支援事 業） 【実施時期】 平成 21 年度 ～ 平成 25 年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 産直販売所設置事業 【内容】 空き店舗を活用した地域農産品直売所の開設 【実施時期】 平成 21 年度～	農業法人 (株)きてら	【目標達成のための位置付け】 自然を生かしながら活性化を図る取り組みとして、農産品の直売所を運営する「きてら」を商店街内の空き店舗に誘致する。 新鮮な農産品に対するニーズは高く、買い物客による賑わいが創出されると共に、街なかでの暮らしを支える業種が拡充されることとなる。 これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」及び「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 商店街地域の空洞化に歯止めをかけ、街なかに賑わいを呼び戻す本事業は、中心市街地活性化のために必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 商店街セットバック事業 【内容】 補助対象区域内の建物を道路との境界から2m以上のセットバック事業、1平方メートル当たり8万円補助 【実施時期】 平成3年度～	商店街振興組合 (湊本通り・北新町・栄町)	【目標達成のための位置付け】 建物等の所有者が、一定の要件に基づきセットバックを実施し歩道を設置することを推進する制度であり、現在2カ所の地域が指定されている。 湊本通り～栄町を「歩車共存の買い物道路」として整備するコミュニティ道路事業に併せ、買い物客がより安心して通行できる環境の向上を図るため、当地域において本事業に取り組む。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 幹線道路が整備されていなかったため、この道路は通過交通が多く、横断もままならない不便な環境であった。海蔵寺通りの完成に伴い、通過交通がこの道路から都市計画道路元町新庄線に移動するため、買い物客や高齢者、子どもたちが安心して歩ける空間を確保することが可能となる。本事業は、商店街地域の魅力と回遊性の向上とともに、中心市街地での暮らしやすさを実現する上で必要な事業となる。	【支援措置】 市の補助金交付要綱（商店街セットバック事業） 【実施時期】 平成21年度～ 平成25年度	
【事業名】 商店街ナイトバザール事業 【内容】 商店街地域で開催する販促イベント及び賑わい創出事業 【実施時期】 平成8年度～	田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 中心市街地の商業者による夜の販促イベント及び賑わい創出事業として、商店街ナイトバザールを定期的で開催する。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 夜の集客を高める取り組みは、商店街地域の賑わい創出とともに、商店の営業時間の延長による防犯の推進にもつながり、中心市街地活性化のために必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 イルカカード事業 【内容】 中心市街地で行わ れているスタンプ 事業 【実施時期】 平成4年度～	田辺市商 業協同組 合	【目標達成のための位置付け】 平成4年11月からスタンプ事業 として開始し、平成9年からカード 方式に変更。満点カード（4万円相 当の買い物）で500円分の買い物が できる。 また、平成18年1月から、教育 振興の目的と、カードの一層の利用 促進を図るため、1枚につき10円の 「教育助成券」を設け、還元した資 金を子供たちの教材等の購入に充 ててもらうなど、地域貢献を図って いる。これにより、「街なか環境の 整備や商業機能の再構築による賑 わいの創出」の達成に寄与するもの である。 【必要性】 イルカカード事業の充実は、消費 者の中心商業地へのリピートと販 売を促し、教育への地域貢献を通じ たコミュニティ機能が高まること で、地域が一体となった中心市街地 活性化の実現に向け必要な事業と なる。		
【事業名】 共通商品券事業 【内容】 顧客サービス、販売 促進のための共通 商品券事業を拡 充・整備 【実施時期】 昭和60年度～	田辺市商 業協同組 合	【目標達成のための位置付け】 平成3年度までは全国一の販売実 績を誇っていたが、その後は利用が 減少している。平成16年には熊野 本宮大社や熊野古道など、「紀伊山 地の霊場と参詣道」が世界遺産に登 録されたことにちなみ、新しい世界 遺産記念商品券を発売して利用促 進に取り組んでいる。これにより、 「街なか環境の整備や商業機能の 再構築による賑わいの創出」の達成 に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地を中心に定着してい る顧客サービスと販売促進のため の共通商品券事業を拡充・整備す ることは、中心市街地活性化のため に必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 弁慶市の開催 【内容】 紀南の海の幸や山の幸が揃う闘雞神社で毎月第3日曜日に行われている朝市 【実施時期】 昭和 61 年度～	南紀みらい(株)	【目標達成のための位置付け】 弁慶市は昭和 61 年から開催され、田辺市及び周辺広域の農林水産物や特産品の販売イベントとして定着している。時節にあわせて、特別な催しも開催しており、周辺だけでなく遠方からの来場も多い人気のイベントとなっている。また、生鮮産品の販売によって住民の暮らしを支える役目も果たしている。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」及び「都市基盤の推進による街なか居住の促進」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地において、地域の生鮮産品を購入できる機会が少なくなっているなかで、本事業は、人々の交流や街なかの賑わいが創出される事業として、中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 ヤーヤー祭りによる賑わいづくり 【内容】 中心市街地内の商店街地域で開催されてきた祭りの継続 【実施時期】 昭和 46 年度～	田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 夕刻より商店街地域全体を歩行者天国としながら、各商店街が趣向を凝らしたイベントを行う祭りで、昭和 46 年から毎年 8 月 8 日に実施されている。周辺市町村からも多くの人が集う紀南の夏の風物詩の一つとなっている。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の創出の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地の全商店街区域を歩行者天国として回遊することが出来るとともに、街なかの魅力づくり・賑わいの創出に寄与する事業であり、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 市補助金（商店街活性化事業） 【実施時期】 平成 21 年度～ 平成 25 年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 銀座商店街の七夕祭り 【内容】 銀座商店街の街路灯に七夕の飾りをして、趣向を凝らしたイベントを実施している。 【実施時期】 昭和 63 年度～	銀座商店街振興組合	【目標達成のための位置付け】 銀座商店街で 7 月 7 日の夜に行われる夏の風物詩となっている祭りで、商店街の店が縁日風の露店を出し、街路灯には市内の幼稚園や保育所の園児・児童が作成した七夕飾りや、色とりどりの吹き流しが買い物客の目を楽しませている。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 市内の子どもたちの七夕飾りの展示の場にもなっており、子ども連れの家族が回遊しながら各種催しに参加するなど、街なかの魅力づくりと賑わいの創出、地域コミュニティの形成が図られ、中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 アオイ通り商店街の土曜日 【内容】 中心市街地内のアオイ通り商店街で毎月第 2 土曜日に行われている朝市 【実施時期】 平成 12 年 7 月～	アオイ通り協同組合	【目標達成のための位置付け】 平成 12 年に当商店街の近代化事業が完成し広い歩道が整備されたことを機に、その歩道で行われている朝市である。商店街を訪れる方に喜んでもらえるように趣向を凝らしながら各種の出店に取り組んでいる。近年では、地域の生鮮産品なども好評で、中心市街地の少子高齢化の進展に対応して、地域と密着した取り組みを継続的に実施している。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地において、地域の生鮮産品を購入できる機会が少なくなっているなかで、本事業は、人々の交流や街なかの賑わいが創出される事業として、中心市街地活性化のために必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 田辺大通りの美化運動 【内容】 中心市街地内の南北軸である田辺大通りの花壇・街路樹・歩道の手入れ 【実施時期】 平成 19 年度～	下屋敷町内会	【目標達成のための位置付け】 地域に対する愛着や誇りを育み、道路管理者との協働により豊かで快適な道路空間を創造することを目的として、中心市街地内の南北軸である田辺大通りの美化事業を行っている。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 下屋敷町内会を始め、田辺大通りに面した事業者の方々が、定期的に田辺大通りの清掃活動や環境美化に努めることで、環境保全意識の高揚を図り、街なかを訪れる観光客への配慮や街なかの魅力づくりに寄与する事業であり、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 県（紀の国マイロード事業） 【実施時期】 平成 19 年度～ 	
【事業名】 第 13 回全国商店街サミット田辺大会 【内容】 第 13 回全国商店街サミット田辺大会の開催 【実施時期】 平成 21 年度	田辺市商店街振興組合連合会	【目標達成のための位置付け】 全国から商店街組織の関係者が集まり、中心市街地活性化のための商業活性化、商店街を中心とする街なかのコミュニティ形成や環境・福祉などの取り組みについて、情報交換を行うとともに、今後の商店街の方向性について検討する。また、田辺のまちづくりを全国にPRする。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 全国の商店街組織の関係者が集まり、商店街が抱えている問題や取り組みの状況等について、情報交換・交流を深めるなど、商店街の活性化に寄与する事業であり、中心市街地活性化のために必要な事業である。	【支援措置】 県及び市の補助金交付要綱（中心市街地活性化支援事業） 【実施時期】 平成 21 年度	

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 共通駐車券事業 【内容】 中心市街地に点在 する駐車場を共通 駐車券の利用出来 る駐車場として位 置づけ、共通駐車券 （割引券）を発行し て来街者が利用し やすい駐車場を提 供する 【実施時期】 平成 4 年度～	田 辺 市 商 店 街 振 興 組 合 連 合 会	【目標達成のための位置付け】 中心市街地での買い物客の駐車 場対策として、中心市街地内の 18 の民間駐車場（一部公共）との契約 による共通駐車券システムを構築。 各店で買い物客に駐車券を発行し、 駐車料金の補助券として利用する ものであるが、今後とも駐車券の発 行及びPRを進めながら利用率の 向上を図るとともに、来街者が利用 しやすい駐車場づくりを目指すも のである。これにより、「街なか環 境の整備や商業機能の再構築によ る賑わいの創出」の達成に寄与する ものである。 【必要性】 中心市街地内への車客の利便性 の向上や集客力の強化とともに、駐 車場の利用に伴う歩行者の回遊性 の向上と商店街の活性化を図ること から、中心市街地活性化のために 必要な事業である。		<再掲>
【事業名】 海蔵寺一時預かり 駐車場整備事業 【内容】 中心市街地内の海 蔵寺地区での民間 駐車場の整備 【実施時期】 平成 23 年度	海蔵寺	【目標達成のための位置付け】 中心市街地では一時預かり駐車 場が不足しており、車での買物客が 少なくなっている。 海蔵寺地区沿道区画整理型街路 事業の整備に併せ、沿線に一時預か り駐車場を整備することで、海蔵寺 商店街並びに中心市街地の魅力と 利便性の向上を図る。これにより、 「街なか環境の整備や商業機能の 再構築による賑わいの創出」の達成 に寄与するものである。 【必要性】 幹線道路整備と併せて中心市街 地での駐車機能を拡充することは、 車での流入を促し、賑わい創出に繋 がることから、中心市街地活性化の ために必要な事業である。	【支援措置】 市の助成金交 付要綱（民間 駐車場整備助 成事業） 【実施時期】 平成 23 年度	<再掲>



事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 紀伊田辺駅前第二 駐車場の利用促進 事業 【内容】 ＪＲ紀伊田辺駅前 広場改修事業に併 せて、ＪＲ紀伊田 辺駅や中心市街地へ 来られる方が利用 しやすいように自 動車の駐車料金の 見直しを図る 【実施時期】 平成 23 年度～ 平成 25 年度	田辺市	【目標達成のための位置付け】 まちの玄関口でもあるＪＲ紀伊 田辺駅前広場の改修に併せ、紀伊田 辺駅前駐車場の改修を行う。また同 時に、当駐車場の稼働率が低下して いることから、駐車料金の見直しを 行い、利用促進を図ることとする。 これにより、「街なか環境の整備や 商業機能の再構築による賑わいの 創出」の達成に寄与するものであ る。 【必要性】 駅前広場改修事業に伴う一般車 の受け皿として第二駐車場での利 用促進は不可欠となる。また、本事 業による中心市街地内の利便性の 向上や回遊性の促進を図ることは、 中心市街地活性化のために必要な 事業である。		<再掲>

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

〔1〕公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

（1）現状分析

- ・モータリゼーションの進展、幹線道路網の整備などを背景に、マイカー利用が多くなり、中心市街地での公共交通機関の利用も減少している。特に、バスについては、中心市街地内の路線バスの利用率は、郊外部より低い。
- ・中心市街地を含む市街地において、音声ガイド機を携帯して歴史文化スポットを散策してもらう「まちナビ」を行っている。平成18年度に国土交通省まちめぐりナビプロジェクト実証実験を行い、現在は田辺観光協会の自主事業として行っている。
- ・平成19年11月に高速道路の南紀田辺I.Cが整備され、市外・県外からの流入が増加している。なお、観光バスの多くは、市営扇ヶ浜海岸駐車場を利用している。
- ・扇ヶ浜では、平成17年度のビーチハウスや海の家（売店）などを備えた扇ヶ浜海水浴場の整備に続き、平成19年度に芝生広場や多目的広場（バスケットボール用コート2面、スケートボードやローラースケート用のコース）などを備えた扇ヶ浜公園の整備を行うなどスポーツ・レクリエーション機能の強化充実を図っている。
- ・平成18年度に南方熊楠顕彰館が新設され、中心市街地での歴史・文化機能も充実してきたことから、観光客の集客向上につながっている。

（2）必要性和狙い

これらの現状を踏まえ、田辺市では、中心市街地の活性化の目標である「交流」及び「居住」の観点から、「4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業」を実施し、交流人口の拡大による賑わい創出と、高齢者が安全に歩いて暮らせる街づくりを行うものである。

【公共交通機関の利便性に関連する事業】

- ・少子高齢社会に対応するためには、歩行者に優しい交通機能の強化を図ることが必要であり、官民協同により利便性の高い交通サービスの提供に努めることとする。

【回遊性を向上させる事業】

- ・中心市街地の活性化のためには、街の回遊性を高める必要があり、その中心的な事業として、観光客などが街を快適に楽しめる環境づくりを進める。

【その他（「都市型新事業の立地促進」「食品の流通の円滑化」「乗合バスの利用者の利便の増進」「貨物運送効率化」）の事業】

- ・現在のところ事業は見込まれないが、必要に応じて検討を行う。

（3）フォローアップの考え方

毎年度末に各事業の取組みの進捗状況調査を行い、庁内での協議を行うとともに中心市街地活性化協議会へ報告し、状況に応じて必要な措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
【事業名】 JR紀伊田辺駅バ リアフリー化施設 整備事業 【内容】 既存の市道の跨線 橋（自由通路）に沿 わせる形での新しい 跨線橋の新設及び エレベーター（2 基）・多機能トイレ を設置 【実施時期】 平成20年度～ 平成21年度	西日本旅 客 鉄 道 （株）	【目標達成のための位置付け】 平成18年施行の「高齢者、障 害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律」に基づき、「田辺 市バリアフリー基本構想」が策定 され、JR紀伊田辺駅構内にエレ ベーターを備えた跨線橋を新設 して、バリアフリー化の整備を行 う。これにより、「街なか環境の 整備や商業機能の再構築による 賑わいの創出」の達成に寄与する ものである。 【必要性】 本事業により、高齢者や障害者 等の利便性が高まり、JR紀伊田 辺駅や中心市街地の利用が促進 される。それはまた歩行者通行量 の増加に繋がり、街なかの賑わい や回遊性の創出、商店街の活性化 に寄与するなど、中心市街地活性 化のために必要な事業である。	【支援措置】 交通施設バリア フリー化設備整 備費補助金 【実施時期】 平成20年度～ 平成21年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 田辺観光戦略推進 事業 【内容】 国際観光地を目指 す先進的な観光戦 略事業 【実施時期】 平成18年度～	田辺市・ 一般社団 法人田辺 市熊野ツ ーリズム ビューロ ー	【目標達成のための位置付け】 全国総観光地化の情勢にある中、世界遺産熊野古道という地域資源を活かし、情報発信ツールの制作、テレビなど各種メディアやJRなど輸送機関との交流及びタイアップ事業の実施、観光ガイドや語り部の連携調整などの観光戦略事業を行い、国際観光地を目指す。 「住民にとって住みよい地域」「誇りを持てる地域」「活力ある地域」を作り出すことと表裏一体の関係にあり、人の交流が地域づくりの基盤となるという理念の下に、事業を実施している。 具体的な事業としては、紙及び電子媒体を活用した4カ国語からなる田辺市の国際的なPRをはじめ、都市部での宣伝活動、観光情報誌等への積極的な掲載、観光情報の一元化と発信、道路景観の保全活動を観光資源として活用するシーニックバイウェイジャパン（日本風景街道）への参画、語り部ガイド等連絡協議会の育成等を中心に取り組む。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 観光資源を積極的にPRすることにより観光客を呼び込むとともに、街の魅力を高める取り組みを実施することで、歩行者通行量の増加による街なかの賑わいや回遊性の創出及び商店街の活性化に寄与するなど、中心市街地活性化のために必要な事業である。		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 まちなかナビゲーション事業 【内容】 音声観光ガイド機の貸し出しによる田辺市街地の情報発信 【実施時期】 平成 18 年度～	田 辺 観 光 協 会	【目標達成のための位置付け】 平成 18 年度に国土交通省まちめぐりナビプロジェクト実証実験を行い、中心市街地を含む市街地において、音声ガイド機を携帯して歴史文化スポットを散策してもらう「まちナビ」を行っている。 現在は、田辺観光協会の自主事業として行っているところであるが、街なかの観光案内ガイドの役割を担うことにも繋がっており、市街地における交流人口の拡大及び滞在期間延長による経済効果の向上、田辺市の歴史や文化のPRによる田辺ファンづくりを目的として実施している。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 中心市街地での回遊性の向上、来街者の利便性の向上に寄与する事業で、中心市街地活性化のために必要な事業である。		
【事業名】 「田辺・弁慶映画祭」開催による観光PR 【内容】 若手監督作品のコンペティション 【実施時期】 平成 19 年度～	田 辺 ・ 弁 慶 映 画 祭 実 行 委 員 会	【目標達成のための位置付け】 東京国際映画祭を中心とする「JAPAN国際コンテンツフェスティバル」に、唯一地方から参加し、映像文化を切り口とした観光振興、情報発信を図っている。田辺市の情報が田辺市のみならず東京、大阪等の大都市から発信できる数少ない事業である。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 映像文化を切り口とした観光振興、情報発信により田辺の情報を全国に発信することで、訪れてみたくなる街の魅力の発信に寄与している事業で、中心市街地活性化のために必要な事業である。		

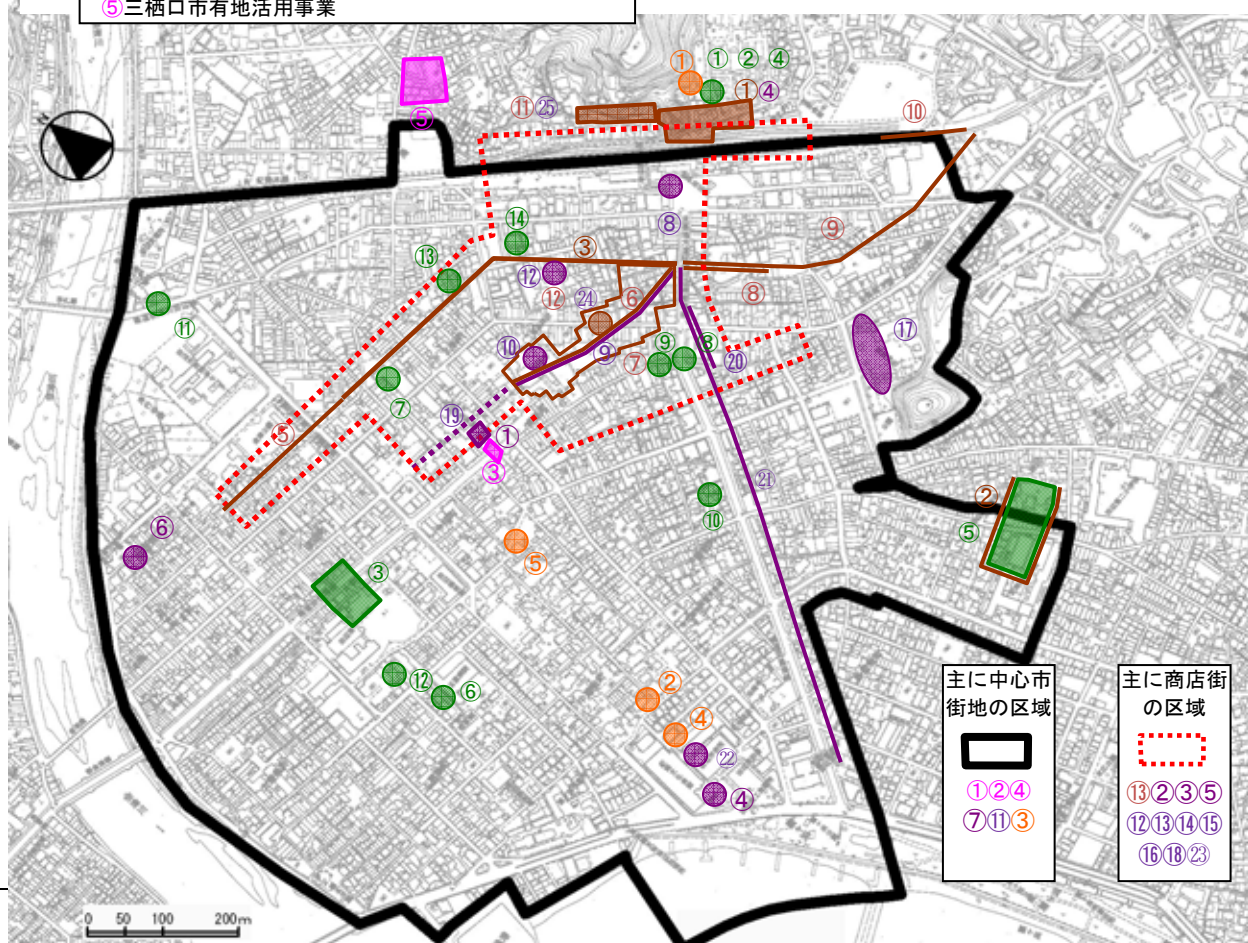
事業名、内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための 位置付け及び必要性	国以外の支援 措置の内容及 び実施時期	その他 の事項
【事業名】 南方熊楠顕彰事業 の促進 【内容】 中心市街地内にあ る南方熊楠顕彰館 を核にした田辺三 偉人の1人である南 方熊楠の顕彰事業 【実施時期】 昭和 62 年度～	田辺市	【目標達成のための位置付け】 南方熊楠顕彰館を拠点に南方熊楠が遺した邸宅及び標本、蔵書、書簡、原稿、その他研究資料等の貴重な遺産を保存・管理するとともに、展示会、講演会、各種講座等の事業に取り組み、南方熊楠の活動の拠点であった田辺・熊野についての学習機会の提供と情報発信を広く市民や全国に向けて積極的に推進している。 南方熊楠顕彰館の来館者数は、平成 18 年 5 月 14 日の一般供用以降 2 万人に達しているが、今後も「南方熊楠賞」や「南方を訪ねて」「南方熊楠ゼミナール」などを継続的に実施するなか、中心市街地内の観光・交流に資する施設として充実を図る。これにより、「街なか環境の整備や商業機能の再構築による賑わいの創出」の達成に寄与するものである。 【必要性】 南方熊楠顕彰館は、中心市街地内の観光・交流拠点の 1 つであり、全国各地から観光客が訪れている。また、ＪＲ紀伊田辺駅から中心市街地を散策しつつ訪れる回遊拠点でもある。今後も、交流の推進、街なかの賑わいや回遊性の創出など、中心市街地活性化のために必要な施設となる。		

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

4	① J R 紀伊田辺駅前広場改修事業（地域生活基盤施設）
	② 市道改良事業（道路）
	③ コミュニティ道路整備事業（道路）
	④ 紀伊田辺駅前駐車場改修事業（地域生活基盤施設）
	⑤ 市道栄町 1 号線道路改良事業（高質空間形成施設）
	⑥ 都市計画道路元町新庄線外 1 線整備事業
	⑦ 海蔵寺地区土地区画整理事業
	⑧ 都市計画道路元町新庄線整備事業（暫定整備）
	⑨ 都市計画道路元町新庄線整備事業（全幅改良）
	⑩ J R 紀伊田辺駅方面へのアクセス道路の整備
	⑪ 紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業
	⑫ 海蔵寺一時預かり駐車場整備事業
	⑬ 共通駐車券事業
5	① 公衆便所整備事業（高質空間形成施設）
	② J R 紀伊田辺駅ビジターセンター整備事業（高次都市施設）
	③ 田辺第一小学校建築事業
	④ J R 紀伊田辺駅ビジターセンター整備事業
	⑤ 複合文化施設建設事業
	⑥ 障害者福祉施設等整備事業
	⑦ 街なか子育てサポート事業
	⑧ あおい介護センター
	⑨ 介護デイサービス事業
	⑩ ひきこもり青年の居場所づくり事業
	⑪ 南紀若者サポートステーション
	⑫ かたつむりの会
	⑬ いだまり
	⑭ そらまめ house
6	① 街なか住み替え支援事業（地域創造支援事業）
	② 中心市街地家賃補助事業（地域創造支援事業）
	③ 銀座複合施設整備事業（共同住宅）
	④ 民間賃貸住宅建設費補助事業
	⑤ 三栖口市有地活用事業

7	① 銀座複合施設整備事業（商業施設）
	② 安全・安心な商店街づくり事業
	③ 中心市街地開業支援事業（地域創造支援事業）
	④ まちづくりプロジェクト支援事業（まちづくり活動推進事業）
	⑤ 市街地回遊強化事業
	⑥ 空き家再生等推進事業
	⑦ 商店街活性化アドバイザー活用事業
	⑧ F M T A N A B E 開設事業
	⑨ 海蔵寺商店街街路灯整備事業
	⑩ J A 紀南支所機能再編整備事業
	⑪ 中心市街地活性化支援事業
	⑫ 産直販売所設置事業
	⑬ 商店街セットバック事業
	⑭ 商店街ナイトバザール事業
	⑮ イルカカード事業
	⑯ 共通商品券事業
	⑰ 弁慶市の開催
	⑱ ヤーヤー祭りによる賑わいづくり
	⑲ 銀座商店街の七夕祭り
	⑳ アオイ通り商店街の土曜市
	㉑ 田辺大通りの美化運動
	㉒ 第 13 回全国商店街サミット田辺大会
	㉓ 共通駐車券事業（再掲）
	㉔ 海蔵寺一時預かり駐車場整備事業（再掲）
	㉕ 紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業（再掲）
8	① J R 紀伊田辺駅バリアフリー化施設整備事業
	② 田辺観光戦略推進事業
	③ まちなかナビゲーション事業
	④ 「田辺・弁慶映画祭」開催による観光 P R
	⑤ 南方熊楠顕彰事業の促進

※青文字は実施主体が民間 ※ は国の支援有
黒文字は実施主体が公共 は国の支援無



9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 基本計画策定体制・策定経緯（連絡調整会議、策定委員会）

1) 庁内における体制整備

中心市街地活性化を進めるための体制づくり

中心市街地の活性化を進める体制として、商工観光部（現：産業部）商工振興課に平成 19 年 4 月に専任職員を配置した。

中心市街地活性化基本計画策定委員会及び庁内の関係部局との連絡調整等を行う中心市街地活性化基本計画連絡調整会の設置

中心市街地活性化基本計画策定にあたり、基本計画の構築、推進等を掌握する庁内組織として、部長級 24 名を構成員とした「田辺市中心市街地活性化基本計画策定委員会」、関係部署の課長及び係長級 17 名を構成員とした「中心市街地活性化基本計画策定連絡調整会」を設置した。

【田辺市中心市街地活性化基本計画策定委員会】

回数	開催日	議 題
平成 19 年度 第 1 回	平成 19 年 4 月 11 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置について 2. 基本方針（案）について 3. 基本計画策定スケジュールについて 4. 基本計画策定業務におけるプロポーザル方式での業者選定について
第 2 回	平成 20 年 1 月 21 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る中間報告について 2. 今後のスケジュールについて
第 3 回	平成 20 年 3 月 24 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画（案）について 2. 今後のスケジュールについて
平成 20 年度 第 1 回	平成 20 年 4 月 21 日	1. 市民意見（パブリックコメント）の結果報告について 2. 今後のスケジュールについて

【田辺市中心市街地活性化基本計画策定委員会委員名簿：設立時】

職 名	所 属	職 名	所 属
委員長	副市長	委 員	農林水産部長
副委員長	収入役	委 員	森林局長
副委員長	教育長	委 員	建設部長
副委員長	水道事業管理者	委 員	建設部理事
委 員	政策調整部長	委 員	龍神行政局長
委 員	企画部長	委 員	中辺路行政局長
委 員	総務部長	委 員	大塔行政局長
委 員	市民部長	委 員	本宮行政局長
委 員	保健福祉部長	委 員	消防長
委 員	環境部長	委 員	議会事務局長
委 員	環境部理事	委 員	教育総務部長
委 員	商工観光部長	委 員	生涯学習部長

24 名

【田辺市中心市街地活性化基本計画連絡調整会議】

回数	開催日	議 題
平成 19 年度 第 1 回	平成 19 年 4 月 20 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置について 2. 基本方針（案）について 3. 基本計画策定スケジュールについて 4. 基本計画策定業務におけるプロポーザル方式での業者選定について
第 2 回	平成 19 年 7 月 20 日	1. 委託業者の紹介について 2. 基本計画の概要説明について 3. アンケート調査について 4. 田辺市中心市街地活性化協議会の取り組み（報告）について 5. 今後の基本計画策定スケジュールについて 6. 田辺市中心市街地活性化ビジョンについて（自由討議）
	平成 19 年 8 月 6 日 ～ 7 日	中心市街地活性化に係る各課事業ヒアリング 都市計画課、観光振興課、やすらぎ対策課、建築住宅課、文化振興課、政策調整課、財政課
第 3 回	平成 19 年 9 月 20 日	1. 各課ヒアリング結果の報告及びペーパーヒアリングの実施について 2. アンケート調査の実施について（報告） 3. 田辺市中心市街地活性化基本計画の区域設定（エリア）について 4. 田辺市中心市街地活性化協議会の取り組みについて（報告） 5. 田辺市中心市街地活性化ビジョンについて（自由討議）
第 4 回	平成 19 年 10 月 31 日	1. 田辺市中心市街地活性化設立準備会の取り組みについて（報告） 2. アンケート調査結果について（概要報告） 3. 中心市街地活性化事業メニュー（公共事業分）について
第 1 回 小委員会	平成 19 年 11 月 12 日	1. 中心市街地活性化事業メニュー（公共事業分）について
第 5 回	平成 19 年 11 月 14 日	1. アンケート調査結果の取り扱いについて 2. 中心市街地活性化事業メニュー（公共事業分）について
第 6 回	平成 19 年 11 月 26 日	1. 田辺市中心市街地活性化ビジョンについて 2. 中心市街地活性化事業メニューの協議（公共事業分）について
第 2 回小委員会	平成 19 年 12 月 13 日	1. 中心市街地活性化事業メニュー（駅前広場・公衆便所）について
第 3 回小委員会	平成 19 年 12 月 14 日	1. 中心市街地活性化事業メニュー（まちなか居住施策関連）について

回数	開催日	議 題
第 7 回	平成 19 年 12 月 25 日	1. 中心市街地活性化事業メニューの協議（公共事業分）について 2. 田辺市中心市街地活性化基本計画書の進捗状況について（報告） 3. 今後のスケジュールについて
第 8 回	平成 20 年 1 月 15 日	1. 中心市街地活性化事業メニューの協議（公共事業分）について 2. 田辺市中心市街地活性化基本計画書の進捗状況について（報告） 3. 今後のスケジュールについて
第 9 回	平成 20 年 3 月 5 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画(案)について 2. 今後のスケジュールについて
平成 20 年度 第 1 回	平成 20 年 4 月 15 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画(案)について 2. 市民意見（パブリックコメント）の確認作業について
第 2 回	平成 20 年 8 月 15 日	1. 準工業地域への特別用途地区の指定について（報告） 2. 民間賃貸住宅を活用した家賃補助事業について 3. 目標数値について

【田辺市中心市街地活性化基本計画連絡調整会委員名簿：設立時】

職 名	所 属	職 名	所 属
会 長	商工振興課長	委 員	観光振興係長
委 員	観光振興課長	委 員	政策調整課総合政策係長
委 員	政策調整課長	委 員	財政課財政係長
委 員	財政課長	委 員	都市計画課計画係長
委 員	都市計画課長	委 員	南方熊楠顕彰館主任
委 員	文化振興課長	委 員	建築住宅課住宅係長
委 員	建築住宅課長	事務局	商工振興課参事
委 員	やすらぎ対策課長	事務局	商工振興課商工労政係長
委 員	やすらぎ対策課参事・ 障害福祉係長事務取扱		

17 名

2) 地元関係者による体制の整備

< 田辺市商店街振興組合連合会・基本計画作成に関する会議 >

田辺市商店街振興組合連合会では、三役会を毎月第一木曜日、理事会を毎月第三水曜日に開催している。平成 17 年度より、まちづくり三法の見直し改正に興味を持ち三役会・理事会に於いて意見を交わしてきた。平成 18 年度には、中小機構の中心市街地商業活性化アドバイザーの派遣で、まちづくり三法について勉強した（派遣先：宮路通り商店街、時期：平成 18 年 12 月・平成 19 年 1 月・平成 19 年 3 月）。更に、平成 19 年度以降には、商店街振興組合連合会は三役会・理事会において「中活法の基本計画作成」への思いと商店街活性化への夢・希望を語り合い、又、会員には基本計画に対し「夢と希望」を提出して頂いた。

平成 19 年度以降の主な活動は以下のとおりである。

回数	開催日	議 題
平成 19 年度 第 1 回	平成 19 年 9 月 7 日	1. 「中心市街地活性化法」に伴う「基本計画」について
講演会	平成 19 年 9 月 21 日	「まちづくり&基本計画について」の講演開催 商連主催（於：田辺商工会議所） 講演「長浜商店街のまちづくり&中心市街地化法の基本計画について」 滋賀県長浜市 長浜商工会議所理事
第 2 回	平成 19 年 10 月 4 日	1. 「中心市街地活性化法」に伴う「基本計画」について 中小企業基盤整備機構 近畿支部 2. 銀座商店街からの提案 3. 今後の取り組みについての協議
第 3 回	平成 19 年 10 月 22 日	1. 「中心市街地活性化法」に伴う「基本計画」について 中小企業基盤整備機構 近畿支部 2. 商業・まちづくり研究所（有）シーエルシー 3. 商連の取り組みについての協議
第 4 回	平成 19 年 11 月 16 日	1. 田辺市の市民アンケートの検証 2. 会員からの夢と希望の検証
第 5 回	平成 20 年 2 月 13 日	1. 基本計画中間案の検証 2. 商店街の今後協議
講演会	平成 20 年 2 月 29 日	「中心市街地活性化法&コンパクトなまちづくり」の講演開催 商連主催（於：田辺商工会議所） 講師 宮城大学大学院 横森豊雄教授
平成 20 年度 講演会	平成 20 年 10 月 4 日	「街づくり講演会」開催 商連主催（於：蟻通神社） 講師 安井潤一郎
講演会	平成 21 年 1 月 29 日	「中心市街地活性化の必要性と取り組むべきこと」～中活法認定にむけて、商人・商店街会員が今やるべきこと～の講演開催 商連主催（於：田辺商工会議所） 講師 青森市まちづくりあきんど隊 隊長 加藤博

(2) その他 (市議会等での市長表明)

< 市議会 >

年月日	内 容
平成 19 年 4 月 24 日	市議会：議長・副議長 1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る説明
平成 19 年 4 月 25 日	経済環境委員会（旧）：委員長・副委員長 1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る説明
平成 19 年 8 月 24 日	経済環境委員会（新）：委員長・副委員長 1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る説明
平成 19 年 9 月 18 日	一般質問（中心市街地活性化基本計画について） 1. 現状について 2. 今後の考え方
平成 20 年 3 月 13 日	一般質問（中心市街地活性化について）
平成 21 年 1 月 30 日	市議会：議長、産業環境委員会：委員長・副委員長 中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく田辺市中心市街地活性化基本計画の認定申請について

< 市議会：常任委員会 >

年月日	内 容
平成 19 年 6 月 27 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定について（重点事項報告）
平成 19 年 9 月 26 日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る説明会 1. 中心市街地活性化法改正の概要について 2. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定委員会及び連絡調整会議について 3. 基本方針、策定スケジュール及び取り組み状況報告について 4. 中心市街地活性化基本計画認定申請について 5. 認定中心市街地活性化基本計画の概要について
平成 19 年 10 月 30 日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る進捗状況報告会 1. アンケート調査結果について 2. 取り組み状況報告及び今後の進め方について 3. 意見交換及びその他
平成 20 年 2 月 4 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る中間報告について 2. 今後のスケジュールについて
平成 20 年 3 月 17 日	1. 田辺市中心市街地活性化基本計画（案）について 2. 今後のスケジュールについて
平成 20 年 6 月 30 日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る進捗状況報告
平成 20 年 12 月 12 日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る進捗状況報告
平成 21 年 1 月 30 日	中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく田辺市中心市街地活性化基本計画の認定申請について

< 和歌山県商工観光労働部 >

年月日	内 容
平成 19 年 5 月 15 日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る説明

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) まちづくり会社の概要

・株式会社 まちづくり田辺（現：南紀みらい株式会社）

田辺商工会議所が中心となり、官民が協働するまちづくり機関（第三セクター会社）として、田辺市の中心市街地活性化のための事業を企画・提言し、確実に推進していくため、また、それらの事業を通じ、将来にわたって豊かな地域の形成並びに地域の経済活力の向上に広く資することを目的とし、広く企業や市民の出資を呼びかけて、平成 20 年 4 月 30 日に株式会社として設立。

平成 21 年 11 月 1 日に、地域の発展や賑わいづくりを主たる事業目的としている第三セクター「株式会社紀南ふるさと開発センター」と合併し、「南紀みらい株式会社」として発足。

※資本金 1,600 万円 主な株主（順不同）

- ・田辺商工会議所
- ・田辺市
- ・田辺市商店街振興組合連合会
- ・田辺市商業協同組合
- ・(株)紀陽銀行
- ・(株)きのくに信用金庫 ほか

※事務局（所在地）田辺市新屋敷町 1 番地 田辺商工会議所内

※代表取締役 中田 肇（田辺商工会議所会頭）

※事業目的

- (1) 市街地整備、都市開発に関する企画・調整
- (2) 土地・建物の利用に関する企画、調査・設計及びコンサルタント業務
- (3) 不動産の売買、交換、賃貸、仲介並びに管理運営
- (4) 賃貸住宅の建設と管理運営並びに分譲住宅の建設と販売
- (5) 商業・観光施設及び駐車場等基盤施設の取得、建設及び管理運営
- (6) 公共施設の管理運営受託に関する業務
- (7) 各種商品の販売、委託販売
- (8) 飲食店の経営
- (9) 乗合自動車の運行及び宅配
- (10) 商店街、商店の販売促進のための共同事業の企画・運営及び受託
- (11) 各種イベントの企画・運営及び受託
- (12) 各種情報処理及び情報提供（出版、放送を含む）
- (13) 商店、事業所を対象とする各種経営支援全般
- (14) その他まちづくり・地域活性化及び前各号に付帯関連する一切の事業

※当面の取り組み事業

- ・中心市街地（商業）関連の施設運営・・・銀座・木津医院跡再生・活用
- ・空き家・空き店舗情報収集及び情報提供事業

- ・来訪者の街なか回遊を推進する扇ヶ浜レンタサイクル事業
- ・街歩きマップの作成やインターネットによる観光情報提供事業
- ・観光ガイド機能、物産販売、ほんまもん発信事業への取り組み
- ・商業者の人材育成、人材交流及びイベント企画事業
- ・市街地再開発にからむ各種調整

(2) 中心市街地活性化協議会の推進体制、役割、構成員

田辺商工会議所が中心となり、平成19年6月28日、田辺市中心市街地活性化協議会（設立準備会）を立ち上げ、田辺市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項とその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するとともに、個別の取り組み事項について協議する作業部会を立ち上げている。

作業部会は、「居住促進・居住環境向上などに関する部会」、「駅周辺整備、道路・交通体系の改善などに関する部会」、「商業活性化、商業機能の再構築、観光を生かしたまちづくりなどに関する部会」の三部会であり、協議会メンバーにとどまらず、必要に応じて地域の多様な関係者が参画している。

法定構成員となる、前項の(株)まちづくり田辺（現：南紀みらい（株））の設立と同時に、平成20年5月8日に法定協議会として発足。

< 田辺市中心市街地活性化協議会の開催日程と検討内容 >

1. 全体会議

回数	開催日	議 題
平成19年度 第1回	平成19年6月28日	1. 田辺市中心市街地活性化協議会（仮）の設置について 2. 意見交換 3. 研修 中心市街地活性化とまちづくり三法の改正、協議会の役割等について ■近畿経済産業局 ■中小企業基盤整備機構 近畿支部
第2回	平成19年7月19日	1. 田辺市中心市街地活性化協議会の設置について 2. 意見交換 3. 研修 中心市街地活性化と協議会の役割、田辺のまちづくりについて ■中小企業基盤整備機構 近畿支部
第3回	平成19年9月21日	1. 意見交換 ・協議会メンバーアンケート（まとめ：報告） ・まちづくりの重点テーマについて 2. 協議会の活動について ・作業部会（仮）の設置・活動について
第4回	平成19年12月21日	1. 意見交換 ・作業部会での検討事項まとめ ・重点的事業の状況 2. 協議会の活動について

回数	開催日	議 題
第5回	平成20年2月8日	1. 「田辺市中心市街地活性化基本計画（案）」について ・ 田辺市より概要説明 ・ 意見交換 2. 協議会の活動について
第6回	平成20年2月20日	1. 「田辺市中心市街地活性化基本計画（案）」について ・ 意見交換 2. 協議会の活動について
第7回	平成20年3月11日	1. 「田辺市中心市街地活性化基本計画（案）」について ・ 意見交換
平成20年度 第1回	平成20年5月8日	1. まちづくり会社設立について 2. 田辺市中心市街地活性化協議会の設立について 3. 「田辺市中心市街地活性化基本計画（案）」について ・ 計画案に対する意見の募集(パブリックコメント)結果について ・ 計画案に対する協議会の意見・要望について 4. 田辺市中心市街地活性化基本計画（案）の今後のスケジュールについて
第2回	平成20年9月17日	1. 「田辺市中心市街地活性化基本計画」の進捗状況について ・ 交通量調査結果について ・ 海蔵寺地区トイレ設置事業について ・ 田辺市都市計画特別用途地区の決定について ・ (株) まちづくり田辺事業について

2. 作業部会

開催日	部会種別
平成19年10月24日	交流・観光部会
平成19年10月30日	居住部会
平成19年11月2日	商業部会
平成19年11月7日	交流・観光部会
平成19年11月14日	居住部会
平成19年11月19日	商業部会
平成19年11月26日	3部会の部会長会議
平成19年12月4日	3部会の部会長会議
平成19年12月11日	居住部会
平成19年12月12日	交流・観光部会
平成19年12月14日	商業部会
平成20年1月22日	3部会の部会長会議

平成21年1月28日

田辺市長 真砂 充敏 様

田辺市中心市街地活性化協議会
会長 橘 一郎

田辺市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

平成20年3月7日付で公開された、田辺市中心市街地活性化基本計画（案）について、本協議会の意見は次のとおり。

（意見）

田辺市中心市街地活性化基本計画（案）（以下「基本計画案」）は、田辺市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものとする。

（付帯意見）

基本計画案では、中心市街地活性化の目的達成のための数値目標が設定され、具体的な取り組みとして、官民の事業を基本的に総括し、活性化に寄与するものと期待されるが、より効果的なものとするため、以下の意見を追加する。

1. 中心市街地活性化の意義や基本計画の内容について、周知し、理解を求め、広く市民の意見を聞くことを継続していただきたい。
2. 交流人口増大の目標実現のため、街なかの観光資源や観光事業について、来客を街に呼ぶ仕掛けとして再評価し、さらに官民一体となった事業推進体制の構築・強化を図っていただきたい。
3. 街なか居住を高めるなどのため、公共用地や公共施設の活用、民間住宅建築のための基盤整備や規制見直し、さらには大規模な土地利用の長期計画など、公共の役割の重要性を再認識しつつ、持続的なまちづくりのため、民間事業者との連携・協働に取り組んでいただきたい。
4. 商業活性化を中心とする、街なかの賑わい創出のための民間事業の実施に当たっては、個々の事業者の自主性や意欲を尊重し、創意工夫による独自性を持った事業について、柔軟な評価と、積極的な支援をおこなっていただきたい。
5. 民間、公共を問わず、基本計画策定後に企画検討される事業についても、随時、協議会との連絡・調整の中で、新たなメニューとして積極的に取り入れていただきたい。
6. 都市計画法の活用においては、当地域の商業規模などを勘案し、国の基準にとらわれることなく田辺市としての基準づくりについて検討していただきたい。

以上

田辺市中心市街地活性化協議会委員名簿

順不同 敬称略

	役 職	団体名等	役 職	備 考
1	会 長	田辺商工会議所	副会頭	法第 15 条第 1 項 2 イ
2	副会長	田辺市商店街振興組合連合会	理事長	法第 15 条第 4 項
3	委 員	田辺商工会議所（※まちづくり会社）	会頭	法第 15 条第 1 項 1 ロ
4	委 員	田辺商工会議所	副会頭	法第 15 条第 1 項 2 イ
5	委 員	田辺商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項 2 イ
6	委 員	田辺商工会議所青年部	部長	法第 15 条第 4 項
7	委 員	田辺市商業協同組合	理事長	法第 15 条第 4 項
8	委 員	田辺観光協会	会長	法第 15 条第 4 項
9	委 員	(社)田辺市社会福祉協議会	会長	法第 15 条第 4 項
10	委 員	(社)和歌山県宅地建物取引業協会田辺支部	支部長	法第 15 条第 4 項
11	委 員	(社)和歌山県建築士会田辺支部	支部長	法第 15 条第 4 項
12	委 員	西日本旅客鉄道(株)紀伊田辺駅	駅長	法第 15 条第 4 項
13	委 員	龍神自動車(株)	社長	法第 15 条第 4 項
14	委 員	(株)紀陽銀行	田辺支店長	法第 15 条第 4 項
15	委 員	(株)きのくに信用金庫	田辺支店長	法第 15 条第 4 項
16	監 事	田辺町内会連絡協議会	会長	法第 15 条第 4 項
17	監 事	田辺市土地開発公社	事務局長	法第 15 条第 4 項
18	オブザーバー	田辺市	建設部長	法第 15 条第 4 項 3
19	オブザーバー	田辺市	産業部長	法第 15 条第 4 項 3
20	オブザーバー	和歌山県	商工観光労働部長	法第 15 条第 8 項
21	顧問/専門委員	和歌山大学経済学部	教授	法第 15 条第 8 項
22		田辺市商店街振興組合連合会青年部	部長	
23		田辺市都市計画審議会	会長	
24		田辺商工会議所青年部	直前会長	
25		(社)和歌山県建築士会田辺支部	副支部長	
26		田辺市銀座通り商店街(振)		
27		まちづくり検討委員会より 14 名	田辺商工会議所	

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 地域のニーズの取り組み

(1)基本計画策定にあたってのアンケート調査の実施

地域ニーズを的確に把握するために、平成 19 年度に、市民、商店経営者、中心市街地来街者に対して 3 つのアンケート調査を実施し、基本計画策定の参考とした。

(2)基本計画案に対する市民意見

「田辺市中心市街地活性化基本計画（案）」に対して、市民の方々からの意見募集（パブリックコメント）を、平成 20 年 3 月 7 日（金）から平成 20 年 3 月 20 日（木）まで実施した。その結果、55 件（18 人）の意見が寄せられ、これらの意見等の概要及び実施結果を田辺市のホームページで公表するとともに基本計画策定の参考とした。

(3)国による「中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」アンケート調査の実施

平成 20 年 6 月 27 日（金）と 6 月 28 日（土）に「来街者アンケート調査」と「郊外施設利用者アンケート調査」を実施し、基本計画策定の参考とした。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

(1)まちづくり会社による連携の推進

昭和 61 年 8 月 11 日に田辺広域市町村圏組合が（株）紀南ふるさと開発センターを設立し、中心市街地の区域内に所在する闘雞神社境内において「弁慶市」の定期開催、また、ＪＲ紀伊田辺駅に隣接して物販施設「木紙布庵えん」の開設、「駅前駐輪場管理受託」、「扇ヶ浜海水浴場（海の家）運営受託」、「人材育成事業」などに取り組んでいる。

平成 20 年 4 月 30 日には、田辺商工会議所が（株）まちづくり田辺を設立し、中心市街地の活性化に向け、「銀座複合施設整備事業（木津医院跡町屋カフェ）」を柱に、「扇ヶ浜レンタサイクル事業・観光情報発信事業」など、地域の若者を中心とした様々な事業に取り組むこととしている。

これらの 2 つのまちづくり会社（平成 21 年 11 月 1 日で合併し、「南紀みらい株式会社」として発足）が中心となり、地域の活動と連携を図りながら取り組みを進めていく。

(2)住民、市民団体、商店街との連携

中部公民館及び各町内会との連携

中心市街地の区域内に所在する中部公民館は、田辺第一小学校と併設する形で建築が進められており、学校と地域が一体となった学社連携・融合の推進体制が築かれつつある。

さらに、中心市街地の区域内には多くの町内会があり、田辺の歴史と伝統を継承する田辺祭や弁慶祭などの催しをはじめ、福祉、環境、安全、防災、文化及びスポーツ活動等にも積極的に参画するなど、中心市街地の活性化に資する取り組みが進められている。

市民団体等との連携

1. (4) (22)の「中心市街地でのNPO等の市民活動状況」に記載しているとおり、中心市街地の区域内では、少子高齢化に対応した様々な市民活動が行われている。そうした活動の拠点となっているのが田辺市民総合センターであり、ここにはまた社会福祉協議会や田辺広域休日急患診療所（田辺周辺広域市町村圏組合が運営）も設置され、教育及び保健福祉行政の拠点として、中心市街地活性化の重要な役割を担う施設となっている。

田辺市商店街振興組合連合会及び各商店街との連携

田辺市商店街振興組合連合会は10の商店街から組織されており、毎年8月8日の夜に、商店街全域を歩行者天国としながら「ヤーヤー祭り」を開催している。この祭りは昭和46年から36回を数え、各商店街では様々に趣向を凝らしたイベントが実施されている。

また、平成4年から「共通駐車券事業」を実施し、車での買い物客に対する利便性の向上に努めると共に、平成21年10月22日～23日には「第13回全国商店街サミット田辺大会」を予定し、全国の商店街組織関係者の参画の下、商店街が抱える問題や取り組み状況等について情報交換を行い、交流を深める取り組みを行うこととしている。

これまで、商店街では、大規模な商店街近代化事業をはじめ、それぞれに街路灯整備や駐車場整備に取り組むなど、商業基盤施設の充実を図りつつ、七夕祭りや土曜市、その他各種のイベントに取り組んでいる。

(3) 地域住民に対する啓発活動（意見の募集・広報への記載）

<町内会連合会>

年月日	内 容
平成19年4月24日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定に係る説明

<紀伊田辺ライオンズクラブ>

年月日	内 容
平成20年5月7日	田辺市中心市街地活性化基本計画(案)に係る説明

<田辺商工会議所・田辺異業種交流会>

年月日	内 容
平成20年5月20日	田辺市中心市街地活性化基本計画(案)に係る説明
平成20年9月7日	大分県豊後高田市「昭和の町」視察

<記者クラブ：報道依頼>

年月日	内 容
平成19年4月26日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定業務の取り組みについて
平成19年11月14日	田辺市中心市街地活性化基本計画策定業務に係るアンケート調査結果について
平成20年3月7日 ～ 平成20年3月20日	田辺市中心市街地活性化基本計画（案）に対するご意見の募集
平成21年1月30日	中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項の規定に基づく田辺市中心市街地活性化基本計画の認定申請について

10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

平成 20、21 年度で策定する予定の田辺市都市計画マスタープランでは、「コンパクトなまちづくり」に取り組む旨を市の方針として位置づけることとしている。

また、市街地内の都市計画道路の見直しを行うなど、利便性や快適性といった本来あるべき中心市街地像を目指し、都市計画として適切な方策を今後、検討する。

< 今後の都市計画の予定 >

- ・ 田辺市都市計画マスタープラン策定（コンパクトなまちづくり）
- ・ 都市計画道路網の見直し（廃止を含む）

[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域における大規模集客施設の立地制限

本市では、大規模集客施設の適正立地を図り、郊外開発を抑制するため、全ての準工業地域（約 232ha）において、大規模集客施設（床面積 10,000 ㎡を超えるもの）の立地を制限するために、「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定する都市計画決定告示を平成 20 年 7 月 24 日に行い、同日、建築制限について必要な事項を定めた「田辺市特別用途地区建築条例」を施行した。

なお、中心市街地内の準工業地域である J R 紀伊田辺駅周辺については、交流の拠点地域であることから、紀伊田辺駅前第二駐車場を始めとした各種の都市基盤や商業施設が立地しており、今後、中心市街地への都市機能集積を高める具体的な開発計画に合わせた商業地への転換や、あるいは中心市街地内の居住を促進するための適切な土地利用の検討を進めていくこととする。

< 特別用途地区の都市計画決定の内容 >

地区の種類：大規模集客施設制限地区

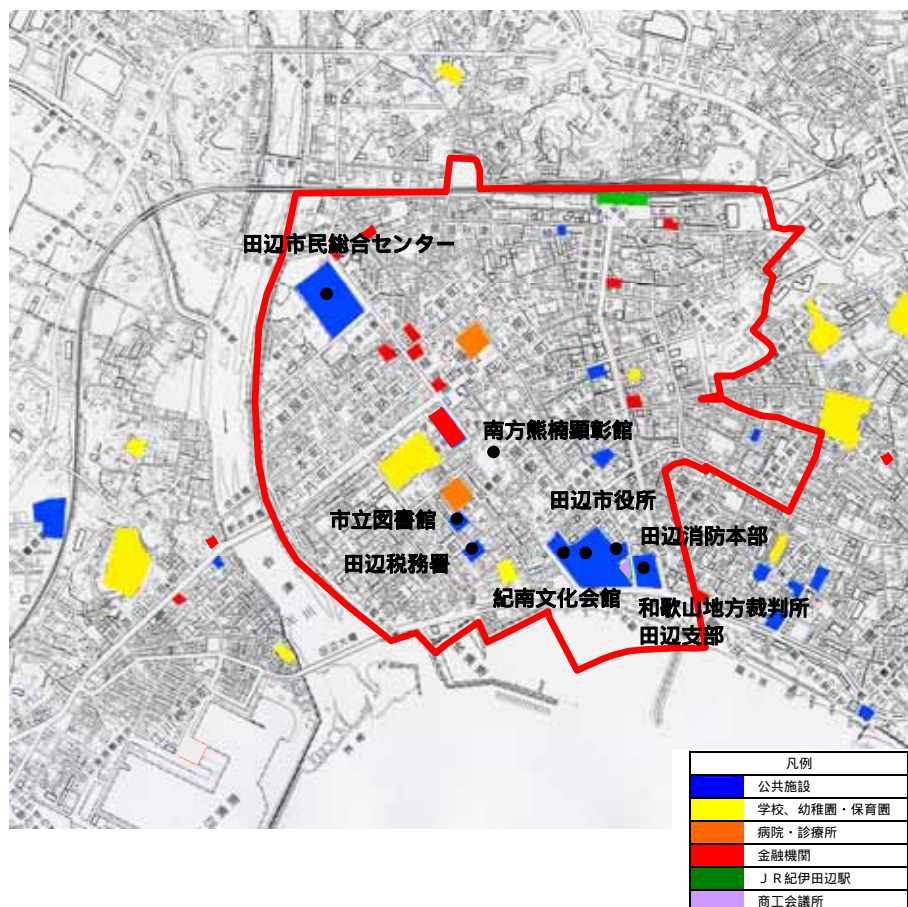
地区の区域：全ての準工業地域（約 232ha）

< 制定までの経緯 >

平成 20 年 2 月 7 日	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）計画案	県知事事前協議
平成 20 年 2 月 15 日	田辺市特別用途地区建築条例（案）	和歌山地方検察庁 協議
平成 20 年 3 月 26 日	田辺市特別用途地区建築条例（案）	和歌山地方検察庁 回答
平成 20 年 4 月 14・15 日	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）計画案	住民説明会
平成 20 年 6 月 11～25 日	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）計画案	縦覧
平成 20 年 6 月 13 日	6 月議会に田辺市特別用途地区建築条例(案)を提出	
平成 20 年 7 月 8 日	田辺市都市計画審議会開催	
	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）計画案	異議無しの答申
平成 20 年 7 月 14 日	田辺市特別用途地区建築条例	制定
平成 20 年 7 月 15 日	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）計画案	県知事同意
平成 20 年 7 月 24 日	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）都市計画決定告示 及び 田辺市特別用途地区建築条例施行	

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地内の主な都市機能



(2) 大規模集客施設の立地予測

大規模集客施設については、平成 8 年に立地した郊外の幹線道路沿いの施設の 1 件のみである。また、郊外部での開発対象となり得る場所は、遊水地などで整備費とその維持管理費が莫大と見込まれ、今後、大規模集客施設が立地することは考えにくい。

【郊外の大規模店舗】

店 名	業 態	開店 時期	店舗面積 (㎡)	駐車台数
グルメシティ田辺 S C	スーパー	S 54	6, 376	337
オーシティ田辺店 (オークワ)	スーパー	S 57	7, 499	501
パビリオンシティ田辺店 (オークワ)	スーパー	H 8	13, 598	764
コーナン田辺店	ホームセンター	H 12	6, 500	447
コメリ田辺店	ホームセンター	H 16	6, 732	241

[4]都市機能の集積のための事業等

「都市機能の向上と、自然と歴史を生かした街づくり」をテーマとし、田辺らしさを表現しながら中心市街地の都市機能の集積に資すると考えられる事業として、主に以下の事業を行う。

○市街地の整備改善に関する事業

- ・ J R 紀伊田辺駅前広場改修事業
- ・ 市道改良事業
- ・ コミュニティ道路整備事業
- ・ 海蔵寺地区土地地区画整理事業
- ・ 都市計画道路元町新庄線整備事業
- ・ J R 紀伊田辺駅方面へのアクセス道路の整備
- ・ 紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業
- ・ 海蔵寺一時預かり駐車場整備事業
- ・ 共通駐車券事業

○都市福利施設整備に関する事業

- ・ 田辺第一小学校建築事業
- ・ 複合文化施設建設事業
- ・ J R 紀伊田辺駅ビジターセンター整備事業
- ・ 街なか子育てサポート事業
- ・ あおい介護センター
- ・ 介護デイサービス事業
- ・ ひきこもりの青年の居場所づくり事業
- ・ 南紀若者サポートステーション
- ・ かたつむりの会
- ・ ひだまり
- ・ そらまめhouse

○街なか居住の推進に関する事業

- ・ 街なか住み替え支援事業
- ・ 中心市街地家賃補助事業
- ・ 銀座複合施設整備事業
- ・ 民間賃貸住宅建設費補助事業
- ・ 三栖口市有地活用事業

○商業の活性化に関する事業

- ・ 銀座複合施設整備事業
- ・ 安全・安心な商店街づくり事業
- ・ まちづくりプロジェクト支援事業
- ・ FM T A N A B E 開設事業
- ・ 中心市街地開業支援事業
- ・ 海蔵寺商店街街路灯整備事業
- ・ J A 紀南支所機能再編整備事業
- ・ 中心市街地活性化支援事業
- ・ 産直販売所設置事業
- ・ 商店街セットバック事業
- ・ 弁慶市の開催
- ・ アオイ通り商店街の土曜市

○上記に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・ J R 紀伊田辺駅バリアフリー化施設整備事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業等に関連した実践的・試行的活動の内容・結果等

実践的・試行的活動の内容・結果

まちなかナビゲーション事業は、平成 18 年度に国土交通省まちなかナビプロジェクト実証実験を行い、中心市街地を含む市街地において、音声ガイド機を携帯して歴史文化スポットを散策してもらう「まちナビ」を行っている。

現在は田辺観光協会の自主事業として行っているところであるが、街なかの観光案内ガイドの役割を担うことにも繋がっており、中心市街地における交流人口の拡大及び滞在期間延長による経済効果の向上、田辺市の歴史や文化のPRによる田辺ファンづくりを目的として実施している事業である。中心市街地での回遊性の向上のための核となる事業で来街者の利便性の向上に寄与している事業である。

< 実証実験の終了までの経過 >

<平成 18 年>	
9月5日	第1回推進協議会（協議会の立ち上げ、役割分担）
9月22・23日	関門海峡音声ガイド視察
9月30日	日本風景街道近畿地区研究会視察（シニッケイウェイの一環として説明）
10月	田辺観光協会「Welove 田辺 2006 年秋号」に広報記事掲載
11月17日	テレビ和歌山「@あつとテレわか」でまちナビ紹介（第1回）
11月22日	第2回推進協議会（実証実験開始にあたり、体制、コンテンツ等の確認）
11月24日	テレビ和歌山「@あつとテレわか」でまちナビ紹介（第2回）
12月1日	実証実験開始
12月2日	JR 第1回「たなべまちナビウォーク」開催
12月18日	田辺第一小学校まちナビ授業（第1回）
<平成 19 年>	
1月11日	田辺中学校まちナビ授業
1月22日	まちなかナビクイズラリー開始
1月28日	田辺第一小学校まちナビ授業（第2回）
2月4日	JR 第2回「たなべまちナビウォーク」開催
2月10日	「田辺観光協会まちナビウォーク」開催
2月11日	紀伊民報に広告記事掲載、「まちナビで歩こう熊楠のまちなべ」開催
2月17日	「ファミリーピラまちナビウォーク」開催
2月18日	「卸売り団地まちナビウォーク」開催
2月22日	第3回推進協議会（実験の状況、英語版コンテンツについての確認）
2月25日	親子イベントまちなかを歩く会
2月2日	JR「まちナビ&梅林ウォーク」
2月28日	まちナビクイズラリー終了、実証実験終了

市民ニーズへの的確な対応

アンケートでの有効な取り組みとしては、「駐車場や駐輪場の整備」、「中心市街地を快適にする道路整備」、「中心市街地と周辺を結ぶ幹線道路網の整備」、「JR 紀伊田辺駅前の環境改善」である。

中心市街地への交通手段については、自家用車が圧倒的であり、約 6 割の方が不便を感じている。不便の理由としては、「駐車場が不便」、「道路が狭い」、「電車又はバスの本数が少ない」の順が多い。

中心市街地には約 5 割の方が住みたくないと回答している。条件が合えば住みたいという方の中心市街地に住むための条件としては、「賃貸の価格が安くなれば」、「土地の価格が安くなれば」という順番に多い。

こうしたアンケートでのニーズを踏まえ、「JR 紀伊田辺駅前広場改修事業」、「市道改良事業」、「コミュニティ道路整備事業」、「海蔵寺地区土地区画整理事業」、「都市計画道路元町新庄線整備事業」、「JR 紀伊田辺駅方面へのアクセス道路の整備」、「海蔵寺一時預かり駐車場整備事業」、「紀伊田辺駅前第二駐車場の利用促進事業」、「共通駐車券事業」、「街なか住み替え支援事業」、「中心市街地家賃補助事業」、「銀座複合施設整備事業」、「民間賃貸住宅建設費補助事業」、「三栖口市有地活用事業」などの事業を掲げている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 第 1 次田辺市総合計画による位置づけ

田辺市では、平成 19 年 3 月に「第 1 次田辺市総合計画」を策定しており、基本理念に掲げる「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に基づき、市民と行政が力を合わせて「自然と歴史を生かした 新地方都市 田辺」を築くことを目指し、中心市街地活性化関連としては、以下のように位置づけている。

基本構想 地域産業を活性化するまちづくり

- 中心市街地の再生により、商店街の活性化を図るとともに、情報化の進展など時代に即応した地場産業の高度化を推進します。
- 観光産業との連携を強化するなど、田辺市の特色を生かした商工業の振興を推進します。
- 田辺市の多様な地域資源や高速道路の延伸などの立地条件を生かし、新規企業の誘致に取り組みます。
- 新たに起業しようとする人や組織に対して、人材育成の観点からも、積極的な支援を行います。
- 健康、環境及び福祉等に関連する生活に密着した新たな産業への取り組みを支援します。

重点プロジェクト 地域再生プロジェクト

空洞化する市街地や過疎化・高齢化が進む山村地域等の再生を図るため、それぞれの地域状況を踏まえた居住環境の整備をはじめ、雇用の場の創出や、安心して子育てのできる環境づくりを推進し、若年層を中心とした定住促進に取り組むとともに、交流人口の増大を促進するための環境整備を進めます。

基本計画 商店街の活性化

- 紀南地方の拠点都市にふさわしい個性的で魅力ある中心市街地を形成するため、中心市街地活性化基本計画を策定し、中心市街地の再生に取り組みます。
- 海蔵寺地区沿道区画整理型街路事業に併せて実施される街並みづくり事業等を積極的に支援します。
- 街路灯等の共同施設の整備については、各種補助制度により支援を行い、商店街の商業環境の整備を進めます。
- 商店街の整備に際しては、オープンスペースをできるだけ確保し、景観等にも配慮しながら、安全で快適な買物空間や歩行者空間の創出を図ります。
- 空き店舗を活用した事業展開を行う新規事業者に対し、各種補助制度や融資制度等の情報提供等を通して積極的に支援します。

市街地の整備

- J R 紀伊田辺駅を中心に熊野古道の玄関口にふさわしい、魅力ある景観づくりに取り組むとともに、周辺住民をはじめ駅利用者の利便性の向上や交通体系の円滑化を推進します。
- 銀座からアオイ地区に続く海蔵寺地区の沿道区画整理型街路事業を促進し、回遊性のある商店街づくりと道路交通網の整備を図ります。
- 空洞化が顕著となっている中心市街地において、道路整備や公共施設の再配置等により、良好な居住環境を確保し、人口の増加を促進します。

(2) 和歌山県都市計画マスタープラン

和歌山県の都市計画マスタープランとして、県全体、圏域、地域の順に 3 つのプランがある。

県全体のマスタープランでは、中心市街地活性化に向けた必要性について、都市づくりの基本理念にコンパクトなまちづくりを掲げ、人口や産業の規模、公共投資の財源等の条件から、都市を存続させるためには、これ以上の郊外化を防止して、まとまった範囲に、都市機能や住宅が集まり、活気や賑わいを生む都市の核を形成していくことが掲げられている。

また、都市づくりの基本理念であるコンパクトなまちづくりでは、以下のことを位置づけている。

- ◆圏域の拠点として魅力と多様な機能を併せ持つ「田辺」の市街地中心部の再生
- ◆誰もが暮らしやすく、快適にすごせる各都市の市街地の再生
- ◆「田辺」の市街地中心部を中心に各市街地が自立連携するネットワークづくり
- ◆自然、歴史文化などの地域個性あふれる都市づくり
- ◆経済、財政規模に応じた、まとまりのある良質で住みやすい都市づくり

(3) 田辺市都市計画マスタープラン

平成 20、21 年度で策定する予定の田辺市都市計画マスタープランでは、「コンパクトなまちづくり」に取り組む旨を市の方針として位置づけることとしている。

田辺市都市計画マスタープランの策定に際しては、上記の県のプランを更に具現化するような方策を検討することとしている。

[3] その他の事項

特に、なし

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第 1 号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	地域をけん引し続けるために地域と特性を踏まえた長期的なテーマを位置づけるとともに、5 年間での活性化の目標を「交流」「居住」の視点で記載している。【1. (8) 中心市街地活性化の基本方針、3. [1] 田辺市中心市街地活性化の目標 参照】
	認定の手続	中心市街地活性化協議会を設立し、基本計画の内容について協議を行っている。【9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 参照】
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。【2. [3] 中心市街地要件に適合していることの説明 参照】
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	アンケートにより地域ニーズを把握し、市内の推進体制（中心市街地活性化基本計画策定委員会及び連絡調整会議）や中心市街地活性化協議会を通じて、各事業等の連携・調整に取り組んでいる。【9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 参照】
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「コンパクトなまちづくり」に取り組むことを策定予定の田辺市都市計画マスタープランに位置づけることとしている。また、準工業地域における大規模集客施設の立地制限に取り組むことを明確化している。【10. 中心市街地における都市機能の集積を促進するための措置に関する事項 参照】
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	和歌山県の都市計画マスタープランなどと整合性の取れた計画となっている。【11. その他中心市街地の活性化のための必要な事項参照】
第 2 号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な 4 から 8 までの事業等が記載されていること	目標として掲げている事項の達成に必要な事業を 4. から 8. において記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載している各事業の実施が、数値目標の達成に寄与することを合理的に説明している。【3. 中心市街地の活性化の目標 参照】
第 3 号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	全ての事業において、事業主体は特定しており、本基本計画に記載済みである。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について、平成 25 年度までに完了及び着手を想定したものとなっている。